

2025年7月23日
諮問通知

気候変動に関する各国の義務

暫定訳

気候変動に関する国家の義務

2025年7月23日
勧告的意見

目次

パラグラフ

手続の年表	1-36
I. 管轄権と裁量権	37-49
A. 管轄権	38-43
B. 裁量権	44-49
II. 一般的背景と科学的側面	50-87
A. 決議77/276採択の背景	51-71
B. 関連する科学的背景	72-87
III. 総会が提起した質問の範囲と意味	88-111
A. 総会の要請の範囲	93-97
B. 質問 (a) の意味と範囲	98-100
C. 質問 (b) の意味と範囲	101-111
1. 「これらの義務の下で」	102-103
2. 「法的帰結」	104-106
3. 「国家にとっての」、および「特別な影響を受ける」「特に脆弱な」に関する法的帰結	107-110
4. 「人々および個人」に対する法的帰結	111
IV. 裁判所に提出された質問 (a) : 気候変動に関する国家の義務 気候変動に関する国家の義務	112-404
A. 適用法	113-173
1. 国際連合憲章	115
2. 気候変動条約	116-121
3. 国連海洋法条約	122-124
4. その他の環境条約	125-130
5. 国際慣習法	131-142
(a) 環境への重大な被害 (harm) を防止する義務	132-139
(b) 環境保護のための協力義務	140-142
6. 国際人権法	143-145
7. その他の原則	146-161
(a) 持続可能な開発	147
(b) 共通だが差異ある責任とそれぞれの能力	148-151
(c) 公平性	152-154

(d) 世代間の公平性	155-157
(e) 予防的アプローチまたは原則	158
(f) 「汚染者負担」の原則	159-160
(g) 結論	161
8. 特別法の問題	162-171
9. 結論	172-173
B. 気候変動条約の枠組みにおける国家の義務	174-270
1. 気候変動条約の概要	174-186
2. UNFCCC、京都議定書、パリ協定の関係 パリ協定との関係	187-195
3. UNFCCCにおける各国の義務	196-218
(a) UNFCCCにおける緩和義務	200-208
(b) UNFCCCにおける適応義務	209-213
(c) 国連気候変動枠組条約に基づく協力および支援義務	214-218
4. 京都議定書に基づく各国の義務	219-221
5. パリ協定に基づく締約国の義務	222-267
(a) 一般的見解	224-229
(b) パリ協定に基づく緩和義務	230-254
(i) 国が決定する貢献を策定、報告および維持する義務	234-236
(ii) 国が決定する貢献の内容	237-249
(iii) 国が決定する貢献の実施及び国内緩和措置の実施	250-254
(c) パリ協定に基づく適応義務	255-259
(d) パリ協定に基づく資金支援と技術移転、能力構築 を含む協力義務	260- 267
(i) 資金支援	263-265
(ii) 技術開発と移転および能力構築	266-267
C. 気候変動に関する国際慣習法に基づく国家の義務	271-315
1. 環境に対する重大な損害を防止する義務	272-300
(a) 気候系を含む環境への重大な損害のリスク	274-279

(b) 求められる行動の基準としての相当の注意 (デューデリジェンス)	280-300
(i) 適切な措置	281-282
(ii) 科学のおよび技術的情報	283-286
(iii) 関連する国際ルールおよび基準	287-289
(iv) 異なる能力	290-292
(v) 予防的アプローチまたは原則およびそれぞれの措置	293-294
(vi) リスク評価と環境影響評価	295-298
(vii) 通知と協議	299
(viii) 結論	300
2. 協力義務	301-308
3. 条約による義務と気候変動に関する国際慣習法による義務との関係	309-315
D. 他の環境条約に基づく国家の義務	316-335
1. オゾン層条約とモントリオール議定書	319-324
2. 生物多様性条約	325-330
3. 国連砂漠化防止条約	331-334
E. 海洋法に基づく国家の義務と関連問題	336-368
1. 国際海洋法に基づく国家の義務	339-354
2. 海面上昇と関連問題に関する国家の義務	355-365
3. その他の関連文書	366-368
F. 国際人権法に基づく国家の義務	369-404
1. 気候変動が人権の享受に及ぼす悪影響	372-386
2. 清浄で健康的かつ持続可能な環境に対する権利	387-393
3. 人権条約の適用範囲	394-402
V. 裁判所に提出された質問 (b) : 気候系やその他の環境に重大な損害を与える国家の行為や不作為による法的結結	405-456
A. 適用法	407-420

B. 気候変動の文脈における国家責任の決定	421-443
1. 帰属に関する問題	425-432
2. 因果関係に関する質問	433-438
3. 基礎となる義務のエルガ・オムネス的性格	439-443
C. 不法行為から生じる法的結結	444-455
1. 履行義務	446
2. 中止義務と再発防止の保証	447-448
3. 賠償義務	449-455
(a) 返還	451
(b) 賠償	452-454
(c) 満足	455
運用条項	457

暫定訳

略語、頭字語、短縮形

機関

CMA	パリ協定締約国会議
COP	気候変動枠組み条約締約国会議
ICAO	国際民間航空機関
IPCC	気候変動に関する政府間パネル
ILC	国際法委員会
IMO	国際海事機関
ITLOS	国際海洋法裁判所
UNEP	国連環境計画
WHO	世界保健機関
WMO	世界気象機関

条約

生物多様性条約	生物多様性条約
気候変動条約	UNFCCC、京都議定書、パリ協定
ICCPR	市民的及び政治的権利に関する国際規約
ICESCR	国際人権規約、経済的社会的及び文化的権利に関する国際規約
モントリオール議定書	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書
砂漠化防止条約	深刻な砂漠化を経験している国々（特にアフリカにおいて深刻な干ばつおよび／または砂漠化を経験している国々）における砂漠化と闘うための国際連合条約
国連海洋法条約	海洋法に関する国際連合条約
UNFCCCまたは枠組み条約	気候変動枠組条約
オゾン層条約	オゾン層保護のためのウィーン条約

IPCC文書

IPCC、*気候変動2023：統合報告書*

IPCC、2023年、*気候変動2023：統合報告書*、気候変動に関する政府間パネル第6次評価報告書への第1、2、3作業部会の貢献

IPCC、2023年政策決定者向け要約

IPCC、2023年、政策決定者向け要約、*気候変動2023年：統合報告書*、気候変動に関する政府間パネル第6次評価報告書に対する第1、2、3作業部会の貢献

IPCC 2023用語集

IPCC、2023年、*気候変動2023年：統合報告書*
PCC、2023年、気候変動に関する政府間パネル第6次評価報告書への第1作業部会、第2作業部会、第3作業部会の貢献、附属書I、用語集

IPCC、2022年、第3作業部会の貢献

IPCC、2022年、*気候変動2022年：気候変動の緩和*、気候変動に関する政府間パネル第6次評価報告書に対する第3作業部会の貢献

IPCC、2022年、第2作業部会の貢献

IPCC、2022年、*気候変動：影響、適応、脆弱性*、気候変動に関する政府間パネル第6次評価報告書に対する第2作業部会の貢献

その他の略語

ILC 国家の責任に関する記事

国際法委員会『国際的に不正な行為に対する国家の責任』
2001年*国際法委員会年鑑*第2巻第2部

EIA

環境影響評価

GHG

温室効果ガス

NDC

国が決定する貢献（国別削減目標）

国際司法裁判所

2025年

2025年
7月23日
一般リスト
第187号

2025年7月23日

気候変動に関する国家の義務

管轄権と裁量権

裁判所に提出された質問は法的な性格を有するものである - 当裁判所は、要請されたる管轄権を有する - 裁判所が要請された勧告的意見を述べることを拒否するやむを得ない理由はない。

* *

決議77/276の採択の背景 - 気候変動の深刻かつ広範な影響 - 1968年から2015年までに国際レベルで気候系 (climate system) およびその他の環境要素を保護するためのリスクを特定するために講じられた最も関連性の高い措置 - 関連する科学的背景 - 気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の報告書は、気候変動の原因、性質、影響に関する最も信頼できる科学的知見を構成する - IPCCの気候変動の原因と影響に関する所見 - 温室効果ガス (GHG) の排出と気候変動 - 緩和措置と適応措置。

* *

総会が提起した質問の範囲と意味

質問(a) と (b) は相互に関連しており、気候系に悪影響を及ぼす活動に関する各国の義務と、その法的帰結を明らかにすることを裁判所に求めている。 - 関連する行為とは、気候系および環境の他の部分が、人為的な温室効果ガスの排出によって悪影響を受ける結果となる、国家のすべての行為または不作為を指す。

質問(a)の意味と範囲 - 国際連合総会は、国際法に基づく各国の義務について、裁判所の意見を求める。質問(a)は、既存の義務の特定に限定されている。

質問(b)の意味と範囲 - 質問(a)で特定された義務に国家が違反した場合、法的帰結が生じる - 当裁判所は、特定の国家または国家グループに関してではなく、一般的な観点から法的帰結についての判断を求められている - 温室効果ガス (GHG) の排出により、気候系その他の環境に影響を及ぼした可能性のある国家の行為または不作為に関する法的帰結 - 「特に影響を受けた」または「特に脆弱な」国家に関する法的帰結 - 国際慣習法上の国家責任に関する規則の適用は、被害を受けた国家のカテゴリーや立場によって異なるものではない - 当裁判所は、特定の被害を受けた国家または国家群に関する具体的な法的帰結を決定する義務はない - 「国民および個人」に関する法的結果 - 手続き的・実体的な権利と義務を定める特定の条約その他の法的文書の関連性。法的帰結は、国家による質問(a)で特定された義務の違反から生じる - 裁判所は、特定の国家または国家グループに関してではなく、一般的な方法で法的帰結を扱うよう要請されている - 行動または不作為によって、気候システムおよび温室効果ガス排出を通じて他の環境に悪影響を及ぼした可能性のある国家に対する帰結 - 「特別な影響を受ける」または「特に脆弱である」国家に関する帰結 - 国際慣習法上の国家責任の規則の適用は、損害を受けた国のカテゴリーや地位によって異なるものではない - 裁判所は、特定の損害を受けた国または国のグループに関する特定の法的帰結を決定するよう求められていない - 「人々および個人」に関する法的帰結 - 手続上および実質上の権利と義務を定める特定の条約およびその他の法的文書との関連性。

* *

裁判所に提出された質問(a)：気候変動に関する国家の義務。

適用法 - 当裁判所による、予断なく、関連すると思われる国際法のルールリスト。

最も直接的に関連する条約法 - 国際連合憲章 - 気候変動関連 - 国連気候変動枠組条約 (UNFCCC)、京都議定書、パリ協定 - 国連海洋法条約 (UNCLOS) - 環境関連条約 - オゾン層条約、モントリオール議定書、モントリオール議定書キガリ改正案、生物多様性条約、砂漠化条約。

最も直接的に関連する国際慣習法 - 著しい環境破壊を防止する国家の義務 - 環境保護のための協力義務。

最も直接的に関連する国際人権法 - 人権に関する中核的条約 - 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 - 市民的及び政治的権利に関する国際規約 - 国際慣習法に基づく人権。

最も直接的に関連する法的規則の解釈および適用に関する指針 - 持続可能な開発の原則 - 共通だが差異ある責任とそれぞれの能力の原則 - 衡平性 - 世代間衡平性 - 予防的アプローチまたは原則。

特別法は、気候変動条約による他の国際法規則の一般的排除につながるものではない。

気候変動条約の枠組みに基づく国家の義務

気候変動関連条約とその管理機関の関連する決定事項の検討 - 「行動義務」と「結果義務」の区別は必ずしも厳格ではない - 気候変動関連条約における共通だが差異ある責任とそれぞれの能力の原則 - 京都議定書とパリ協定に参考として盛り込まれた予防的アプローチまたは原則 - 気候変動関連条約に盛り込まれた持続可能な開発の原則 - 気候変動関連条約に盛り込まれた公平性と世代間衡平性 - 気候変動条約の枠組みにおける原則と確認された協力義務 - 気候変動関連条約の運営機関の決定事項の関連性と法的効果

気候変動枠組条約、京都議定書、パリ協定の関係 - 後法優先の原則 (Lex posterior rule) - 3つの気候変動関連条約の間に矛盾はない。

気候変動枠組条約に基づく各国の義務 - 人為的な温室効果ガスの排出による気候変動に対処するための一般的枠組み - 緩和義務 - 附属書I締約国の義務 - 適応義務 - 協力と支援の義務 - 協力義務は行動義務であり、その履行は相当の注意 (due diligence) の基準に照らして評価される。

京都議定書に基づく各国の義務 - 議定書は、特定の締約国に排出削減の定量的約束を義務付けることにより、UNFCCC の下での特定の義務を具体化した - 議定書は、UNFCCC の下での緩和義務を規定し、強化した - 京都議定書は引き続き効力を有する。

パリ協定に基づく締約国の義務 - 緩和、適応、資金、技術開発と移転、行動と支援の透明性、キャパシティビルディングに関する義務 - 第2条の1.5℃の閾値は、世界平均気温の上昇を限定するための締約国の合意された主要な気温目標 - 共通するが差異ある責任とそれぞれの能力の原則の関連性 - 協力義務が複数の規定に反映されている - 相互に支援的な行動義務と結果義務 - 当事者の行動義務の遵守は、当該当事者が相当の注意を払って最善の努力を尽くしたかどうかによって判断される。

緩和義務 - パリ協定第4条2項 - 国の決定する貢献 (NDC) の作成、通知、維持に関する結果義務 - 締約国はNDCの内容について限定的な裁量権を有する - 共通だが差異ある責任とそれぞれの能力の原則の関連性 - NDCは、全体としてパリ協定の目的を実現できるものでなければならない - NDCの実施と国内緩和措置の行動義務 - 義務は締約国に相当の注意 (due diligence) を払って行動することを要求する - 相当の注意 (due diligence) の基準は厳格である。

適応義務 - パリ協定第7条9項 - 締約国の適応義務の履行は、締約国の適応義務の履行は、相当の注意 (due diligence) の基準に照らして評価される - 適応義務は緩和義務を補完する。

資金支援、技術移転、キャパシティビルディングを含む協力義務 - 環境保護のための慣習上の協力義務は、パリ協定の下での条約に基づく協力義務を強化する - 各国は協力手段を自由に選択できる - 手段は、誠実かつ相当の注意 (due diligence) の義務と整合的でなければならない - 主な協力形態としては、財政援助、技術移転、能力構築などが挙げられる。

気候変動に関する国際慣習法に基づく国家の義務

環境への重大な損害を防止する義務 - この義務の気候系に対する適用 - 義務の適用を発動する環境への重大な損害のリスク - 被害発生蓋然性または予見可能性、およびその重大性または規模 - 気候系およびその他の環境部分に著しい害をもたらす大気中への温室効果ガス排出の蓄積 - 人為的気候変動に寄与する多様な形態の行為の拡散的かつ多面的な性質により、義務の適用が排除されないこと - 適切な注意義務が求められる行動基準 - 科学的・技術的情報の関連性 - 締約国会議の決定の役割 - 適切な注意義務の基準を決定する上で、国家の能力が重要な要因となること - 予防的アプローチまたは原則が、国家が求められる行動基準を決定する際の指針となること - 環境影響評価 (EIA) - 気候変動の文脈におけるEIAの特有性 - 通知と協議。

協力する義務 - 気候変動の特殊性により、各国は他の国々と協力して個別対策を講じる必要がある - 各国は、適切な集団的行動の形態に到達するため、誠実な努力を払う必要がある - 集団的な温度目標を達成する必要性という文脈におけるこの義務の特別な重要性 - 協力義務はすべての国家に適用される。

気候変動に関する条約上の義務と国際慣習法上の義務との関係性 - 条約上の規律と慣習国際法上の規律とは独立した存在である - 気候変動に関する条約上の義務と、それらを実施する国家の慣行 - 一般的な慣習的義務を形成し、またその逆も同様である - 国家が気候変動に関する条約を遵守することは、その国家が環境に対する重大な危害を防止し、協力すること - 気候変動条約の締約国コミュニティと、締約国と同等の方法で協力している非締約国は、慣習上の義務を履行しているとみなされる場合がある - 非締約国は、その政策および慣行が慣習上の義務に適合していることを立証する責任を負う。

環境条約に基づく国家の義務 - オゾン層条約 - モントリオール議定書 - 生物多様性条約 - 砂漠化条約 - 裁判所は、気候システムの保護に適用され、関連する可能性のあるすべての条約を取り上げを求められていない - 環境条約に基づく義務は、気候系の保護に関連している - 環境条約、気候変動条約、国際慣習法に基づく関連義務は、相互に補完し合っている。

海洋法に基づく国家の義務と関連する問題 - UNCLOSに基づく国家の義務 - 人為的な温室効果ガスの排出は、UNCLOSの意味における海洋環境の汚染として特徴づけられる可能性がある - UNCLOS第12章の適用可能性 - UNCLOS第192条、第193条、第194条、第197条、第206条の適用可能性 - UNCLOS、気候変動関連条約、環境関連条約、および国際慣習法のルールは、相互に影響を与え合う - 海面上昇および関連する問題に関連する国家の義務 - 基準線、海洋権益、海上境界および国家資格の保全の問題 - UNCLOS締約国は、海図や地理的座標のリストを更新する義務を負わない - 国家が成立した後、その構成要素の1つが消滅しても、必ずしも国家資格の喪失を意味しない。

国際人権法に基づく国家の義務 - 気候変動が人権の享受に及ぼす悪影響 - 環境の保護は人権の享受の前提条件である - 気候変動により、その実効的な享受が損なわれる可能性のある人権 - 生命に対する権利 - 健康に対する権利 - 十分な生活水準を享受する権利 - プライバシー、家族および家庭および居住の権利 - 女性、子どもおよび先住民族の権利 - 清浄で健康的かつ持続可能な環境に対する権利 - 人権条約の領土的適用範囲は、各条約の具体的規定を踏まえて検討される。

* * *

当法廷に提出された質問(b) : 気候システムおよびその他の環境部分に重大な被害をもたらす国家の行為および不作為から生じる法的帰結 - 国家責任に関する規則の適用可能性 - 気候変動の文脈における義務違反の責任は、国際慣習法に基づく国家責任に関する規則を適用して決定される。

気候変動の文脈における国家責任の決定 - 義務の時間的範囲は、具体的評価の要素の要素を含む - この問題は、本勧告的意見の範囲を超える - 帰属 - 行為や不作為を国家に帰属させることの困難性 - 民間主体の行為 - 不法行為の累積的性質 - 国家責任に関する原則的な規則は、複数の国家によって引き起こされた損害の状況に対応可能 - 被害を受けた各国は、気候系および環境の他の部分に損害をもたらす国際的に不法な行為を行った各国家の責任を個別に問うことができる - 複数の国家が同一の国際的に不法な行為について責任を負う場合、それぞれの国の責任を問うことができる - 因果関係 - 既存の法的基準 (十分に直接的かつ確実な因果関係) の適用可能性 - 気候変動の文脈では、因果関係は各事例において、具体的評価を通じて確立されなければならない - 気候系および環境のその他の部分に対する人為的な温室効果ガス排出からの保護に関する義務は、すべての国家に対して存在する (erga omnes) - 被害を受けた国家および被害を受けていない国家に対する救済措置の可用性。

不法行為から生じる法的帰結 - 帰結は、その具体的な違反および特定の損害の性質によって異なる - 履行義務 - 中止義務および不反復の保証 - 原状回復、賠償、満足による賠償義務

勸告的意見

出席者 岩澤所長、セブティンデ副所長、トムカ、アブラハム、ユスフ、薛、バンダリ、ノルテ、チャールズワース、ブラント、ゴメス・ロブレド、クリーブランド、アウレスク、トラディ判事、ゴーティエ書記官。

気候変動に関する各国の義務について、

裁判所の構成は上記のとおりである。

以下のとおり、勸告的意見を述べる：

1. 2023年3月29日に国連総会（以下「総会」）が採択した決議77/276には、裁判所の勸告的意見が求められている問題が定められている。国際連合事務総長は、2023年4月12日付けで2023年4月17日に受領した書簡により、これらの問題を諮問意見に付すという総会の決定を当裁判所に正式に伝えた。この書簡には、決議の英文および仏文の認証済み正本が同封されていた。決議文は以下の通りである：

「総会」

気候変動が文明的な規模を持つ前例のない挑戦であり、人類の現在および将来の世代の幸福が、それに対する我々の緊急かつ迅速な対応にかかっていることを認識し、

2022年12月14日の決議77/165ならびに人類の現在および将来の世代のための地球気候の保護に関する他のすべての決議および決定、ならびに清潔で健康的かつ持続可能な環境に対する人権に関する2022年7月28日の決議76/300を想起し、

我々の「世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」と題する2015年9月25日の決議70/1も想起し、

さらに、2022年7月7日の人権理事会決議50/9および人権と気候変動に関するこれまでの理事会決議、2021年10月8日の理事会決議48/13、ならびにジェンダー平等と女性のエンパワーメントを確保する必要性を想起する、

国際連合憲章、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、児童の権利に関する条約、海洋法に関する国際連合条約、オゾン層の保護に関するウィーン条約、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書、特にアフリカにおいて深刻な干ばつおよび／または砂漠化を経験している国々における砂漠化と闘うための生物多様性条約および国際連合条約、ならびに気候変動とその悪影響の原因となる活動に関連する国家の長期的な行動に対する、国連人間環境会議宣言および環境と開発に関するリオ宣言に反映されているものを含む、国際慣習法の関連原則および関連義務に関するその他の文書の重要性を強調する。

気候変動枠組条約、京都議定書、パリ協定が、気候変動がもたらす脅威に断固として対処する決意の表明であることを想起し、すべての当事者にこれらを完全に実施するよう促し、(1) 各国が現在決定した温室効果ガス排出削減目標の合計と、工業化以前と比べて全球平均気温上昇を2度未満に抑えるために必要な排出削減量との間の大きな乖離、および(2) 現在の適応措置のレベルと、気候変動の悪影響に対応するために必要な適応措置のレベルとの間の乖離について深刻な懸念を表明する。

また、気候変動枠組条約およびパリ協定は、衡平性と、共通だが差異ある責任およびそれぞれの能力の原則を反映し、異なる国情に照らして実施されることを想起する、

全ての国、特に開発途上国が気候変動の悪影響に対して脆弱であり、後発開発途上国や小島嶼開発途上国など、気候変動の悪影響に対して特に脆弱であり、かつ著しい能力制約がある国が、持続的な干ばつや異常気象、土地の損失と劣化、持続的な洪水、異常気象、影響を受ける人々の移住につながり、食糧安全保障、水の利用可能性、生計をさらに脅かすだけでなく、あらゆる形態と次元の貧困を根絶し、持続可能な開発を達成するための努力をも脅かす。

特に、気候変動に関する政府間パネルの報告書において、温室効果ガスの人為的排出が20世紀半ば以降に観測された地球温暖化の主要な原因であること、より頻繁で激しい極端な事象を含む人為的な気候変動が、自然の気候変動性を超えて、自然や人々に広範な悪影響と関連する損失や損害を引き起こしていること、そして部門や地域を問わず、最も脆弱な人々やシステムが不均衡な影響を受けていることが観測されていることなど、科学的コンセンサスに最大限の懸念をもって留意する。

気温が上昇するにつれて、気候や天候の極端な変化による影響や、ゆっくりと発生する現象が、社会的、文化的、経済的、環境的な脅威をますます大きくしていくことを認識する。

適応能力を強化し、気候変動の悪影響に効果的に対応するため、また、これらの影響に特に脆弱な途上国において、これらの影響に関連する損失と損害を回避し、最小化し、対処するための協力的アプローチを実施するため、資金、能力構築、技術移転を含め、行動と支援を拡大することの緊急性を強調する。

有意義な緩和措置と実施に関する透明性の観点から、2020年までに年間1000億米ドルを共同で動員するとの先進国の目標がまだ達成されていないことに深刻な懸念を表明し、先進国に対し、この目標を達成するよう求める。

国際連合憲章第96条に従い、国際司法裁判所規程第65条に基づき、国際司法裁判所に対し、以下の問題に関する勧告的意見を出すよう要請することを決定する：

国際連合憲章、市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、気候変動枠組条約、パリ協定、海洋法に関する国際連合条約、相当な注意 (due diligence) 義務、世界人権宣言で認められた権利、環境に対する重大な損害 (harm) の防止原則、海洋環境を保護し保全する義務を特に考慮し、

- (a) 人為的な温室効果ガスの排出から気候システムおよび環境の他の部分を保護することを、国家および現在・将来の世代のために確保するための、国際法上の国家の義務とは何か
- (b) 国家が、その行為や不作為によって、気候システムおよび環境の他の部分に重大な害を及ぼした場合、これらの義務に基づき、国家に対してどのような法的帰結がもたらされるか：

- (i) 特に小島嶼開発途上国など、その地理的状況や開発水準により、気候変動の悪影響によって損害を受けたり、特別な影響を受けたり、気候変動の悪影響に対して特に脆弱であったりする国。

(ii) 気候変動の悪影響の影響を受ける現在および将来の世代の人々および個人 (Peoples and individuals) ?

2. 2023年4月17日付の書簡により、副書記官は、規程第66条第1項に従い、裁判所に出頭する権利を有するすべての国に対し、勧告的意見の要請を通知した。
3. 2023年4月20日付の命令において、裁判所長は、国際連合とその加盟国が、裁判所に対し提出された諮問事項に関する情報を提供できる見込みであると判断し、国際連合憲章第66条第2項に従い、当該諮問事項に関する書面による意見書を裁判所へ提出する期限を2023年10月20日とし、書面による意見書を提出した国および国際機関が、他の国および国際機関が提出した書面による意見書に対し書面によるコメントを提出する期限を2024年1月22日とした。第2項に基づき、2023年10月20日を期限として、国連およびその加盟国が、裁判所に対し、提出された書面による意見に関する書面による情報を提供することができる見込みであると決定し、また、2024年1月22日を期限として、書面による意見書を提出した国および国際機関が、他の国および国際機関が提出した書面による意見書に関する書面によるコメントを提出することができる期限を、条約第66条第4項に基づき、決定した。
4. 2023年4月21日付の書面により、書記官は国際連合およびその加盟国に裁判所の決定を通知し、命令の写しを送付した。
5. 国際自然保護連合（2023年5月19日付）、気候変動と国際法に関する小島嶼国委員会（2023年6月1日付）、欧州連合（2023年6月14日付）およびアフリカ連合（2023年7月6日付）からの要請に関する決定において、裁判所は、その規程第66条に従い、当該国際機関が裁判所へ提出された質問に関する情報を提供できる可能性が高いと判断し、したがって、裁判所長官の2023年4月20日付命令で定められた期限内にその情報を提供することができるものと決定した。
6. 規程第65条第2項に従い、国際連合事務局は、2023年6月30日付の国際連合法律顧問からの書簡を隠れ蓑として、総会が策定した質問を明らかにする可能性の高い文書の一式を当裁判所に伝達し、同書面は2023年7月3日に登録簿に受理された。
7. 2023年7月、バヌアツと14の共同署名国、気候変動と国際法に関する小島嶼国委員会、チリはそれぞれ、2023年4月20日付の裁判所長の命令で定められた期限を3カ月延長するよう裁判所に要請した。
8. 2023年8月4日付の命令により、裁判所長は、規程第66条第2項に従い、問題に関するすべての意見書を裁判所に提出できる期限を2024年1月22日まで延長し、また、意見書を提出した国および国際機関が、規程第66条第4項に従い、他の意見書に対する意見書を提出できる期限を2024年4月22日まで延長した。
9. 石油輸出国機構から受領した要請（2023年8月11日付）について、裁判所長は、規程第66条に従い、この国際機関が裁判所に提出された質問に関する情報を提供できる可能性が高く、その結果、2023年8月4日付の裁判所長の命令により延長された期限内にこれを行うことができると決定した。

10. アフリカ・カリブ海・太平洋諸国機構（2023年9月6日付）、メラネシア先鋒グループ（2023年9月11日付）、フォーラム漁業庁（2023年9月11日付）、太平洋共同体（2023年9月25日付）および太平洋諸島フォーラム（2023年10月18日付）から受領した要請に対する裁定、裁判所は、規約第66条に従い、これらの国際機関は裁判所に提出された質問に関する情報を提供できる可能性が高く、その結果、2023年8月4日付の裁判所長の命令により延長された期限内に提供できる可能性があるとして決定した。

11. 規程第65条第2項に基づき、国際連合事務局は、2023年10月30日付の国際連合法律顧問からの書簡により、裁判所に提出された質問の解明に資すると思われる文書を裁判所に伝達した。

12. 2023年11月と12月、太平洋共同体、キリバス、アフリカ連合、ナウルは、裁判所に対し、2023年8月4日付の裁判所長の命令によって延長された期限を少なくとも4カ月延長するよう要請した。

13. 所長は2023年12月15日付の命令により、上記の要請および当裁判所が適時に勧告的意見を出すことの重要性を考慮し、規約第66条第2項に従い、問題に関するすべての意見書を裁判所に提出できる期限を2024年3月22日まで、意見書を提出した国および国際機関が規約第66条第4項に従い、他の意見書に対する意見書を提出できる期限を2024年6月24日まで延長した。

14. 小島嶼国連合から受領した要請（2023年11月30日付）について、裁判所は、その規約第66条に従い、同国際機関が裁判所に提出された質問に関する情報を提供できる可能性が高いこと、その結果、2023年12月15日付の裁判所長の命令により延長された期限内にこれを行うことができる可能性があることを決定した。

15. 2023年12月21日にクック諸島から受領した要請について裁定し、裁判所は、2023年12月15日付の裁判所長の命令により延長された期限に従い、クック諸島に対し、勧告的手続において、他の国または国際機関が作成した意見書に対する意見書および意見書を提出する権限を付与することを決定した。

16. 締約国から受領したナウル協定事務局（2024年2月21日付）および世界保健機関の認可（2024年3月21日付）に対する要請について、裁判所は規約第66条に従い、これらの国際機関が裁判所に提出された質問に関する情報を提供できる可能性が高く、その結果、2023年12月15日付の裁判所長の命令によって延長された期限内にこれを行うことができると決定した。

17. 2023年12月15日付の裁判所長命令により延長された期限内に、ポルトガル、コンゴ民主共和国、コロンビア、パラオ、トンガ、石油輸出国機構、国際自然保護連合、シンガポール、ペルー、ソロモン諸島、カナダ、クック諸島、セーシェル、ケニア、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン（共同）、メラネシア先鋒国グループ、フィリピン、アルバニア、バヌアツ、ミクロネシア連邦、デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン（共同）、フィリピン、アルバニア、バヌアツ、ミクロネシア連邦、バヌアツ、バヌアツ（共同デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン（共同）、メラネシア先鋒グループ、フィリピン、アルバニア、バヌアツ、ミクロネシア連邦、サウジアラビア、シエラレオネ、スイス、リヒテンシュタイン、グレナダ、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、ベリーズ、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、オランダ王国、バハマ、アラブ首長国連邦、マーシャル諸島；ナウル協定締約国；太平洋諸島フォーラム；フランス；ニュージーランド；スロベニア；キリバス；フォーラム漁業庁；中国；東ティモール；大韓民国；インド；日本；サモ

ア；小島嶼国連合；イラン・イスラム共和国；ラトビア；メキシコ；南アフリカ；エクアドル；カメルーン；スペイン；バルバドス；アフリカ連合；スリランカ；アフリカ・カリブ海・太平洋諸国機構；マダガスカルウルグアイ、エジプト、チリ、ナミビア、ツバル、ルーマニア、アメリカ合衆国、バングラデシュ、欧州連合、クウェート、アルゼンチン、モーリシャス、ナウル、世界保健機関、コスタリカ、インドネシア、パキスタン、ロシア連邦、アンティグア・バーブーダ、気候変動と国際法に関する小島嶼国委員会、エルサルバドル、ボリビア、オーストラリア、ブラジル、ベトナム、ドミニカ共和国、ガーナ、タイ、ドイツから意見書が提出された。

18. 2024年3月28日付の連絡により、事務局は意見書を提出した国および国際機関に対し、他の国および国際機関が提出した意見書は登録簿が管理する指定のウェブポータルからダウンロードできることを通知した。

19. 裁判所は例外的に、ネパール、ブルキナファソ、ガンビアによる意見書の提出を許可した。

20. 2024年4月12日付の書簡により、事務局は国際連合および陳述書を提出していない裁判所に出席する権利を有する国に対し、訴訟手続において提出された意見書のリストを通知した。

21. 意見書の提出後、2024年4月から5月にかけて、フィジー、ナイジェリア、バングラデシュ、ナウル、アフリカ・カリブ海・太平洋諸国機構、クック諸島、パラオ、キリバス、フォーラム漁業庁、フィリピン、アンティグア・バーブーダ、メラネシア先鋒グループ、バヌアツ気候変動と国際法に関する小島嶼国委員会、ツバル、サモア、チリ、東ティモール、小島嶼国連合、グレナダ、セントルシア、セントビンセント・グレナディーンおよびエジプトは、意見書提出期限の追加延長を裁判所に要請した。

22. 所長は2024年5月30日付の命令により、上記の要請、および当裁判所が適時に勧告的意見を出すことの重要性を考慮し、規約第66条4項に従い、意見書を提出した国および国際機関が他の意見書についての意見書を提出できる期限を2024年8月15日まで延長した。

23. 2024年7月8日付の連絡により、事務局は国際連合ならびに総会から提出された質問に関する情報を提供できる可能性が高いとみなされた国および国際機関に、裁判所が2024年12月2日に開始される勧告的意見の要請に関する公聴会を開催することを決定したことを通知した。さらに名宛人は、公聴会に参加する意思がある場合、2024年10月2日までに事務局に通知するよう求められた。口頭審理では、国際連合、各国および国際機関は、意見書および場合によっては意見書の提出の有無にかかわらず、情報を提供できる可能性が高いと判断された場合、口頭意見書を提出できることが明記された。

24. 2024年5月30日付の裁判所長命令により延長された期限内に、パラオ、ドミニカ共和国、東ティモール、欧州連合、コンゴ民主共和国、セーシェル、フランス、メラネシア先鋒国グループ、ケニア、アンティグア・バーブーダ、エルサルバドル、ラトビア、ソロモン諸島、バハマ、ナミビア、ニュージーランド、コロンビア、キリバス、クック諸島、コロンビア連邦、キリバス、クック諸島、ニュージーランド、ニュージーランド、コロンビア、キリバス、クック諸島、クック諸島、クック諸島、メラネシア先鋒国グループケニア；アンティグア・バーブーダ；エルサルバドル；ラトビア；ソロモン諸島；バハマ；ナミビア；ニュージーランド；コロンビア；キリバス；クック諸島；ミクロネシア連邦；サウジアラビア；スリランカ；フィリピン；スイス；コスタリカ；気候変動・国際法に関する小島嶼国委員会ツバル、マーシャル諸島、ナウル協定事務局締約国、日本、ガンビア、バヌアツ、シエラレオネ、アルバニア、国際自然保護連合、アメリカ合衆国、バルバドス、モーリシャス、サモア、イラン・イスラム共和国、アフリカ・カリブ海・太平洋諸国機構；ブ

ルキナファソ、チリ、ブラジル、ナウル、ベリーズ、カメルーン、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国、パキスタン、ウルグアイ、メキシコ、オランダ王国、オーストラリア、エクアドル、グレナダ、セントルシア、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、ベトナム、バングラデシュ、アフリカ連合、エジプト、太平洋諸島フォーラムから意見書が提出された。

25. 2024年8月19日付の通告により、事務局は陳述書を提出した国および国際機関に対し、2024年5月30日付の裁判所長の命令により延長された期限内に事務局に提出された陳述書に対する意見書は、同登録簿が管理する指定のウェブポータルからダウンロードできることを通知した。

26. 2024年8月30日付の通告により、事務局は、意見書を提出した国および国際機関に対し、裁判所長が例外的に、関連期限の経過後にガーナによる意見書の提出を許可したこと、およびそれらの意見書は前述の指定ウェブポータルからダウンロードできることを通知した。

27. 2024年9月3日付の連絡により、事務局は、国連および意見書を提出していない裁判所に出頭する権利を有する国に対し、参加者および国際機関が提出した意見書は、登録所が管理する指定ウェブポータルからダウンロードできることを通知した。

28. その後、同事務局は、国連ならびに、総会が提出した質問に関する情報を提供できる可能性が高いとみなされた国および国際機関に対し、実務指示XIIに従い、非政府組織が自らの意思で本諮問手続きにおいて意見書を提出したこと、および、これらの意見書は同登録簿がそのために設置したウェブポータルで被申立人が入手できることを通知した。さらに同レジストリは、実施要領XIIに基づき、これらの陳述書は「事件ファイルの一部とはみなされない」ことを想起した。同実施要領によると、このような陳述書は容易に入手できる出版物として扱われ、それに応じて、パブリックドメインにある出版物と同様の方法で、本件で書面および口頭による陳述書を提出する国および政府間機関が参照することができる。

29. 2024年10月2日にパレスチナ国から受領した、規約第66条に基づき口頭審理への参加許可の要請について、裁判所は、パレスチナ国が総会から提出された質問に関する情報を提供できる可能性が高いと決定した。したがって、パレスチナ国は、規約第66条に従い、口頭審理への参加を認められた。

30. 2024年10月15日付の書簡により、登録官は口頭審理に参加する国及び国際機関に口頭審理参加者リストを通知し、口頭審理の詳細な日程を同封した。また、同書簡により、口頭手続の組織に関する一定の実務的な取り決めについても通知した。

31. 口頭審理への追加的な参加国を認めるという裁判所の決定を受けて、登録官は2024年11月5日付の書簡により、口頭審理に参加する国および国際機関に対し、最新の審理日程を通知した。

32. 2024年11月6日付の書簡により、事務局は国際連合および口頭審理に参加していない加盟国に対し、参加者のリストおよび順序を含む審理日程を通知した。

33. 2024年11月26日、裁判所の招請により、気候変動に関する政府間パネル（以下、「IPCC」または「パネル」）の報告書の過去および現在の執筆者のグループが裁判所のメンバーと会合を持ち、IPCCがその報告書で発表した重要な科学的知見について裁判所の理解を深めた。IPCCは、気候変動の科学的根拠、影響、将来のリスク、適応と緩和の選択肢を提示している。

34. 裁判所は、その規則第106条に従い、提出された陳述書および意見書を口頭審理開始後に一般に公開することを決定した。口頭審理に参加していない国の陳述書および意見書は、口頭審理の初日に公開された。口頭審理に参加した国および国際機関の陳述書および意見書は、それらが口頭陳述を行った日の終わりに閲覧可能とされた。

35. 2024年12月2日、3日、4日、5日、6日、9日、10日、11日、12日、13日に開催された口頭弁論で、裁判所は以下の順序で口頭陳述を聴取した：

バヌアツ共和国およびメ
ラネシア先鋒国グルー
プ：

Ralph Regenvanu氏、気候変動・環境担当特使

アーノルド・キール・ローマン司法長官

イラン・キロエ、スポークスパーソン、政治・安全保障・法務担
当プログラム・マネージャー

ジュリアン・アグオン、ブルー・オーシャン・ロー社長兼創設
者、PC、ハゴーンヤ、グアム

ホルヘ・エンリケ・ビニウアレス、ハロルド・サミュエル教授
(法・環境政策、ケンブリッジ大学)、国際法研究所メンバー

Ms Margareth Wewerinke-Singh、アムステルダム大学サステイナ
ビリティ法准教授、フィジー法学部非常勤教授、バヌアツ弁護士、
ブルー・オーシャン・ロー、PC、グアム、ハゴーンヤ

シンシア・ロサ・バレアギハカ・ハウニヒウヒ (気候変動と闘う
太平洋諸島の学生、活動家、スポークスパーソン)

南アフリカ共和国：

ヴシムジ・マドンセラ、駐オランダ南アフリカ共和国大使

ロミ・ブラマー (国際関係協力省国際法担当主席国法顧問
在オランダ南アフリカ共和国大使館 法律顧問)

コーネリアス・ショルツ

アルバニア共和国側：

アルバニア共和国：欧州外務省事務局長 アルマンド・スカピ氏
アルバニア代表：欧州外務省事務局長 アルマン・スカピ氏

シェリー・ブレア (オムニア・ストラテジーLLP会長、イングラン
ド・ウェールズ弁護士)

ドイツ連邦共和国：

ドイツ連邦共和国代表：ヴィーケ・リュッケルト (ドイツ連
邦共和国外務省副法務顧問兼国際公法局長)

アンドレアス・ツィンマーマン氏 (ポツダム大学公法・国際
公法・欧州連合法教授、ポツダム人権センター所長)

アンティグア・バーブーダ代表： ガストン・ブラウン アンティグア・バーブーダ首相

ザカリーA.R. フィリップス (法務部検事総長室、クラウン・カウン
セルII)

サウジアラビア王国：

在オランダ・サウジ
アラビア王国大使館
特命全権大使 ジャ
ラウィ・トゥルキ・
アル・サウド殿下

オーストラリア：

マイケル・ウッド卿 (KCMG, KC)、イングランド・ウェール
ズ弁護士、トゥエンティ・エセックス (ロンドン)、
ガイダ・バジャバ法律専門家

ジェシー・クラーク司法長官室国際法担当法律顧問
ジェシー・クラーク弁護士 (検事総長室国際法担当)、
スティーブン・ドナヒュー (オーストラリア事務総長)、
ケイト・パーレット (イングランド・ウェールズ弁護士、ト
ウエンティ・エセックス、ロンドン)

バハマ連邦：

バングラデシュ人民共和国：法務大臣、司法長官、レオ・ラ
イアン・ピンダー氏

バングラデシュ人民共和国：

コンウェイ・ブレイク (Debevoise & Plimpton LLP、イング
ランド・ウェールズ上級法廷弁護士、東カリブ最高裁判所弁
護士

タレケ・ムハマド駐オランダ・バングラデシュ人民共和国大
使

パヤム・アカヴァン (LLM SJD (ハーバード大学) Ont FRSC、
トロント大学マッセイ・カレッジ・シニアフェロー兼人権委
員長、常設仲裁裁判所メンバー、Institut de droit
international 準会員、オンタリオ州弁護士会会員、ニュー
ヨーク州弁護士、

デボワーズ&プリンプトン法律事務所キャサリン・アミルフ
ァル氏 (アメリカ合衆国最高裁判所およびニューヨーク州弁
護士)

バルバドス：

バルバドス代表：外務・貿易大臣 Kerrie D. Symmonds
シモンズ外務・貿易大臣

フランソワ・ジャックマン、バルバドス代表、国連大使兼バ
ルバドス常駐代表

- ロバート・G・ヴォルテラ、バルバドス共同代表、アッパーカナダ弁護士協会法廷弁護士、イングランド・ウェールズ法廷弁護士、ヴォルテラ・フィエッタ、ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン客員教授、キングス・カレッジ・ロンドン客員上級講師、
- グンジャン・シャルマ、ニューヨーク州弁護士、ヴォルテラ・フィエッタ
- ベリーズ： ベリーズ代表：ケニック・ウィリアムズ（持続可能な開発と気候変動省最高経営責任者）
- サム・ワーズワース（KC）、法廷弁護士、エセックス・コート・チェンバーズ、イングランド・ウェールズ弁護士、パリ弁護士会会員、
- エイミー・サンダー（エセックス・コート・チェンバーズ法廷弁護士、イングランド・ウェールズ法廷弁護士）
- ボリビア多民族国： ロベルト・カルサディーリャ サルミエン大使
駐オランダ・ボリビア特命全権大使
- ブラジル連邦共和国： ルイス・アルベルト・フィゲイレド・マチャド気候変動特使
ジョージ・ロドリゴ・バンデira・ガリンド外務省法律顧問
- ブルキナファソ： レオポルド・トンゲノマ・ボンクングー駐ベルギー王国ブルキナフソ大使、駐ベルギー王国ファソ大使
ママドゥ・ヘビエ（ライデン大学国際法准教授、常設仲裁裁判所メンバー、ニューヨーク州弁護士）
- カメルーン共和国： Madeleine Liguemoh Ondoua駐オランダ王国カメルーン共和国大使
ピエール・オリヴィエ・サヴォワ氏（パリ、サヴォワ仲裁事務所パートナー、オンタリオ州、ニューヨーク州およびパリ弁護士会会員）
- フィリピン共和国側： 在オランダ・フィリピン共和国大使 J. エドゥアルド・マラヤ3世閣下
メナルド・ゲバラ法務長官
ジュネーブ国連事務局およびその他国際機関駐在フィリピン共和国代表 カルロス・ソレタ氏
- カナダ： ルイ＝マルティン・オーマイス、カナダ国際問題局法律顧問兼局長、グローバル・アフェアーズ・カナダ国際法局長
- チリ共和国： チリ共和国：駐グレート・ブリテンおよび英国大使、シメナ・フエンテス・トリホ
グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国代表
ヴァレリア・キアッピーニ・コスチナ外務省国際法・条約・法制課法律顧問
- 中華人民共和国： Mr. Xinmin Ma、外務省法律顧問、国際法委員会委員；
- コロンビア共和国： ルイス・ジルベルト・ムリーリョ・ウルティア外務大臣、
Carolina Olarte Bácares、駐オランダ・コロンビア大使

アラブ首長国連邦：	アブドゥラ・バララ外務省エネルギー・持続可能性担当副大臣
エクアドル共和国：	マルセロ・バスケス・ベルムデス閣下、エクアドル共和国 アルフレド・クロサト・ノイマン、カディル・ハス大学（イスタンブール）大学助教授（国際法）、リマ弁護士会会員 オムリ・センダー、SJD、弁護士、S. ホロウィッツ&カンパニー
スペイン王国：	コンスエロ・カストロ・レイ検事（検事総長室国家 弁護士） オリオル・ソラ・パルデル、外務省、欧州連合・協力省国際法務室長 サンティアゴ・リボル・カルラ氏、外務・欧州連合・協力省国際法務室長
米国：	マーガレット・テイラー、米国国務省法律顧問
ロシア連邦：	マクシム・ムジヒン外務省法務部長
フィジー共和国：	ルーク・ダウニバル、ジュネーブ国連事務局およびその他国際機関駐在 グレアム・レオン法務長官
フランス共和国：	ディエゴ・コラス欧州外務省法務部長、兼法務大臣
シエラレオネ共和国：	ラワリー司法長官 チャールズ・チェルナー・ジャロ マイアミ大学ロースクール国際法教授、リチャード・A・ハウスラー法学部長、国際法委員会委員および特別報告者、オンタリオ州弁護士
モハメド・ラミン・タ ガーナ：	フランシス・ダンティ・コティア、在オランダ・ガーナ共和国大使 シルヴィア・アマ・アドゥス、司法長官・法務省首席国務弁護士・国際法部長 ナミラ・ネグム大使、元アフリカ連合法律顧問 ナミラ・ネグム、大使、元アフリカ連合法務顧問 ムイン・ボアセ氏、グレート・ジェームズ・ストリート・チェンバーズ、イングランドおよびウェールズ弁護士会会員、ダービー大学国際法上級講師。
グレナダ：	ライ・トーマス（司法長官・法務省王室顧問弁護士、法務省 クロードット・ジョセフ司法長官兼法務大臣 ジャスティン・ソビオン（ニュージーランド、オークランド大学法学部上級講師

- グアテマラ共和国： アナ・クリスティーナ・ロドリゲス・ピネダ駐オランダ・グアテマラ共和国大使
- クック諸島： 外務・移民省条約・多国間・海洋課長 サンドリナ・トンドゥ
フイマオノ・ディラン・アサフォ氏オークランド大学法学部上級講師
- マーシャル諸島共和国： ジョン・シルク（ニューヨーク国連マーシャル諸島共和国大使兼常駐代表）
キャシー・ジェットニル＝キジナー気候特使
ジョナセン・カワカミ 法務次長
- ソロモン諸島： ジョン・ムリア・ジュニア司法長官
ハルジーバン・ナルラ弁護士（ドウティ・ストリート・チェンバーズ、ロンドン）
- インド共和国： ルター・ラングレジ（インド外務省次官兼法律顧問）
- イラン・イスラム共和国： アリ・ムサビ外務省国際法局長
- インドネシア共和国： アリフ・ハヴァス・オグロセノ外務次官
- ジャマイカ： カミナ ジョンソン スミス 外務・貿易大臣
シェリーズ・ゲイル 司法長官室司法長官上級補佐官
ミシェル・ウォーカー検事総長代理（検事総長室）
- パプアニューギニア独立国： Fred Sarufa パプアニューギニア独立国大使兼国連常駐代表（ニューヨーク）
ピラ・コレ・ニニンギ 司法長官兼法務大臣
エリック・ロカイ・クワ氏 司法省・司法長官
レスリー・ベンジャミン・マム 公益弁護士
- ケニア共和国： ハリマ・ムチェケケニア共和国駐オランダ王国大使、
フィービー・オコワ、ロンドン・クイーン・メアリー大学国際公法教授、国際法委員会委員、ケニア高等裁判所弁護士
- キリバス共和国： テブロロ・ティト駐オランダ王国大使兼常駐代表、キリバス共和国 国連代表部（ニューヨーク）
アレタケ・イエントケ法務省人権擁護局長
エヤル・ベンベニスティ ケンブリッジ大学名誉教授 国際法研究所会員

- クウェート国： タラル・スライマン・アル・ファッサム駐オーストリア大使
在ウィーン国際連合・国際機関クウェート国常駐代表
ダン・サロシ（KC、法律顧問）
- ラトビア共和国： ソルヴィタ・アボルティニャ氏、ラトビア共和国駐オランダ王国特
命 全権大使
マルティンス・パパリンスキス氏、ロンドン大学ユニバーシティ・
カレッジ国際公法教授、国際法委員会委員、常設仲裁裁判所委員
- リヒテンシュタイン
公国： パスカル・シャフハウザー駐ベルギー大使
- マラウイ共和国： タボ・チャカカ＝ニレンダ司法長官
タファズワ・パシパノディア氏、フォーリー・ホーグLLPパートナ
ー
- モルディブ： アーメド・ウシャム検事総長
ジェシカ・ウェルズ（イングランド・ウェールズ弁護士、エセッ
クス・コート・チェンバーズ所属
ナオミ・ハート（イングランド・ウェールズ弁護士、エセック
ス・コート・チェンバーズ所属
- アフリカ連合： ハジャー・ゲルディッチ（アフリカ連合法律顧問）
マカネ・モイゼ・ムベンゲ、国際法教授、ジュネーブ大学国際法・
国際機関学部学部長、国際法研究所準会員国際法教授、ジュネーブ
大学国際法・国際機構学
- メキシコ： カルメン・モレノ・トスカーノ閣下メキシコ合衆国王国大使、
アリシア・パトリシア・ペレス・ガレアナ氏、メキシコ合衆国王国大
使館多国間法務担当参事官、
アルフォンソ・アセンシオ・エレラ氏メキシコ合衆国王国大使館公
使、パブロ・アドリアン・アロチャ・オラブレナガ氏 外務省法務顧
問
- ミクロネシア連邦： クレメント・ヨウ・ムララップ法律顧問
- ミャンマー連邦共和国： ソ・リン・ハン ミャンマー連邦共和国：駐ベルギー王国、オラン
ダ王国、ルクセンブルク大公国、クロアチア共和国および欧州連合
大使

- ナミビア共和国： メコンジョ・カアパンダ・ギルヌス駐日大使
ベルギー王国、オランダ王国、ルクセンブルク大公国に対す
るナミビアの代表、および欧州連合代表部代表、
ンジョディ・ヌエニエマ（イングランド・アンド・ウェールズ州弁
護士）
- 日本： 中村和彦 外務省地球規模課題総括審議官
高村ゆかり 東京大学未来ビジョン研究センター教授
アリーナ・ミロン アンジェ大学国際法教授、パリ弁護士会
会員、FAR Avocats設立パートナー
- ナウル共和国： ライオネル・ロウエン・アイニメア外務貿易大臣、
エイリック・ビョルゲ弁護士、ブリストル大学法学教授
- ネパール： アルズ・ラナ・デウバ外務大臣、
ウダヤ・ラジ・サブコタ法務・司法・議会担当大臣、
スヴァンガ・パラジュリ外務次官
- ニュージーランド： ビクトリア・ハラム外務貿易省次官（多国間法務担当
- パレスチナ： アンマル・ヒジャジ国際機関パレスチナ国政府代表部大使
パレスチナ国側：在オランダ国際機関パレスチナ国常駐代表
アンマル・ヒジャジ大使、ケイト・マッキントッシュ法律顧
問、ニルファー・オラル法律顧問
ニルフェル・オーラル法律顧問
- パキスタン・イスラム共和 マンスール・ウスマン・アワン氏、パキスタン司法長官事務所
国：
- パラオ共和国： グスタフ・アイタロ国務大臣
エルネスティン・レンギル司法長官
- パナマ共和国： フェルナンド・ゴメス・アルベラエス外務省国際法務・条約局長
- オランダ王国： ルネ・ルフェベル外務省法律顧問
マート・クムル（気候正義のための世界青年の会ユース代表）
- ペルー共和国： フランカ・デザ・フェレッチオ駐オランダ大使

コンゴ民主共和国：

イヴォン・ミンガシヤン キンシャサ大学教授、国際法委員会委員、ブリュッセル弁護士会名誉会員、キンシャサ／ゴンベ弁護士会会員、

サンドリーヌ・マルジャン＝デュボワ（エクス＝マルセイユ大学法・政治学部、CNRS研究ディレクター）

ニコラ・アンジェレ（ゲント大学およびブリュッセル自由大学教授、ブリュッセル弁護士会会員、ドーティ・ストリート・チェンバーズ（ロンドン）アソシエート・テナント）

ポルトガル共和国側：

パトリシア・ガルバオン・テレス、外務省法務局長

ドミニカ共和国：

ボニ・ゲレーロ・カントドミニカ共和国外務省法務部長

アレハンドラ・トレス・カンプルビ、IE大学法学部国際環境法非常勤教授、Torres Iuris社国際法律顧問、マドリードおよびパリ弁護士会会員、

フリオ・ロハス・バエス、イペロアメリカナ大学国際法教授、米州法委員会副委員長、米州地域文脈における海面上昇の法的影響に関する特別報告者、ドミニカ共和国弁護士

ルーマニア：

アリーナ・オロサン法務部長

グレートブリテンおよび北
アイルランド連合王国：

リチャード・ハーメル卿イングランド・ウェールズ司法長官

セントルシア：

デズモンド・サイモン駐ベルギー東カリブ海諸国大使館特命全権代表
駐ベルギー東カリブ海諸国大使館および駐EU代表部代理大使

ヤン・イヴ・レミー（シュリダス・ランファル・センター所長、外部弁護士）

ケイト・ウィルソン 法務担当官オフィサー

ロシエル・ジョン＝チャールズ 検事総長室第4法廷弁護士

セントビンセント・グレ
ナディーン：

エドモンド・ジャクソン、持続可能な開発ユニット、NDCパートナーシップ国内ファシリテーター、

サーネル・ハダウェイ（法務部検事総長室、第3代法律顧問、気候変動セクター、青少年に関する首相諮問委員会副委員長

ジャスティン・ソビオン（ニュージーランド、オークランド大学法学部シニア・チューター）

サモア独立国側：	ペセタ・ヌメア・シミ、外務貿易省最高責任者 スア・ヘレネ・ウォルワーク検事総長（検事総長室）
セネガル共和国：	ラマトゥライ・バ・フェイ駐オランダ王国大使
セーシェル共和国：	フラヴィアン・ジュベール農業・気候変動・環境大臣 ジャン＝マルク・トゥヴェナン（パリ・ナンテール大学教授、 ハーグ国際法アカデミー事務局長、国際法研究所アソシエー トメンバー、パリ弁護士会会員、シグナ・パートナーズ アンドレス・ヴィレガス・ハラミージョ、イスパノ・ルソ・ アメリカ国際法研究所アソシエート、元国際司法裁判所司法 研究員、コロンビア弁護士会会員、Sygna Partners所属、 アンソニー・デルジャック運輸大臣
ガンビア共和国：	パ・ムサ・ジョバルテ、駐ベルギー・ガンビア共和国大使、 駐EUガンビア共和国代表部代表 チャールズ・チェルナー・ジャロマイアミ大学ロースクール 国際法教授、リチャード・A・ハウスラー法学部長、国際法 委員会委員および特別報告者、オンタリオ州弁護士、 アンドリュー・ローエンスタイン（フォーリー・ホーグLLPパート ナー）、 クリスティーナ・ヒウリアス（フォーリー・ホーグLLPパートナ ー・リー氏、国際法大使、最高経営責任者、シンガポール知的財 産庁長官
シンガポール共和国：	
スロベニア共和国：	マルコ・ラコヴェツ国際法局長 外交・欧州問題担当 ヴァシルカ・サンチン（リュブリャナ大学法学部国際法教授 ダニエル・ミュラー、パートナー、パリ弁護士会会員；
スーダン共和国：	マルワン・アーメド・モハメド・キエ氏、在オランダ・スーダン共 和国大使館、法務官 ファビアン・O・ライモンド、マーストリヒト大学准教授（国 際公法）、ラ・プラタ市弁護士（アルゼンチン）
スリランカ民主社会主義共 和国：	パリンダ・ラナシンヘ・ジュニア大統領顧問弁護士、法務長 官、アヴァンティ・ペレラ 事務次長

- スイス連邦： フランツ・ペレツ連邦外務省国際法局長
- セルビア共和国： アレクサンダル・ガジッチ、セルビア共和国側：外務省首席法律顧問
- タイ王国： スパンワサ・チョティカジャン・タン氏条約・法務局局长
ソンチャイ・チャイパティユット条約法務部次長
- 東ティモール民主共和国： エリザベス・グヴェイア・レイテ・エクスポスト 首相首席補佐官、陸海境界局最高責任者
アダオ・ソアレス・バルボサ特使兼気候問題担当特命全権大使
エラン・ストホーガー、法律顧問、訴訟弁護士、国際法コンサルタント、ブルックリンロースクール非常勤教授、コロンビア大学専門職大学院国際環境法講師
- トンガ王国： リンダ・シミキ・フォラウモエトウイ検事総長（検事総長事務所検事
リンダ・シミキ・フォラウモエトウイ検事総長
ギタンジャリ・バジャジ氏（DLA Piper、パートナー、国際仲裁アジア太平洋共同責任者
- ツバル： エセレロファ・アピネル氏 在フィジー・ツバル高等弁務官、気候変動と国際法に関する小島嶼国委員会事務局長、
レインガネ・イタレリ・タリア ツバル司法長官
フィリップ・ウェッブ（オックスフォード大学ブラバトニク行政大学院国際公法教授、ベリーズ、イングランド・ウェールズ、ニューヨーク州弁護士、トゥエンティ・エセックス、ロンドン）；
- コモロ連合： ユスフ・モンドハ・アスマニ コモロ連合大使
駐エチオピア連邦民主共和国コモロ大使兼アフリカ連合常駐代表
ガイ・フルリー・ントワリ（法学博士、コンサルタント、元アフリカ連合法律顧問）
ジャン・ムーラン・リヨン 第3大学国際法センター所長 国際法教授 キアラ・ネリ
- ウルグアイ東方共和国： アルバロ・ゴンサレス・オテロ氏 駐オランダウルグアイ東方共和国大使
マリアナ・カブレラ（ウルグアイ東方共和国大統領府副長官）
マルコス・ドッタ・サルゲイロ氏 外務省国際法局長
ヤス・バニファテミ氏（ガイヤール・バニファテミ・シェルバヤ紛争法律事務所設立パートナー、パンテオン）・ソルボンヌ大学法学部非常勤教授、ハーバード大学法学部客員教授
グエン・ティ・ラン・アイン（ベトナム外交アカデミー副学長）
- ベトナム社会主義共和国： グエン・ダン・タン 外務省国際法・条約局 局長 法律顧問
- ガンビア共和国： マーシャル・ムチェンデ、法務省事務総長、
サンブワ・シンビャクラ・チレンボ法務省次長
クリスチャン・タムズ（国際法講座法律顧問、グラスゴー国際法・安全保障センター所長

漁業庁フォーラム：

ピオ・マノア、フォーラム漁業庁次長、法律顧問代理

小島嶼国委員会：

ファトゥマナヴァ・オ・ウポル III パオレイ・ルテル、サモア独立国大使兼国連常駐代表、小島嶼国連合（AOSIS）議長、

気候変動と国際法に関する小島嶼国委員会（COSIS）：

リチャード・ブライス・ルディック法律顧問

エルセレアロファ・アピネル、駐ツバル・フィジー高等弁務官、

気候変動と国際法に関する小島嶼国委員会（COSIS）事務局長

キャサリン・アミルファル（Debevoise & Plimpton LLP、米国最高裁判所およびニューヨーク州弁護士、COSIS共同代表

パヤム・アカヴァンLLMマッセイ・カレッジ国際法教授、人権講座、シニア・フェロー、常設仲裁裁判所メンバー、国際法律研究所準会員、ニューヨーク州弁護士、オンタリオ州弁護士会会員、COSIS共同代表

パシフィック共同体：

スチュアート・ミンチン事務局長

コーラル・パシージ気候変動・環境持続可能性担当ディレクター

ヴィンヤール・プラサド（気候変動と闘う太平洋諸島学生ディレクター）

パシフィックフォーラム：

エサラ ナヤシ事務局次長、戦略政策・プログラム担当

アフリカ・カリブ海・
太平洋諸国機構：

世界保健機関（WHO）：事務次長補佐、Ms. Cristelle Pratt、
アフリカ・カリブ海・太平洋諸国機構小島嶼開発途上国フォーラム議長：シェリル・エロイーズ・バザード（KC）

Pierre-Marie Dupuy、パリ第2大学パンテオンアサス校国際法名誉教授、ジュネーブ国際開発研究大学院大学、Institut de droit international会員

ブレンダ・レゾン・サプロ（ユース代表）

世界保健機関：

テドロス・アダノム・ゲブレイエス事務局長、デレク・ウォルトン法律顧問

欧州連合：

アンドレ・ブーケ（法務顧問、欧州委員会法務局員
欧州委員会法務部）

ジョセフィン・ノリス 欧州委員会法務部員

マルゲリータ・ブルッティ・リベラーティ氏（欧州委員会法務部員
欧州委員会法務部ベルンハルト・ホフシュテッター

国際自然保護連合：

事務局長：グレテル・アギラー

クリスティーナ・ヴォイト（オスロ大学公法・国際法学部教授、国際自然保護連合世界環境法委員会委員長）、フランチェスコ・シンディコ（オスロ大学公法・国際法学部教授、国際自然保護連合世界環境法委員会委員長）、

フランチェスコ・シンディコ、ストラスクライド大学国際法教授、国際自然保護連合世界環境法委員会 気候変動法専門家グループ共同議長。

36. 口頭審理終了後、4名の判事が参加者に質問を行い、67名が所定の期限内に、要請に応じて書面で回答した。

*

* *

I. 管轄権と裁量

37. 当裁判所は、勧告的意見の要請を受けた場合、まず、当該要請に関する助言的意見を与える管轄権を有するかどうか、有するとすれば、裁判所がその裁量権を行使して当該要請に応じない理由があるかどうかを検討しなければならない（東エルサレムを含むパレスチナ占領地におけるイスラエルの政策および慣行から生じる法的帰結、2024年7月19日付勧告的意見、22項参照）；チャゴス諸島のモーリシャスからの分離の法的帰結、1965年、勧告的意見、国際司法裁判所報告書2019年（I）、111頁、第54項）。

A. 管轄権

38. 同規定は、「国際連合憲章によって、または国際連合憲章に従って、そのような要請を行う権限を与えられたいかなる機関の要請にも応じ、あらゆる法律問題について勧告的意見を述べることができる」と定めている。当裁判所は、憲章第96条第1項に従い、総会が「いかなる法律問題についても、国際司法裁判所に勧告的意見を求めることができる」と規定していることに留意する。

39. 国際司法裁判所は、国際司法裁判所憲章第96条および国際司法裁判所規程第65条の要件に従い、意見の提出を求められた問題が「法的問題」であることを確認しなければならない。

40. 当裁判所に対して提起された最初の質問は、国際法に基づき、国家が現在・将来の世代のために、温室効果ガス（以下「GHGs」）の人為的排出から気候システムおよび環境のその他の環境を保護する義務に関するものである。第二の質問は、これらの義務のもとで、国家が、その行為または不作為によって、気候系および環境の他の要素に重大な被害を及ぼした場合、気候変動の悪影響の影響を受ける国家並びに現在および将来の世代の国民および個人に関して、どのような法的帰結が生じるかに関するものである。当裁判所は、これらの問題は法的な問題であると考えます。

41. 当裁判所は、さらに、以下のように述べている。

「質問の文面における明確さの欠如は、管轄権を否定するものではない。むしろ、そのような不確実性は解釈における明確化を必要とし、そのような必要な解釈の明確化は、裁判所によってしばしば行われてきた。」（占領されたパレスチナ領土における壁の建設の法的帰結、勧告的意見、国際司法裁判所報告書2004年（I）、153-154頁、38項；占領下パレスチナ地域（東エルサレムを含む）におけるイスラエルの政策及び慣行から生じる法的効果、1974年7月19日勧告的意見、29項）

42. 裁判所は、必要に応じて、提起された質問を解釈する（下記 98 項から 111 項参照）。

43. 以上のことから、当裁判所は、この要請が憲章および裁判所規程の規定に定められた条件を満たしており、したがって要請された意見を述べる管轄権を有すると結論づける。

B. 裁量権

44. 当裁判所が勧告的意見を述べる管轄権を有することは、それを行う義務を負うことを意味しない。当裁判所が繰り返し強調しているように、規約第65条第1項は、「管轄権の条件が満たされていても、当裁判所は勧告的意見を述べることを拒否する裁量権を有すると解釈すべきである」

（チャゴス諸島のモーリシャスからの分離の法的帰結、1965年、勧告的意見、国際司法裁判所報告書2019年（I）、113頁、63項；「イスラエルが占領下のパレスチナ領土（東エルサレムを含む）において実施している政策及び慣行から生じる法的帰結」、1924年7月19日勧告的意見、30項）。

45. この裁量権は、国際連合の主要な司法機関として国際司法裁判所の司法機能の完全性（integrity）を守るためのものである（イスラエルが占領下のパレスチナ領土（東エルサレムを含む）において実施している政策および慣行から生じる法的帰結に関する勧告的意見、2024年7月19日、第30項；チャゴス諸島のモーリシャスからの分離の法的効果、1965年、勧告的意見、国際司法裁判所報告書2019年（I）、113頁、第64項）。当裁判所は、勧告的意見の要請に対する回答が「国連の活動への参加を表明するものであり、原則として拒否されるべきではない」ことを認識している（ブルガリア、ハンガリー、ルーマニアとの平和条約の解釈、第一段階、勧告的意見、国際司法裁判所報告書1950年、71頁；チャゴス諸島のモーリシャスからの分離の法的効果、1965年、勧告的意見、国際司法裁判所報告書2019（I）、113頁、65項；占領下パレスチナ地域（東エルサレムを含む）におけるイスラエルの政策及び慣行から生じる法的効果、1924年7月19日勧告的意見、30項）。

46. したがって、「やむを得ない理由」がある場合に限り、裁判所はその管轄権に属する要請に対して意見を述べることを拒否することができる（イスラエルが占領下のパレスチナ領土（東エルサレムを含む）において実施している政策及び慣行から生じる法的効果に関する勧告的意見、2024年7月19日、第31項；チャゴス諸島のモーリシャスからの分離の法的効果、1965年、勧告的意見、国際司法裁判所報告書2019年（I）、113頁、第65項）。

47. 当裁判所は、決議77/276は国連に加盟する132カ国が共同提案し、無投票で採択されたことを指摘する。このことは、国際連合加盟国の当裁判所の検討に対する関心の強さを強調するものである。

48. 当裁判所は、審理の過程で、ある参加者が、当裁判所が質問に回答することは、その司法機能を超えて立法的役割を担うことになるのではないかと懸念を表明したことに留意する。しかし、当裁判所は次のことを想起する。

既存の法について述べるものであり、立法をするものではない。このことは、当裁判所が法律について述べ、適用する際にその範囲を明確にし、時にはその一般的な傾向を指摘する必要がある場合であっても、同様である。（核兵器の使用または威嚇の合法性、勧告的意見、*I. C. J. Reports 1996 (I)*, p. 237, 18項.）

49. 以上のことから、当裁判所は、総会が要請した意見を述べることを拒否するやむを得ない理由はないと結論づける。

II. 一般的背景および科学的側面

50. 当裁判所は、管轄権を有し、総会が要請した意見を述べることを拒否するやむを得ない理由はないと判断し、次に、決議77/276が採択された背景と、関連する科学的背景について述べる。

A. 決議（77/276）採択の背景

51. 1968年12月3日、総会は決議2398 (XXIII) において、特に「大気汚染、水質汚染、侵食その他の土壌悪化、廃棄物、騒音、殺生物剤の二次的影響などの要因によって引き起こされる人間環境の質の継続的かつ加速的な障害」に留意し、「その結果、人間の状態、その身体的、精神的、社会的福利、尊厳、基本的人権の享受に及ぼす影響」について懸念を表明した。そして、「人間環境の破壊を制限し、可能であればこれを除去するためには、国、地域、国際レベルで行動を強化する必要がある」と確信し、総会は「1972年に国連人間環境会議を開催する」ことを決定した。当裁判所は、気候システムやその他の環境部分を保護するために、リスクを特定するために国際レベルでとられた最も関連性の高い措置のいくつかに言及する。

52. 国連人間環境会議は1972年6月にストックホルムで開催された。この会議で採択された「国連人間環境会議宣言」（以下「ストックホルム宣言」）には、人間環境の保全を目的とした一連の原則、「人間環境のための行動計画」、そしていくつかの決議が盛り込まれている。同会議は、各国政府と国民に対し、「すべての国民とその子孫のために、人間環境の保全と改善のために共通の努力を払う」ことを求めた。

53. 1979年2月、世界気象機関（以下「WMO」）が主催する第1回世界気候会議（「気候と人類に関する専門家会議」）がジュネーブで開催された。この会議で採択された宣言には、次のように記されている。

「化石燃料の燃焼、森林伐採、土地利用の変化によって、前世紀中に大気中の二酸化炭素の量は約15%増加し、現在も年間約0.4%増加している。今後も増え続けられると思われる。二酸化炭素は地球大気の温度を決定する上で基本的な役割を担っており、大気中の二酸化炭素の量が増加すると、特に高緯度地域において、下層大気の温度が徐々に上昇する可能性があると考えられる。

54. 1982年12月10日、国連海洋法条約（以下「UNCLOS」）の署名が開始された。この条約は「海と海洋の法的秩序」を確立し、特に海洋環境の保護と保全について定めている。この条約は1994年11月16日に発効し、現在170カ国が加盟している。

55. 1985年、各国はオゾン層の保護に関するウィーン条約（以下、「オゾン層条約」）を採択した。この条約の目的は、「オゾン層を変化させる、または変化させる可能性のある人間活動から生じる、または生じる可能性のある悪影響から、人間の健康および環境を保護する」ことである（第2条第1項）。この条約は1988年9月22日に発効した。現在の締約国は198カ国である。

56. また1985年には、国連環境計画（以下「UNEP」）、WMO、国際科学会議が共同で、オーストリアのフィラハで「気候変動とそれに伴う影響における二酸化炭素とその他の温室効果ガスの役割の評価に関する国際会議」を開催し、29カ国の科学者が参加した。

この会議で採択された声明の中で、参加した科学者たちは次のように結論づけている。

「温室効果ガスによる気候変動と海面上昇は、酸性沈着や地球のオゾン層に対する脅威など、他の主要な環境問題と密接に関連しており、そのほとんどは人間の活動による大気組成の変化に起因する」（気候変動とそれに伴う影響における二酸化炭素と他の温室効果ガスの役割の評価に関する国際会議報告書、1985年10月9～15日、オーストリア、フィラハ、WMO— No. 661, 1986, 1頁, 2項）。

さらに、「石炭や石油の使用量を減らし、酸性沈着を減らすために省エネを行うことは、温室効果ガスの排出量も減らすことになる」「クロロフルオロカーボン（CFC）の放出を減らすことは、オゾン層の保護に役立ち、気候変動の速度を遅らせることにもなる」と指摘された（*同書*）。同声明によると、これらの結論は、特に「温室効果ガスが、今後1世紀にわたる気候変動の最も重要な原因である可能性が高い」という「現在の基本的な科学的理解のコンセンサス」に基づいている（*同上* 2頁）。同会議は、各国政府と科学界が気候変動に関するプログラムを推進するよう勧告した。

57. 1987年、オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書（以下、モントリオール議定書）がオゾン層条約の締約国によって採択された。この議定書は、成層圏のオゾン層破壊に対処するため、すべての主要なオゾン層破壊物質の生産と消費について、段階的かつ期限付きの段階的廃止義務を定めている。この議定書は1989年1月1日に発効した。現在の締約国は198カ国である。

58. 1988年12月6日、総会は決議43/53を採択し、温室効果ガスの大気中濃度の継続的な増加が地球温暖化をもたらす可能性を示す新たな証拠が出現していることに懸念を表明した。総会は初めて次のことを認識した。

「気候は地球上の生命を維持するための不可欠な条件であるため、気候変動は人類共通の懸念事項である」とし、気候変動は「人類全体に影響を及ぼすものであり、全人類の重要な利益を考慮するよう、グローバルな枠組みの中で対処すべきである」と付け加えた。

59. 同決議で総会は、WMOとUNEPが共同で次のような組織を設立するという決定を承認した。

「気候変動に関する政府間パネル」は、気候変動の規模、時期、環境と社会経済への潜在的影響、および現実的な対応戦略について、国際的に調整された科学的評価を提供する。

60. IPCCは1988年に設立され、現在195の「メンバー国」で構成されている。その専門家の任務は、気候変動の科学的根拠、その影響と将来のリスク、適応と緩和の選択肢に関する定期的な評価を作成し、各国政府に指針を提供することである。IPCCは5年から7年ごとに評価を実施し、その間に何千もの科学論文（WMO、世界保健機関（以下「WHO」）、国際海事機関（以下「IMO」）、UNEP、その他の国際機関の報告書を含む）をレビューし、気候変動に関する知識の状況を包括的にまとめている。IPCCはその評価を通じて、さまざまな分野における科学的合意の強さを明らかにし、さらなる研究が必要な分野を示している。報告書を作成するIPCCの専門家は、現在3つの作業部会に分かれている：第1作業部会は気候変動の物理科学的基礎を、第2作業部会は気候変動の影響、適応、脆弱性を、第3作業部会は気候変動の緩和を扱っている。評価報告書は、関連する作業部会またはIPCC総会で受理または採択される前に、専門家や各国政府による広範なレビューを受ける。IPCCの知見は、事実として記述されるか、あるいは信頼性の評価レベルと関連付けられている。IPCCの各報告書には「政策決定者向け要約」が含まれており、本会議でIPCCの「メンバー国」の代表によって行ごとにレビューが行われる。

61. IPCC第1次評価報告書は1990年に発表された。その報告書で承認された主な科学的知見には、以下のものが含まれる：「人間活動による排出は、温室効果ガスの大気中濃度を著しく増加させている」；「二酸化炭素は、過去における温室効果の強化の半分以上を占めており、将来もその傾向が続くと予測される」；および「工業国と開発途上国は、気候変動とその悪影響に対処する上で共通の責任を負っているが、その責任の程度は異なる」。IPCCは第1次評価報告書において、工業化国が「先導的役割を果たすべき」と指摘し、その理由として「現在の大気中の排出量の主要部分は、変化の余地が最も大きい工業化国から発生している」と説明した。さらに、開発途上国からの排出量は「開発の要請を満たすために増加しており、したがって、時間とともに全球排出量に占める割合がますます重要になる可能性が高い」と指摘した。これらの指摘は、その後、国連気候変動枠組条約（以下「UNFCCC」または「枠組み条約」という）の前文および規定に大きく反映された。

62. 1992年6月、「地球サミット」としても知られる国連環境開発会議がリオデジャネイロで開催された。この会議の中で、UNFCCCと生物多様性条約（以下、生物多様性条約）の2つの条約が署名のために開放された。

63. UNFCCCは1994年3月21日に発効し、現在198カ国が加盟している。この条約は、気候変動の悪影響に対処するための政府間努力の全体的な枠組みを定めるものであり、次のことを認めている。

「気候変動の地球規模での性質から、すべての国が可能な限り協力し、それぞれの共通だが差異ある責任と能力、社会的・経済的条件に応じて、効果的で適切な国際的な対応に可能な限り広範な協力を行う必要がある。」（前文第6段落）。

その目的は、「気候系」（climate system）に対する危険な人為的干渉を防止できるレベルで、大気中の温室効果ガス濃度を安定化させること」であり、「生態系が気候変動に自然に適応できる十分な時間枠内で」これを行うことである（第2条）。締約国会議（以下「COP」という）は、枠組み条約によって設置された「最高意思決定機関」であり、「条約の実施状況および締約国会議が採択する関連法的文書の実施を定期的に見直し、その権限の範囲内で、条約の効果的な実施を促進するために必要な決定を行うものとする」（第7条第2項）。

64. 生物多様性条約は1993年12月29日に発効し、現在196の締約国がある。この条約は「生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分」を定めている。

65. 1994年6月、深刻な干ばつおよび/または砂漠化に直面している国々、特にアフリカにおける砂漠化に対抗するための国連条約（以下「砂漠化条約」という）が採択された。この条約は、砂漠化および土地の劣化を防止し、再植林および温室効果ガス（GHG）の吸収源・貯留源の回復を促進することにより、気候システムその他の環境を保護することを目的としている。同条約は1996年12月26日に発効し、現在197カ国が締約国となっている。

66. 1997年12月11日、京都議定書は、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）を具体化するため、同条約の附属書Iに掲げる先進国およびその他の先進国に対し、合意された国別目標に従い温室効果ガス（GHG）の排出量を制限し削減することを義務付ける目的で採択された（以下81項参照）。同議定書は2005年2月16日に発効し、現在、192の国が加盟している。この議定書は、特に、約束期間中に達成すべき法的拘束力のある排出削減目標を定めている。最後の約束期間は2020年に終了した（以下第118項参照）。

67. 2009年6月3日、総会は決議63/281を採択し、その中で「気候変動の悪影響、特に海面上昇が、安全保障上の影響をもたらす可能性がある」この懸念を指摘した。また、国連の関係機関に対し、「気候変動、その安全保障上の影響を含む、検討と対応に関する努力を強化する」よう要請した。また、事務総長に対し、気候変動の安全保障上の影響に関する包括的な報告書を総会に提出するよう要請した。2009年9月11日付の報告書において、事務総長は、気候変動が食料安全保障と人間の健康を脅かし、極端な気象現象への人間の曝露を増加させることを強調した。彼は、気候変動に関連する脅威に直面した世帯やコミュニティの対応策として、移住や自然資源の競争が増加し、内部紛争のリスクを高める可能性があり、国際的な影響を及ぼす可能性があると指摘した。また、領土の消失により、国家の権利、安全保障、主権に影響を及ぼす可能性があると指摘した。さらに、気候変動が共有または未画定の国際資源に与える影響が、国際協力に影響を及ぼす可能性があると指摘した（気候変動とその安全保障上の影響に関する事務総長報告書、2009年9月11日、国連文書A/64/350）。

68. 2010年、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の締約国会議（COP）は、第16回会合（COP16）においてカンクン合意を採択した。この合意では、とりわけ、気温目標について議論し、以下の点を認識した。2010年、気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）はカンクン合意を採択し、気温目標を議論した。

「科学に基づき、気候変動に関する政府間パネルの第4次評価報告書で記載されているように、世界平均気温の上昇を工業化以前の水準から2° C未満に抑えるため、世界全体の温室効果ガス排出量を大幅に削減する必要がある。また、締約国は、科学に基づき、公平性を原則として、この長期目標を達成するため、緊急の措置を講じるべきである」（決定1/CP.16 2010年12月10日～11日、UN doc. FCCC/CP/2010/7/Add.1、3頁、第4段落）。

同会議はまた、上記の長期世界目標の適切性を定期的にレビューすべきと決定した。

「公平性、共通だが差異ある責任およびそれぞれの能力の原則に基づき、とりわけ以下の事項を考慮して実際されるべきである

.....

「科学が提示するさまざまな事項、特に1.5°Cの気温上昇に関する事項を参考に、長期的なグローバル目標の強化を検討すること」（同23頁、139項）。

69. 2011年、気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）は、この決定は、前文において、深刻な懸念を表明しつつ、強化された行動のためのダーバン・プラットフォームに関するアドホック作業部会を設置するとの決定を採択した。

「2020年までの温室効果ガスの世界年間排出量に換算した締約国の緩和約束の総効果と、世界平均気温の上昇を工業化以前の水準より2° Cまたは1.5° C未満に抑える可能性の高い水準と整合する排出経路との総効果との間の著しい乖離がある」（決定書1/CP.17、2011年12月11日、国連文書.FCCC/CP/2011/9/Add.1、前文2段落）。

70. 2015年12月12日、UNFCCCのCOPは第21回会合（COP21）でパリ協定を採択し、2016年11月4日に発効した。現在、パリ協定の締約国は195カ国である。この協定は、特に「公平性の原則、共通だが差異ある責任およびそれぞれの能力、ならびに異なる国々の事情を考慮する」ことを指針の一つとして、この協定は「気候変動の脅威に対する国際社会の対応を強化する」ことを目的とし、これには、全球平均気温の上昇を制限するための措置を含む。

71. 2023年3月29日、総会は決議77/276を採択した。

B. 関連する科学的背景

72. 多くの参加者は、気候変動の結果として自国が直面する重大かつ壊滅的な影響を強調し、この問題の緊急性、およびそれが自国の国民、領土、経済、文化的伝統、そして一部の参加者にとっては国家の存続そのものに及ぼす脅威の切迫性を訴えた。この節でさらに説明するように、特に、地球の表面温度の上昇、すなわち地球温暖化を含む、気候系が広範囲かつ急速な変化を遂げていることは科学的に確立されている。気候変動は、大気中のある種のガスが蓄積し、それが太陽の放射線を地球周辺に閉じ込め、温室効果ガスによる温暖化をもたらすことによって引き起こされる。一部の温室効果ガスは自然にも発生するが、大気中の温室効果ガス濃度の上昇は、化石燃料の燃焼を含む温室効果ガス排出、または森林や海洋など、温室効果ガスを大気中から九州または除去する炭素や吸収源の弱体化や破壊の結果であり、主に人間活動に起因することは科学的に確立されている。

73. 気候変動の影響は深刻かつ広範囲に及んでおり、自然生態系と人間社会の両方に影響を及ぼしている。気温の上昇により、氷床や氷河の融解を引き起こし、海面上昇をもたらし、沿岸地域に未曾有の洪水の脅威をもたらしている。ハリケーン、干ばつ、熱波などの極端な気象現象は、頻度と強度を増し、農業を破壊し、人口の移動を引き起こし、水不足を悪化させている。さらに、自然生息地の破壊は、特定の種を絶滅に追いやり、生物多様性の不可逆的な喪失につながっている。人間の生命と健康も危険にさらされており、熱中症の発生率増加や気候関連疾患の拡大が懸念されている。これらの影響は、気候変動がもたらす緊急かつ存在を脅かす脅威を浮き彫りにしている。

74. 当裁判所は、これらの問題についてより詳細に検討する。その際、参加者が気候変動の原因、性質および影響に関する最良の科学情報であると合意したIPCC報告書に主に依拠する。さらに、気候変動が気候システムに及ぼす悪影響は、国連、UNEP、および WMO、WHO、IMO などの国連専門機関によって認識されていることを指摘する。

75. IPCCは、気候システムを「大気圏、水圏、雪氷圏、岩石圏、生物圏の5つの主要な構成要素とそれらの相互作用からなる地球システム」と定義している（IPCC, 2023, 気候変動2023： 統合報告書、第1作業部会、第2作業部会、第3作業部会の第6次評価報告書への寄与」（以下「IPCC、気候変動2023： 統合報告書」という）の付属書I、用語集（以下「IPCC 2023用語集」という）122頁）。この勧告的意見の目的上、当裁判所は、この定義が、「気候系」を「大気、水圏、生物圏、地圏およびそれらの相互作用の総体」と定義する第1条第3項と実質的に同等であることに留意する。

76. IPCCによると、気候変動とは以下のものを指す。

「気候の状態の変化で、自然内部プロセスや、太陽活動周期の変動、火山噴火、大気組成や土地利用の人為的变化など、外部要因によるものである」（IPCC 2023年版用語集、122頁）。

この勧告的意見の目的上、当裁判所は、この定義は、気候変動を「地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接的または間接的に起因し、かつ、同等の期間に観測された自然気候変動に加えて生じる気候の変化」と定義する UNFCCC 第 1 条第 2 項と一致していることに留意する。

77. IPCCの最新の報告書は、2023年3月に「気候変動2023：統合報告書」の公表をもって完了した第6次評価サイクルで作成された。当裁判所は、これらの報告書において、IPCCが「大気、海洋、雪氷圏、生物圏において広範かつ急速な変化が発生している」と指摘し、「人間による気候変動は、すでに地球上のあらゆる地域で、多くの気象・気候の極端現象に影響を及ぼしている」と結論づけた。IPCCは、このことが「自然や人々への広範な悪影響とそれに関連する損失や損害をもたらしている」と指摘している（気候変動2023：総合報告書、42-51頁、第2節）。歴史的に気候変動への貢献が最も少なかった脆弱な地域社会が「不釣り合いに大きな影響を受けている」と述べている（『気候変動2023：統合報告書』42-51頁、第2節）。特に、IPCCは、1971年以降の海面上昇の「主な要因は人間の影響である可能性が非常に高い」と結論付け、熱波、豪雨、干ばつ、熱帯低気圧などの極端な気象現象の発生確率を増加させた可能性がある」と指摘している（IPCC、2023、政策決定者への要約 気候変動2023：統合報告書、第1作業部会、第2作業部会、第3作業部会の第6次評価報告書への貢献」（以下「IPCC、2023年政策決定者向け要約」という）5頁、ステートメントA.2-A.2.1）。IPCCはまた、気候変動が生態系に重大な損害とますます不可逆的な損失をもたらしたとの結論を高い確信をもって示した。これには種の喪失と生物多様性の喪失が含まれる。

78. IPCCは、約33億人から36億人が気候変動に対して極めて脆弱であると判断した。IPCCは、また、すべての地域において、極端な熱波の増加が人間の死亡率や罹患率につながっており、気候関連疾患の発生率が増加していることを、非常に高い信頼度で結論づけた。さらに、気象と気候の極端な現象の増加により、何百万人もの人々を深刻な食糧不安にさらし、水の安全性を低下させている。住居やインフラが破壊され、財産、収入の損失、健康が失われることで、個人の生活も影響を受けている。

79. さらに当裁判所は、IPCCによって、次のことを指摘する、

「人間の活動は、特に温室効果ガスの排出は、明確に地球温暖化を引き起こしており、2011年から2020年の間に、全球の表面温度は1850年から1900年比で1.1℃上昇した。世界の温室効果ガス排出量は増加し続けており、地域間、国間、個人間で、持続不可能なエネルギー利用、土地利用と土地利用の変化、ライフスタイル、消費と生産のパターンからの不平等な歴史的及び継続的寄与が要因となっている」（IPCC、2023 政策決定者向け要約、4頁、ステートメントA.1）。

80. より具体的には、IPCCは、1970年以降、地球の表面温度は、少なくとも過去2000年間の他のどの50年間よりも速く上昇していること、1750年頃からの大気中のGHG濃度の上昇は、人間活動によるGHG排出が原因であることが明白であること（これらの累積排出量の約42%が1990年から2019年の間に発生したと高い信頼性で述べている）、そして3つの主要なGHG（二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、亜酸化窒素（N₂O））の濃度が、少なくとも過去80万年間で最も高くなっていること（非常に高い確信度）ことを強調している。また、3つの主要な温室効果ガス（二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、亜酸化窒素（N₂O））の濃度は、少なくとも80万年前のどの時期よりも高くなっている（確信度が非常に高い）。IPCCは、2010年から2019年の年平均温室効果ガス排出量は、記録上過去最高の値を上回っており、排出削減量は、世界的な活動水準の上昇による排出増加量を下回っていると指摘した。IPCCはまた、温室効果ガス（GHG）排出の歴史的寄与度は地域間で大きく異なり、現在もその差が残っていることを強調した。特に、最貧国と小島嶼開発途上国（SIDS）の1人当たりGHG排出量は、世界平均を大幅に下回っている（IPCC、2023年政策決定者向け要約、4-5頁、サブセクションA.1）。IPCCの第3作業部会は、二酸化炭素（CO₂）排出量に関して具体的に報告し、「1850年から2019年までの累積CO₂排出量のうち、開発途上国3地域が28%を占めたのに対し、先進国の割合は57%、後発開発途上国の割合は0.4%であった」（IPCC、2022年『気候変動2022：気候変動の緩和、気候変動に関する政府間パネルの第6次評価報告書への作業部会IIIの貢献」（以下「IPCC、2022年作業部会IIIの寄与」という）218頁）。

81. IPCCは、温室効果ガス（GHG）を次のように定義している。

「大気中の天然および人為的な気体成分で、地球の表面、大気自体、および雲から放射される放射のスペクトル内の特定の波長で放射を吸収および放出するもの。この特性により、温室効果が生じる。」（IPCC 2023 用語集、124頁）

同パネルによると、水蒸気（H₂O）、CO₂、N₂O、CH₄、オゾン（O₃）が地球大気中の主要な温室効果ガスである。人間活動によってのみ発生する温室効果ガスには、六フッ化硫黄（SF₆）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、クロロフルオロカーボン（CFC）、パーフルオロカーボン（PFC）がある。これらの中にはオゾン層を破壊するものもある。さまざまな活動から、さまざまな組み合わせのガスが排出されている。IPCCは、CO₂の最大の排出源は、発電所のボイラー、航空機や自動車のエンジン、家庭や企業内の調理や暖房などのエネルギー変換システムにおける化石燃料の燃焼であると付け加えている（排出量の約64%）。さらに同パネルは、化石燃料は、第2の地球温暖化の要因であるCH₄の主要な発生源であると指摘している。最後に、ほとんどの温室効果ガスは化石燃料の燃焼に由来するが、その約4分の1は農業（主にCH₄とN₂O）や森林伐採（主にCO₂）といった土地に関連する活動に由来し、さらに工業プロセス（主にCO₂、N₂O、フッ素系ガス）からの排出、および自治体の廃棄物や廃水（主にCH₄）からの排出もあるとしている（IPCC、2022年第3作業部会の貢献、p. 194）。

82. さらにIPCCによれば

「温室効果ガスの排出が続けば、地球温暖化が進み、検討されたシナリオおよびモデル化された経路では、1.5°Cに達する最善の推定値が近い将来（すなわち2021年から2040年）になると予想される。地球温暖化のあらゆる増加は、複数の同時発生する危険を強化する。温室効果ガスの排出量を深く、迅速かつ持続的に削減すれば、約20年以内に地球温暖化の明確な減速がもたらされ、数年間で大気組成の明確な変化も生じる」（IPCC、2023年政策決定者向け要約、12頁ステートメントB.1）。

83. IPCCはまた、「非常に高い確信度」で、気候変動によるリスクと予測される悪影響および関連する損失と損害は、地球温暖化の度合いが増すごとに拡大すると結論付けている。さらに、これらのリスク、予測される悪影響および関連する損失と損害は、「現在の水準よりも1.5°Cの温暖化では高く、2°Cではさらに高くなる」と付け加えている（IPCC、2023 政策決定者向け要約、15頁、ステートメント B.2.2）。実際、2018年にIPCCは、高い信頼度で「1.5°Cの温暖化は、ほとんどの国家、コミュニティ、生態系、部門にとって『安全』とは考えられず、自然システムと人間システムに重大なリスクをもたらす」と結論付けた。（IPCC、2018年、『1.5°Cの地球温暖化：工業化前比1.5°Cの地球温暖化の影響に関するIPCC特別報告書、気候変動の脅威への対応強化、持続可能な開発、貧困撲滅の努力の文脈における関連する全球温室効果ガス排出経路』、第5章、447頁）。

84. 上述したように（51～70項参照）、各国は長年にわたり、気候変動による悪影響から気候システムやその他の環境を保護するための手段を採ってきた。特に各国は、気候変動を緩和し、気候変動への適切な適応を促進するための措置を講じることを約束した（UNFCCC第4条など参照）。

85. IPCCは、緩和を、「温室効果ガスの排出を削減し、あるいは吸収源を強化したりする人間の介入」と定義している（IPCC 2023 用語集126頁）。緩和には、化石燃料からの脱却やエネルギー効率の改善などによる温室効果ガスの排出削減、及び再植林や森林伐採の削減などの措置による吸収源の強化が含まれる。IPCCは、GHG排出量が非常に少ないシナリオであっても、地球温暖化が2040年までに1.5℃に達する可能性が50%を超えると説明している。2081年から2100年までの全球の平均気温の上昇の最も信頼できる推定値は、GHG排出量が非常に少ないシナリオでは1.4℃、非常に高いシナリオでは4.4℃の範囲にある（IPCC, 2023 Summary for Policymakers, p.12, Statement B.1.1）。

86. IPCCは適応を「実際のまたは予想される気候とその影響への調整プロセスであり、損害を軽減したり、有益な機会を活用したりすることを目的とする」と定義している（IPCC 2023年用語集、p. 120）。IPCCは2023年に、生態系の回復、早期警戒システムの構築、レジリエンス強化型インフラの整備など、特定の文脈において気候リスクの軽減に有効な適応オプションが存在することを指摘している（IPCC, 気候変動2023：総合報告書, pp. 55-56, 2.2.3節）。

87. IPCC は、適応措置が依然として不十分であり、一部の生態系や地域では適応の限界に達しており、不適切な適応（すなわち、現在または将来において、気候変動に関連する悪影響のリスクの増加、気候変動に対する脆弱性の増加または変化、不平等な結果、または福祉の低下につながる可能性がある措置）が、一部の部門や地域で発生していると指摘している。パネルはさらに、現在のグローバルな適応のための資金の流れは不十分であり、特に開発途上国における適応オプションの実施を制約していると指摘している（IPCC、2023年政策決定者向け要約、pp. 8-9、サブセクションA.3）。IPCCはさらに、現在実現可能で効果的な適応オプションは、全球温暖化が進むにつれて制約を受け、効果も低下すると指摘している。また、損失と損害が増加し、追加の人間と自然システムが適応限界に達する可能性が高い（高い信頼度）（同上、p. 19）と述べている。パネルによれば、気候変動は「人類の幸福と地球の健全性」に対する脅威であり、「すべての人にとって住みやすく持続可能な未来を確保するための機会の窓が急速に狭まっている」（確信度が非常に高い）。また、2020年から2030年の間に実施される選択と行動は、「現在から数千年にわたり影響を及ぼす」（確信度が高い）（同上 24頁、ステートメント C.1）。

III. 総会が提起した質問の範囲と意味

88. 次に当裁判所は、総会が提起した2つの質問の範囲と意味について検討し、それらが以下のように定式化されていることを想起する：

「国際連合憲章、市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、気候変動枠組条約、パリ協定、海洋法に関する国際連合条約、相当な注意義務（the duty of due diligence）、世界人権宣言で認められた権利、環境への重大な危害の防止原則、海洋環境の保護・保全義務を特に留意し、

- (a) 国家は、国家及び現在と将来の世代のために、人為的な温室効果ガス（GHG）の排出によって気候系環境のその他の部分の保護を確かなものとするため、どのような国際法上の義務を負うか
- (b) これらの義務の下で、国家がその行為や不作為により、気候系および環境の他の部分に重大な損害を与えた場合、以下の点に関して、国家にはどのような法的責任がもたらされるのか：

- (i) 各国（特に、小島嶼開発途上国を含め、地理的状況及び開発レベルのために、気候変動によって被害もしくは特別な影響を受けており、又は気候変動に特に脆弱な国々
- (ii) 気候変動の悪影響を受ける現在および将来世代の国民および個人」

89. 当裁判所が既に述べたように、当裁判所は勧告的意見を求められた質問を解釈する権限を有する（イスラエルが占領下のパレスチナ領土（東エルサレムを含む）において実施する政策及び慣行から生じる法的効果に関する諮問意見、2024年7月19日、49項）。裁判所は、「質問の表現の適切性を評価し判断する」権限を有する（同上）。裁判所に対して提出された質問が曖昧または不明確な場合、裁判所は意見を示す前にそれらを明確化することができる（1951年3月25日の世界保健機関（WHO）とエジプト間の協定の解釈、勧告的意見、国際司法裁判所報告書1980年、87頁、35項）。

90. 本件では、当裁判所は、提出された質問を再定義する必要はないと考える。

91. 質問の再定義を必要としない場合であっても、当裁判所は、「必要に応じて、質問の内容を明確にするために、質問を解釈することができる」と指摘している（占領下パレスチナ地域（東エルサレムを含む）におけるイスラエルの政策及び慣行から生じる法的効果に関する勧告的意見、2024年7月19日、第29項）。この点に関して、裁判所は「必要に応じて、自身で質問の範囲と意味を決定することができる」（同上、第49項）。

92. 本件においては、質問の範囲と意味について異なる見解が示されているため、当裁判所は、質問の正確な意味および範囲を明確にするため、質問の内容について検討する。

A. 総会の要請の範囲

93. 質問に対する回答を策定するにあたり、当裁判所は、その調査の対象となる事項、地域的範囲および時間的範囲を明確にしなければならない。（東エルサレムを含む）におけるイスラエルの政策および慣行から生じる法的帰結、2024年7月19日の勧告的意見、284項）。

94. 調査対象の範囲に関して、当裁判所は、総会が提起した質問（a）が、裁判所に対し、国際法に基づき、国家が「温室効果ガスの人為的排出から気候系および環境の他の部分の保護を確かなものとするための法的義務を明示するよう求めていることを指摘する。質問（b）は、裁判所に対し、これらの義務に基づき、国家の「行為及び不作為」が気候系および環境の他の部分に対して重大な損害を引き起こした場合の法的帰結について検討するよう求めている。当裁判所は、両問題は相互に関連しており、気候系に悪影響を及ぼす活動に関する国家の義務を特定し、これらの義務の違反から生じる法的帰結を明らかにする必要があると考えている。この点について、当裁判所は、これらの助言手続の目的上、関連する行為は、それ自体が直接的に温室効果ガス（GHG）の排出を引き起こす行為に限定されるものではなく、むしろ、人為的なGHG排出により気候系および環境の他の部分に悪影響を及ぼすすべての国家の行為または不作為を含むものと判断する。その調査の対象範囲は、温室効果ガスの排出により気候変動に寄与する人間の活動の全範囲、すなわち消費活動と生産活動の両方を含むものとする。この解釈は、裁判所のメンバーが「化石燃料が生産される管轄区域を有する国家の国際法上の具体的な義務」に関する質問に対して回答した参加者の大多数の理解によって確認されている。これらの参加者は、気候系の保護に関する義務は、消費者や最終使用者だけに限定されるものではなく、化石燃料の継続的な生産、許可、補助金の助成などの活動も含まれると主張した。

95. 当裁判所が、質問の重要な範囲に該当する関連行為についての結論は、総会が提出した要請書において「気候系」および「気候変動」という用語が使用されていることから、さらに確認される。当裁判所が上記で指摘したように（74～76段落参照）、気候系（その保護が、当裁判所が特定する義務の対象となるもの）と気候変動は、要請で引用されているIPCCの報告書（41）においても広範な定義がされている（総会決議77/276、第9項前文参照）。したがって、裁判所の調査の範囲は、国家の義務に関する広範な対象範囲を包含し、国家の管轄下または有効な支配下にある国家または非国家主体による、人為的な温室効果ガス（GHG）の排出により気候系および環境のその他の部分に悪影響を及ぼすすべての行為または不作為を含むものとする。当裁判所は、このような広範な対象範囲は、気候変動という問題に関する法的問題に対処する場合に、特に適切であると考えている。気候変動は、総会において「人類共通の関心事」（1988年12月6日、総会決議43/53）および「文明の存続にかかわる前例のない課題」（総会決議77/276）と位置付けられている。

96. 求められている領土的範囲について、当裁判所に提出された質問の重要な範囲に関する結論から、総会は当裁判所の調査に領土的制限を設ける意図はなかったことが明らかである。要請の序文における「地球規模の気候の保護」への言及は、裁判所が、特定の地域や地域に関するものではなく、特に温室効果ガス（GHG）の排出が「明確に……人間の活動によって引き起こされている」（IPCC、気候変動2023：総合報告書、4頁、第2.1節）であり、これらは地域的に限定されていない。これは、気候システム全体を保護するすべての国の義務を決定し、これらの義務に違反したすべての国に対する法的帰結を決定することで行われるべきである。

97. 求められている時間的範囲に関して、当裁判所は、両方の質問に関して参加者が異なる主張を行ったことを指摘する。参加者は、時間的範囲の問題は、国家が人為的な温室効果ガス排出から気候系を保護する義務の明確化と特定に関する点において質問（a）に該当し、また、国家責任法が、違反を招いたとされる行為が発生した時点で国家が「効力を有する」国際義務に拘束されていたかどうかを判断する必要がある点において質問（b）にも該当すると指摘した。（国際法委員会（以下、「ILC」という）、国家の国際不法行為に関する責任、*国際法委員会年報*、001年、第2巻、第2部（以下、「国家責任に関する条文」）、第13条）。II、第2部（以下「国家責任に関する条文」）、第13条）。慣習法上の義務の場合の義務の発生時期、条約上の義務の場合には義務の発効時期の決定は、条約上の義務に関しては1969年の条約法に関するウィーン条約第28条に謳われている不遡及の原則、国際慣習法の関連規則の出現、一般国際法上の義務に関しては気候変動とその悪影響の原因に関する十分な科学的理解の問題など、他の法的ルールや事実問題にも影響される場合がある。当裁判所は、これらの時間的問題は、気候系の保護に関連する義務違反に関する国家の責任の具体的評価において特に重要である可能性があるものの、本意見は、個々の国家または国家グループの責任の主張および決定には関与しないことを指摘する（以下423～424項でさらに検討する）。むしろ、本意見は、質問（a）で問題となっているすべての国家の法的義務を検討し、質問（b）に対する回答として、それらの法的義務から生じる法的帰結に適用される関連する法的制度を特定する。

B. 質問（a）の意味と範囲

98. 次に質問（a）の範囲に目を向けると、当裁判所は、総会が「気候系および環境の他の部分の保護を確保するための国際法上の国家の義務」を明らかにするよう要請していることを指摘する。当裁判所の見解によれば、「国際法に基づく」義務という無条件の言及は、国際法全体の下で国家に課される義務について当裁判所に意見を求めるという総会の意図を示すものであり、当裁判所の回答を特定の国際法源や分野に限定するものではない。したがって、当裁判所は「総会が勧告的意見の要請において言及した事実状況に適用される法を明示する」義務を負う（*チャゴス諸島のモーリシャスからの分離の法的効果、助言的意見、国際司法裁判所報告書2019年（I）*、129頁、137項）のであり、関連する適用法を特定するために、利用可能なすべての国際法規則を検討することである（*核兵器の威嚇または使用の合法性、勧告的意見、I. C. J. Reports 1996（I）*、239頁、23項）。

99. 上記の第1の質問に関する解釈は、質問の冒頭部分において、当裁判所が回答を策定する際には、特定の法律文書、国際法の規則および原則に「特に留意」するよう求める旨が明記されていることから確認される。これらの法的文書、規則および原則は、国際法のさまざまな分野をカバーし、さまざまな法的根拠に規定されている。したがって、当裁判所は、人為的な温室効果ガスの排出から気候系およびその他の環境部分を保護するために、国家が負うさまざまな法的義務について判断を下す必要がある。

100. 当裁判所は、質問 (a) に対する回答は、人為的な温室効果ガスの排出から気候系および環境の他の部分を確実に保護するための、国際法上の国家の既存の義務を特定し、それによってこれらの義務の内容を明らかにし、国際法の様々な法源から生じる義務間の関係を明確にすることに限定されると指摘する。この限界は、裁判所の司法機能に内在するものである。なぜなら、「裁判所は法裁判所として、将来制定される法律の観点から (sub specie legis ferendae) 判断を下すことはできず、立法者が法律を制定する前に法律を予測することはできない」からである (*Fisheries Jurisdiction* (イギリス対アイスランド)、*Merits, Judgment, I.C.J. Reports 1974*, 23-24 頁、53項)。

C. 質問 (b) の意味と範囲

101. 次に当裁判所は、問題 (b) に移り、この質問の意味と範囲は、以下の用語の解釈にかかると考える：「これらの義務の下での」、「法的帰結」、「国家に対する法的帰結」、および「特別な影響を受ける国家」に関する法的聞ける、ならびに「人民および個人」に関する法的帰結である。

1. 「これらの義務の下で」

103. まず、当裁判所は、質問 (b) は質問 (a) と関連していることに留意する。最初の質問では、総会は「気候系および環境の他の部分の保護を確保するための国際法上の国家の義務」について裁判所に質問しているが、2番目の質問は、質問 (a) で列挙された義務に言及し、特に「これらの義務に基づく国家にとっての法的帰結」について具体的に質問している（強調を追加）。

104. 当裁判所は、「これらの義務の下での」という表現は、当裁判所が決定すべき法的帰結は、質問 (a) の下で当裁判所が特定すべき国際法上の様々な義務から生じるものであることを意味すると考える。

2. 法的帰結 “Legal consequences”

105. 質問 (b) に含まれる「法的帰結」という用語について、当裁判所は、一般的に、法的帰結は、国家の国際的不法行為に関する国際法の二次的規則の適用を通じて特定され、対処されることを指摘する（一般解説第3項、『国際法委員会国家責任に関する記事31頁参照、下記407～420項も参照）。本手続において、一部の参加者は、質問 (b) は、国際法違反行為だけでなく、国際法によって禁止されていない行為が気候系に重大な損害を与えた場合にも生じる法的帰結を裁判所が判断するよう求めていると主張した。

106. 当裁判所の見解によれば、質問の中には、総会が、国際法で禁止されていない行為から生じた損害について、法的帰結があるとしても、それについて見解を述べるよう、当裁判所に要請する意図であることを示すものはない。実際、国家責任法のもとで、「法的帰結」という用語は「国際的に不法な行為」の遂行に付随し、そこから生じるものであり（国家責任に関するILC条文第28条

参照)、したがって、総会が裁判所に対し、国家の「義務」の下で生じる「法的帰結」を述べるよう要請したのは、質問 (a) で特定された国家の義務違反から生じる法的帰結に関するものと理解されなければならない。この文脈において、当裁判所は、一般的な観点で法的帰結に対処するよう要請されているのであり、特定の国家または国家集団の法的責任を特定するよう要請されているのではないと考える。また、個々の国家または国家グループの責任については、ケースバイケースで具体的な評価を行う必要がある点にも、この文脈で留意すべきである。

3. 「国家」に対する法的帰結 (Legal consequences)、および「特に影響を受ける」または「特に脆弱な」国家に関する法的帰結

107. 質問 (b) (i) は、特定された義務に基づく法的帰結について、裁判所に意見を求めるものである。

「国家がその行為や不作為によって、気候系および環境の他の部分に重大な害を及ぼした場合、……小島嶼開発途上国を含む、その地理的状況や開発の程度により、気候変動の悪影響によって損害を受け、または特に影響を受けている、あるいは特に脆弱である国々に対して。

108. ここでいう「国家」とは、温室効果ガスの排出により、その行為または不作為によって温室気候系や環境のその他の部分に悪影響を及ぼした可能性のある国家を指す。一部の参加者は本手続において、裁判所が特定の国家または国家グループによる具体的な義務違反を決定する可能性があると主張したが、裁判所は、国際法の下で、一般的にまたは特定の事例において、いかなる国家または国家グループの責任を認定する権限を有していないことを想起する。このような判断は、特に、損害の因果関係や責任の分担に関する複雑な問題が含まれる可能性があり、本件の範囲を超える具体的な評価によってのみ行われるものである。

109. 特別な影響を受けた」または「特に脆弱な」特定のカテゴリーの国家に関する法的帰結について、当裁判所は、国際慣習法の下での国家責任に関する規則の適用は、損害を受けた国家のカテゴリーまたは地位によって異なるものではないことに留意する。したがって、「特別な影響を受けた」国または「特に脆弱な」国は、原則として、他の被害国と同じ救済を受ける権利を有する。さらに、この訴訟手続において、当裁判所は、関連する義務に違反した可能性のある特定の国家を特定することを求められていないため、特定の被害国または国家グループに関して特定の法的帰結を決定することも求められていないことになる。

110. しかし当裁判所は、特定の国、特に小島嶼開発途上国が、その地理的状況や開発水準のために、気候変動関連の被害をより深刻に受け、今後も受け続ける可能性が高いことを認識している。IPCCが説明しているように、気候変動に関連した危害のリスクが著しく高い地域には、北極生態系や乾燥地域、小島嶼開発途上国や後発開発途上国が含まれる (IPCC, *Climate Change 2023: Synthesis Report*, 71頁, 3.1.2)。小島嶼国と低地沿岸国が直面する特有の状況は、多くの参加者によって取り上げられ、海面上昇の問題に対する懸念が提起された。このような海面上昇は、これらの国の海岸線を後退させ、その結果、海洋水域の外縁に影響を及ぼす可能性があり、さらにはその存在そのものを脅かす可能性さえある。しかし、裁判所の見解では、これらの問題は質問 (b) の範囲には含まれない。むしろ、これらの問題は、国際法の関連する主要な規則、特に海洋区域、権利、国家主権に関する規則によって規律される。従って、これらの問題は、質問 (a) に基づく国家に関連する義務に関する裁判所の検討において扱われる (後述のIV.Eを参照)。

4. 「人々および 個人」に関する法的帰結

111. 当裁判所は、質問 (b)(ii) が、「気候変動の悪影響を受ける現在および将来の世代の人々および個人」に関する法的結果についての質問であることを指摘する。裁判所は、個人が気候変動から生じる損害または危害を伴う特定の状況において、国家の法的責任を主張する権利を有するか、または請求を行う権利を有するか否かは、国家の関連する主要な義務に依存するものと考え（国際法委員会「国家責任に関する国際法原則」第33条第4項の解説、95頁参照）。裁判所は、この点に関して、特定の条約が、国家以外の主体（個人やその他の私的主体など）が国際的レベルで国家に対して請求を提起することを可能にしていることを指摘する。したがって、個人が質問 (a) で特定された義務の不履行について国家の責任を主張する権利を有するかどうかは、国家責任に関する一般的な規則ではなく、国家と関連する個人との間の関係を規律する手続的・実体的な権利と義務を定める特定の条約その他の法的手段に依存する。

IV. 裁判所に提出された質問 (a) : 気候変動に関する国家の義務

112. 総会が提起した問題の範囲と意味を明確にした上で、当裁判所は次に質問 (a) に取り組む。裁判所はまず、質問 (a) に適用される法律を検討する（セクションA）。続いて、気候変動条約の枠組みの下での各国の義務を検討し（セクションB）、その後国際慣習法の下での各国の義務を分析する（セクションC）。その後、関連する他の国際環境条約（セクションD）、海洋法（セクションE）、国際人権法（セクションF）に基づく国家の義務を評価する。

A. 適用される法

113. 総会は要請の中で、当裁判所に対し、以下の事項を「特に考慮」するよう求めている。

「国際連合憲章、市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、気候変動枠組条約、パリ協定、海洋法に関する国際連合条約、デュー・ディリジェンスの義務、世界人権宣言で認められた権利、環境への重大な危害の防止の原則、海洋環境の保護・保全の義務」。

114. 前述したように（99項参照）、「特に考慮する」という文言は、広範な国際法上の規則や原則が関連する可能性があることを示してはいるものの、総会が気候変動に関して、そこに含まれる義務を含む国際法のあらゆる規則を取り上げるよう裁判所に要請していることを意味するものではない。したがって、当裁判所は、「（当裁判所が）把握している問題を支配する、最も直接的に関連する適用法」を特定することになる（核兵器の使用または使用の威嚇の合法性に関する勧告的意見、国際司法裁判所報告書1996年（I）、243頁、第34段落）。まず、最も直接的に関連する規則を特定し（以下、第1～7項、第115～161項参照）、その後、これらの規則のいずれかが特別法（*lex specialis*）の解釈原則によって除外されるかどうかを判断する（下記第8項、パラグラフ162～171を参照）。

1. 国際連合憲章

115. 国際連合憲章は現代国際法の柱である。その目的には、経済的、社会的、文化的、人道的な性格を持つ国際問題を解決するための国際協力を達成することが含まれている（第1条）。気候変動は、このような国際連合が関心を寄せる分野のすべてにおいて顕在化する地球規模の問題である。憲章はまた、気候変動のような共通の関心事に取り組む場合も含め、加盟国は一定の原則（第2条）に「従って行動するものとする」と定めている。これらの原則には、憲章に基づいて各

国が負う義務を誠実に履行することも含まれる。従って、憲章は最も直接的に関連する適用法の一部を形成している。

2. 気候変動関連条約

116. 気候変動枠組み条約（UNFCCC）、京都議定書、パリ協定は、気候変動という地球規模の問題に対する国際的対応を規定する主要な法的文書である。

117. UNFCCCは、気候変動に関する法的文書の基礎的かつ調整的な役割を果たしている。UNFCCCの「究極の目的は、……そして（関連する）あらゆる法的文書も、……気候系に対する危険な人為的干渉を防止するレベルで、大気中の温室効果ガス濃度の安定化を達成することである」（第2条）。

118. 1997年の京都議定書は、UNFCCC第2条にいう「関連する法的文書」である。この議定書は、UNFCCCの目的および趣旨を追求するものであり、「定量化された排出量の制限および削減の約束」を想定し、その達成を特定の国（附属書Bに記載）が特定の「約束期間」内に追求することになっている（第3条）。締約国は、2つの約束期間（2008年～2012年、2013年～2020年）について合意した。2020年以降の約束期間は合意されていない。

119. パリ協定は、2015年に開催されたUNFCCC第21回締約国会議（COP21）において、「条約の目的を追求し」（前文第3段落）採択された。従って、パリ協定はUNFCCCの「関連法」でもある。パリ協定の第2条によると、パリ協定は「気候変動の脅威に対する世界的な対応を強化することを目的」とし、「（枠組み）条約の実施を強化する（その目的も含む）」とされている。京都議定書とは異なり、パリ協定は、特定の国に対する定量化された排出制限・削減の約束を含まず、すべての国による気候変動への世界的対応への「国が決定する貢献」（以下「NDC」）について規定している（第3条）。

120. UNFCCC、京都議定書、パリ協定は、相互に補完し合っている。一方、京都議定書とパリ協定はそれぞれ、これらの基本原則と一般的な義務を、相互に関連する一連の具体的な義務に転換している。気候変動問題に対する締約国共同体の広範な実践的アプローチを表現するものである。当裁判所は、パリ協定の採択後、京都議定書の下での更なる約束期間について合意がなされなかったことは、京都議定書が終了したことを意味するものではないと考える。したがって、京都議定書は依然として適用法の一部である。当裁判所は、この問題および3つの気候変動関連条約間の関係については後述する（187-195項参照）。

121. したがって当裁判所は、気候変動に関する3つの条約、すなわちUNFCCC、京都議定書、パリ協定が、最も直接的に関連する適用法の一部を形成していると結論づける。

3. 国連海洋法条約

122. 総会からの要請には、裁判所が「特別な配慮」をするよう求められている法源の中に国連海洋法条約（UNCLOS）が含まれている。

123. 当裁判所は、国際海洋法裁判所（以下「ITLOS」または「裁判所」）が2024年5月21日、気候変動と国際法に関する勧告的意見（気候変動と国際法に関する小島嶼国委員会が提出した勧告的意見の要請、以下「気候変動、勧告的意見、ITLOS報告書2024」）を発表し、国連海洋法条約

(UNCLOS) と気候変動の関係をとり上げたことに留意する。当裁判所は其中で、UNCLOSの多くの条項が気候変動に関する各国の義務を構成すると判示した（下記337～338項参照）。

124. 当裁判所の見解では、UNCLOSもまた、最も直接的に関連する適用法の一部を形成している。

4. その他の環境条約

125. 裁判所は、他のどの環境条約が最も直接的に関連する適用法の一部を構成するかも決定しなければならない。いくつかの条約は審理中に特に注目され、総会が行った質問に対する章立てで言及されている。その筆頭がオゾン層に関する条約、すなわちオゾン層条約とモントリオール議定書である。その他の条約としては、生物多様性条約と砂漠化条約がある。

126. オゾン層条約は、気候変動に関連する共通の関心事である、特定の人為起源物質による大気劣化に対する保護を規定している。オゾン層条約の主な目的および目的は人間の健康と環境の保護であるが、オゾン層条約は気候変動問題、特に2016年10月15日に採択されたモントリオール議定書のキガリ改正と密接に関連している（下記パラグラフ324参照）。

127. 生物多様性条約第2条は、「生物多様性」を、「あらゆる供給源からの生物間の変動性」だけでなく、「それらがその一部である生態学的複合体」、すなわち生態系から構成されると定義している。当裁判所は、場合によっては、生態系保護措置が同時に気候変動の緩和または適応措置として機能する可能性があることを指摘する。

128. 砂漠化防止条約の前文では、UNFCCCに言及し、砂漠化防止がUNFCCCの目的達成を各国が支援する可能性があることを確認している。第8条はこの条約とUNFCCCおよび生物多様性条約との相互作用について述べている。

129. 気候変動問題と密接な関係があり、相互補完的な関係にあることから、当裁判所は、オゾン層条約、生物多様性条約、砂漠化条約が、最も直接的に関連する適用法の一部を形成していると考ええる。

130. 当裁判所は、気候変動という地球規模の問題に対処するための国際社会の努力に関連する条約が、他にも数多く存在することを承知している。このような条約は、特定の分野や地域的な枠組みで締結されており、情報公開や市民参加といった一般的な事項にも関係している。しかし当裁判所は、気候変動に関して最も直接的に適用される法律の検討に限定している（上記114項参照）。

5. 国際慣習法

131. 次に、国際慣習法の適用可能性と関連性について検討する。気候変動の文脈では、(a)環境に対する重大な危害を防止する義務と、(b)環境保護のための協力義務に特に注意が必要である。

(a) 環境に対する重大な危害を防止する義務

132. 参加者は一般的に、国際慣習法の下で、国家は環境に対する重大な損害を防止する義務を有すると考えている。実際、当裁判所は、「国家は、領土内または管轄下にあるいかなる地域にお

いても、他国の環境に重大な損害を与える活動を回避するために、自国の裁量であらゆる手段を用いる義務がある」と認めている（ウルグアイ川沿いのパルプ工場事件（アルゼンチン対ウルグアイ）、判決、国際司法裁判所報告 2010 (I)、56 頁、101 項）。

133. 気候変動の文脈における環境への重大な損害の防止義務の適用可能性に関して、参加者は 2 つの立場を表明した。ほとんどの参加者は、この義務が気候変動に適用されることを肯定し、特に、裁判所が環境に対する重大な危害を防止する義務を導き出した無害原則の一般的性質に依拠した。（コルフ海峡（イギリス対アルバニア）、本案、判決、I. C. J. Reports 1949 年、22 頁参照）。他の参加者は、この義務は気候変動の文脈では適用されないと主張した。彼らは特に、この義務は、過去に裁判所が扱ったように、国境を越えた直接的な損害の事例に限定されるものであり、気候変動は、その累積的かつ地球規模の性質であり、この義務は適用されないと主張を、他の根拠と共に述べた。

134. 国際司法裁判所は、核兵器の威嚇または使用の合法性に関する勧告的意見において、次のように認めた。

「国家が、その管轄下にある活動が他の国家の環境または国家の管轄権を超えた地域の環境を尊重するように確保する一般的な義務が存在することは、現在、環境に関する国際法体系の一部を構成している」（ICJ 報告書 1996 年 (I)、241-242 頁、29 項）。

この法理は、環境に対する重大な損害を防止する義務は、直接的な越境的損害の場合に限定されず、地球規模の環境問題にも適用されることを確認している。したがって、環境への重大な損害を防止する慣習法上の義務は、気候系および環境のその他の部分についても適用される。

135. 環境への重大な損害を防止する義務は、相当な注意（due diligence）をもって行動する義務である（参照：（ウルグアイ川におけるパルプ工場（アルゼンチン対ウルグアイ）事件判決。Judgment, I. C. J. Reports 2010 (I), 55-56 頁、10 項 1、および 79 頁、197 項参照）。裁判所が判示しているように、「防止義務は、結果に対する義務ではなく、行動に対する義務であり、国家は、いかなる状況下でも危害の防止を成し遂げる義務を負うものではない」。「国家の義務は、むしろ、可能な限り（危害）を防止するために、その国に合理的に利用可能なすべての手段を講じることにある」（ジェノサイド犯罪の防止及び処罰に関する条約の適用（ボスニア・ヘルツェゴビナ対セルビア・モンテネグロ）判決、国際司法裁判所判決集 2007 年 (I)、221 頁、430 項）。

136. 相当な注意（due diligence）が求める行動には、いくつかの要素がある。これらの要素には、各国が、その能力の範囲内で、科学的小および技術的な情報、ならびに関連する規則および国際基準を考慮した、適切かつ必要に応じて予防的な措置を講じることが含まれる。これらの措置は、各国の能力に応じて異なる。求められる行動のその他の要素には、リスク評価の実施、および必要に応じて他の国への通知および協議が含まれる。裁判所は、これらの要素について以下でより具体的に検討する（280～300 項参照）。

137. 相当な注意（due diligence）によって要求されるものを決定するには、最終的には、国家が置かれている具体的な状況下において何が妥当であるかを「具体的に評価する必要がある（ジェノサイド犯罪の防止及び処罰に関する条約の適用（ボスニア・ヘルツェゴビナ対セルビア・モンテネグロ）、判決、国際司法裁判所報告 2007 (I)、221 頁、パラグラフ 430）。これは、対象となる環境のリスクの全体的な性質に応じて、一般的なレベルで必要な行動基準を特定することを排除するものではない。これは特に気候変動に関してふさわしい。気候系に重大な損害を与えるリスクの具体的な性質が疑いなく確立されている気候変動に関して特に適切である。IPCC が提示する最良

の科学的な知見は、累積的な温室効果ガス（GHG）排出量が、人為的な気候変動から生じるリスクの主要な原因であることを確認している（上記72～87項参照）。すべての国は、その程度は大きく異なるものの、そのリスクに寄与しており、また、それぞれの状況に応じて、温室効果ガス排出の累積的な影響を受けている。したがって、気候変動は、すべての国にとって本質的に普遍的なリスクを呈している。このリスクは、一般的かつ緊急の性格を有し、共通だが差異のある責任とそれぞれの能力の原則に従って適用されるべき、対応する一般的な行動基準の特定を必要としている。

138. このような状況の下で、当裁判所は、気候系に対する重大な危害を防止するための相当な注意の基準は厳格であると認識している（*気候変動、勧告的意見、ITLOS報告書2024*、91～92頁241項、92～93頁243項、94頁248、137-138頁398-400項、および152-158頁441項）。さらに、当裁判所が説明したように、相当な注意の基準には「適切な規則や措置をとるだけでなく、その施行や行政管理の実施における一定レベルの警戒も伴う」（*Pulp Mills on the River Uruguay (Argentina v. Uruguay), Judgment, I.C.J. Reports 2010 (I)*, p. 79, para. 197）。気候変動に関しては、より一層高度な警戒と予防が必要である。

139. 当裁判所は、気候変動の文脈においても、環境への重大な被害（harm）を防止する国家の義務が適用され、この義務は最も直接的に関連する適用法の一部を構成すると結論付けた。

(b) 環境保護のための協力義務

140. 協力義務は国際連合憲章の中核をなすものである。国際連合憲章第1条は、「経済的、社会的、文化的または人道的な性格を有する国際問題を解決するための国際協力を達成すること」を各国に義務づけている。この義務は、その基礎となる「国際連合憲章に基づく国家間の友好関係および協力に関する国際法の原則に関する宣言」（1970年10月24日の総会決議2625（XXV））（以下、「友好関係に関する宣言」）に明記されている。国際司法裁判所は、「国家がこの文章を採択することは、国際慣習法に関する国家の見解を示すものである」と判示している（*Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America), Merits, Judgment, I.C.J. Reports 1986*, p. 101, para. 191）。この見解は、特に環境に関する多くの拘束力のある、あるいは拘束力のない文書に表現されている限りにおいて、協力義務にも当てはまる。協力の義務は、以下で説明する通り（214～218項および260～267項参照）、気候変動条約その他の環境条約における中心的な義務である。その他の例としては、ストックホルム宣言の原則24およびリオ環境開発宣言（以下「リオ宣言」という）の原則7が挙げられ、いずれも環境保護における協力の不可欠な要素として認めている。国家の関連する実践を考慮すると、裁判所は、環境保護のための国家の協力義務は、慣習法としての性格が確立された規則であると判断している（*気候変動に関する勧告的意見、国際海洋法裁判所報告書2024年*、110頁、第296項；*MOXプラント（アイルランド対イギリス）、暫定措置、2001年12月3日命令、国際海洋法裁判所報告書2001年*、110頁、82項）。

141. このような協力義務は、環境に対する重大な被害を防止する義務と本質的に結びついている。なぜなら、国家間の協調なき個々の努力は、意味のある結果をもたらさない可能性があるからである。また、共有資源と環境の保全と管理は、共有利益に基づくものであり、信義誠実の原則に支配されるという原則にも由来する（*核兵器の威嚇または使用の合法性、勧告的意見、I. C. J. Reports 1996 (I)*, 264頁, 102項；*核実験（オーストラリア対フランス）判決、I. C. J. Reports 1974*, 268, para. 46）。

142. 以上の理由から、当裁判所は、環境保護のための協力義務は国際慣習法の一部を形成し、他の規則の解釈のための指導原理としても機能しうると考える。それは最も直接的に関連する適用法の一部を形成している。

6. 国際人権法

143. 参加者は、提起された問題に対する国際人権法の適用可能性と関連性に関して、異なる見解を表明した。したがって当裁判所は、国際人権法が最も直接的に関連する適用法の一部を形成しているかどうかを判断しなければならない。

144. 環境の保護と人権の保護は、少なくとも1972年のストックホルム宣言以来、相互依存的なものとして一般的に認識されてきた（上記51～52項および下記388項参照）。パリ協定の前文は、各国に対し、「気候変動に対処するための行動をとる際には、……」と呼びかけ、[人権に関するそれぞれの義務を考慮すること]を求めている。地域の人権裁判所も、人権義務と自然環境の保護に関する規則との相互関係を認めている（アフリカ人権裁判所、*La LIDHO, Le MIDH, La FIDH* ほか 対 *コートジボワール共和国*、申請番号 041/2016、2023年9月5日の判決、パラグラフ欧州人権裁判所、*Verein KlimaSeniorinnen Schweiz* ほか 対 *スイス*、大法廷、2024年4月9日の判決、申請番号 436および542；米州人権裁判所、*ラ・オロヤ人口対ペルー事件*、予備異議、本案、賠償および費用、2023年11月27日判決、シリーズC No. 143）、国連の条約機関も同様である（例えば、*ダニエル・ビリー* ほか 対 *オーストラリア*（トレス海峡諸島民の請願）、2022年7月21日、国連文書 CCPR/C/135/D/3624/2019）。

145. 上記を踏まえ、当裁判所は、1966年12月16日の経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「ICESCR」という）及び1966年12月16日の市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「ICCPR」という）を含む核心的な人権条約、並びに慣習国際法の下で認められる人権が、最も直接的に関連する適用法の一部を構成すると考える。

7. その他の原則

146. 当裁判所は、本諮問意見書の目的上、その他の特定の原則が適用法の一部であるかどうか判断しなければならない。参加者は、持続可能な開発、共通だが差異ある責任とそれぞれの能力、衡平性、世代間衡平性、予防的アプローチまたは原則、「汚染者負担」の原則を裁判所が取り上げるべきであると多様な見解を述べた。これらの原則の大半は、UNFCCCにおいて、条約および関連文書（前文予備第3条）の解釈と実施を導く指針として言及されている。

(a) 持続可能な開発

147. 持続可能な開発の原則は、「経済発展と環境保護を両立させる必要性」に関わるものである（ガブチコヴォ・ナジマロス計画（ハンガリー/スロバキア）、判決、I.C.J. Reports 1997、78頁、140項）。気候変動条約では、持続可能な開発について、条約の目的を達成し、その規定を実施するための行動において「締約国が指針とする」「原則」と表現している（UNFCCC第3条4項、京都議定書第2条1項、パリ協定第2条1項）。この原則は、条約とは無関係に発展したものでもある。例えば、リオ宣言（原則1、4、5、7、8、9、12、20、21、22、24、27）において重要な役割を果たしており、2015年に総会で採択された持続可能な開発目標（2015年9月25日の総会決議70/1）においても焦点となっている。その継続的かつ議論の余地のない普遍的な認識から、当裁判所は、持続可能な開発の原則が特定の条約の解釈や、環境に対する重大な危害を防止する義務や環境保護のための協力義務を含む慣習国際法の規則の決定を導くものであると考える。

(b) 共通だが差異ある責任とそれぞれの能力

148. 共通だが差異ある責任とそれぞれの能力という原則は、気候変動条約を実施するための中核的な指針である（UNFCCC第3条1項、京都議定書第10条、パリ協定第2条2項、第4条3項参照）。当裁判所の見解によれば、共通だが差異ある責任とそれぞれの能力の原則は、気候変動に関する義務の負担を公平に配分する必要性を反映したものであり、特に、温室効果ガスの累積排出量に対する各国の歴史的・現在の貢献、経済的・社会的発展を含む各国の現在の能力および国情の違いを考慮している。このように、共通だが差異ある責任とそれぞれの能力の原則は、一方で特定の国の歴史的責任を認め、他方で、気候変動への対応に関してすべての国に期待できる措置は同じではないことを認めている。

149. 共通だが差異ある責任とそれぞれの能力の原則は、気候変動に関する科学的知見に照らしても、国家によって確認されてきた。IPCCは1990年の第1次評価報告書において、「現在大気に影響を及ぼしている排出量の大部分は先進国に由来する」と認識した。この知見は1992年のUNFCCCでも支持され、その前文には次のように記されている：

「歴史的および現在の温室効果ガス排出量の最大の割合は先進国から発生しており、開発途上国の1人当たり排出量は依然として比較的低い水準にあり、開発途上国からの排出量の割合は、その社会的および開発上のニーズを満たすために増加するだろう」と指摘している（前文第3段落；リオ宣言、原則7も参照）。

さらに最近、IPCCは、2019年時点で、工業化開始以来の人為的GHG排出総量の約58%が1990年以前に排出されたものであり、残りの42%は1990年から2019年の間に排出されたものであることを明らかにした（IPCC, 2023 政策決定者向け要約 4頁, ステートメント A.1.3）。

150. 当裁判所は、工業化以降、温室効果ガス排出量全体に大きく貢献し、広範な排出削減を実施するための資源と技術的能力を有する先進国が、一方の端に位置していることを指摘する。もう一方の端は、歴史的な排出量に対して最小限の貢献しかしておらず、自国の経済を変革する能力も限られている後発開発途上国である。その間に位置するのは、1992年のUNFCCCの採択以来、「途上国に由来する世界排出量の割合が、途上国の社会的・開発的ニーズを満たすために増加する」

（UNFCCC前文第3段落）というUNFCCCの期待に沿って、その開発が大幅に進展した国であり、現在では世界全体の温室効果ガス排出量に大きく寄与し、意味のある緩和と適応の取り組みに参加する能力を有する国や、地球規模の気候変動への対応に貢献できる大きな資源と技術的能力を有する国である。

151. 共通だが差異ある責任とそれぞれの能力の原則は、衡平性の原則の現れであり（下記152-154項参照）、さまざまな条約で明示されている以上に、国際環境法上の義務の解釈を導くものである（下記290-292項、リオ宣言、原則7参照）。共通だが差異ある責任とそれぞれの能力の原則は、新たな義務を定めるものではないが、条約の解釈と環境に関する慣習法の規則の決定に関連する。

152. 多くの参加者が衡平性に言及し、この概念に対するさまざまな理解を示した。大陸棚（チュニジア／リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤ）事件では、海洋境界画定に関連する特別協定が、衡平法上の原則を考慮するよう裁判所に求めており、当裁判所は「法的概念としての衡平性は、正義の理念の直接的な発露である」「衡平性の法的概念は、法として直接適用可能な一般原則である」と断言した（*判決, I. C. J. Reports 1982, 60頁 71項*）。同時に、裁判所は、「衡平法上の原則の適用は、衡平法上の原則の適用とは区別される。衡平法上の原則の適用は、同等（*ex aequo et bono*）の決定とは区別される」とし、「積極的国際法を適用する場合、当裁判所は、いくつかの可能な法解釈の中から、事案の状況に照らして、正義の要件に最も近いと思われるものを選択することができる」と述べている（*同書*）。

153. 法的原則としての衡平法の機能は、法律を置き換えることやその限界を超えること（衡平法（*contra legem*）および法律の枠外（*extra legem*））ではなく、適用される法律から適切な衡平な解決策を導き出すこと（衡平法内法 *equity infra legem*）である。例えば、漁業管轄権（イギリス対アイスランド）事件において、当裁判所は、海洋法に基づく紛争の文脈において、次のように述べている、

「単に衡平法上の解決策を見出すのではなく、適用法から導かれる衡平法上の解決策を見出すことが重要である。北海大陸棚事件で裁判所が述べたように、「……………。それは単に抽象的な正義の問題として衡平法を適用する問題ではなく、衡平法の原則の適用を必要とする法の規則を適用する問題である」（*I. C. J. Reports 1969*, p. 47, para. 85）。(漁業管轄権（イギリス対アイスランド）、本案、判決、*I. C. J. Reports 1974*, 33頁, 78項；国境紛争（ブルキナファソ/マリ共和国）判決、国際司法裁判所判決集 1986, 633頁, 149項も参照のこと）。

154. この意味での衡平性は多くの条約で言及されており、当裁判所は複数の機会に衡平な考慮を勘案してきた（例えば、大陸棚（リビア・アラブ・ジャマヒリヤ/マルタ）判決、国際司法裁判所判決集1985年、51頁、71項；土地、島嶼および海洋境界紛争（エルサルバドル/ホンジュラス：ニカラグアが介入）判決、国際司法裁判所報告1992年、514頁、262段落；アハマドゥ・サディオ・ディアロ（ギニア共和国対コンゴ民主共和国）、賠償、判決、国際司法裁判所判決集 2012 (I)、337頁、33項；ニカラグアが国境地域で行った特定の活動（コスタリカ対ニカラグア）、賠償、判決、国際司法裁判所判決集 2018 (I)、27頁、35項；コンゴ領内における武力活動（コンゴ民主共和国対ウガンダ）、賠償、判決、国際司法裁判所判決集2022年 (I)、52頁、106-107項）。公平性は、気候変動に関する義務の文脈においても、UNFCCCおよびパリ協定に規定されるものを含む、同様の機能を有する。

(d) 世代間の衡平性 (*equity*)

155. 多くの参加者は、世代間の衡平性も指摘した。参加者はこの概念について異なる理解を示したが、気候変動に関する義務におけるその重要性は疑いようがない。UNFCCC第3条第1項は、「締約国は、衡平の原則に基づき、人類の現在および将来の世代のために気候システムを保護すべきである」と定めている。一方、パリ協定の前文では、

「気候変動は人類の共通の懸念であるため、締約国は、気候変動に対処するため
の措置を講じる際、相互の義務を尊重し、促進し、考慮すべきである」

と述べられている。これらの規定を含むその他の規定は、当裁判所が「環境は抽象的な概念ではなく、人類の生活空間、生活の質、そして人類の健康そのものを表すものであり、未出生の世代を含む」と認めた点を反映している（核兵器の使用または威嚇の合法性に関する勧告的意見、国際司法裁判所報告書 1996 年 (I)、241頁、29項）。

これらの条項やその他の条項は、「環境は抽象的なものではなく、生まれていない世代を含む人間の生活空間、生活の質、健康そのものを表す」（核兵器の威嚇または使用の合法性、勧告的意見、*I. C. J. Reports 1996 (I)*, 241頁, 29項）という裁判所の認識を反映している。

156. 世代間衡平性とは、現在の世代は、尊厳ある生活条件を維持し、それを将来の世代に伝えるという使命を負った人類の信託者であるという考えを表したものである。IPCCは、地球温暖化の影響が世代を超えて及ぶことを強調し、次のように指摘している。

「継続的な温室効果ガスの排出は、主要な気候システム要素にさらに影響を及ぼし、多くの変化は100年から1,000年の時間スケールで不可逆的となり、地球温暖化が進むにつれてその規模が拡大する。緊急かつ効果的で公平な緩和策と適応策が講じられない場合、気候変動は生態系、生物多様性、および現在と将来の世代の生活、健康、福祉をますます脅かすことになる（高い信頼度）」（IPCC、2023年政策決定者向け要約、24頁、ステートメントC.1.3）。

157. 当裁判所は、世代間の衡平性は、一般的な意味での公平性の表れであり、適用される規則の解釈の指針としての法的意義を共有するものと判断した。したがって、世代間の衡平性の考慮は、適用される法の範囲を逸脱または超越することなく、法の下で役割を果たさなければならぬ。将来の世代の利益と行為の長期的な影響に対する適切な配慮は、国家が関連する条約および慣習国際法に基づく義務を履行するために政策や措置を検討し、決定し、実施する際に考慮すべき公平な考慮事項である。

(e) 予防的アプローチまたは原則

158. 多くの参加者が、気候変動に関する政策や措置において、国家が予防措置をとる必要があるかどうかという問題を取り上げた。リオ宣言の原則15は、次のように規定している。

「環境を保護するため、予防的アプローチは、各国がその能力に応じて広く適用するものとする。深刻または不可逆的な損害のおそれがある場合、科学的確実性が十分でないことを、環境悪化を防ぐための費用対効果の高い措置を先送りする理由としてはならない」と定めている。

当裁判所は、UNFCCC第2条および第3条第3項により、このような措置は関連する気候変動条約の下でも講じられるべきものであることに留意する。

(f) 「汚染者負担」原則

159. 一部の参加者は、「汚染者負担」と呼ばれる原則が適用法の一部であると提案した。この原則は、気候変動条約では言及されていないが、リオ宣言の第16原則に示されており、それによると次の通りである。

「国家当局は、公共の利益を十分に考慮し、国際貿易と投資を歪めることなく、原則として汚染者が汚染コストを負担すべきであるという考え方を考慮し、環境コストの内部化と経済的手段の利用を促進するよう努めるべきである。

160. この勧告は、特定の分野に特化した条約や様々な種類の国内法において、主に特定の危険な活動に対する民間行為者の厳格責任という形で、各国によって守られてきた。しかし、「汚染者は原則として汚染コストを負担すべきである」という原則は、気候変動条約のいずれにも想定も反映もされていない。また、この原則が条約に明記されることなく、国家間の関係において直接適用されることも認められていない（1976年12月3日の塩化物による汚染からライン川を保護するための条約に追加された1991年9月25日の議定書の適用におけるオランダとフランス間の会計監査に関する事件、2004年3月12日の決定、国際連合、国際仲裁判断報告第XXV巻、312頁、102-103項参照；また、危険な活動から生じる国境を越えた損害の場合の損失配分に関するILC原則（国際法委員会年鑑、2006年、第2巻、第2部、74-75頁、11-15項参照）。従って、当裁判所は、「汚染者負担」原則が本諮問意見書の目的上、適用法の一部であるとは考えていない。これは、国際法上不法ではない危険行為やその他の行為に対する厳格責任の形態が発展している可能性を排除するものではない。

(g) 結論

161. 以上の理由から、当裁判所は、持続可能な開発、共通だが差異ある責任とそれぞれの能力、衡平性、世代間衡平性、予防的アプローチまたは原則の原則が、最も直接的に関連する法的規則の解釈と適用のための指導原理として適用可能であると結論づける。

8. 特別法の問題

162. 次に当裁判所は、上記で特定された規則（第1項～第7項、第115項～第161項）のいずれかが、特別法（*lex specialis*）の解釈原則（上記第114項参照）により除外されるかどうかという問題に目を向ける。この問題は、気候変動条約と他の国際法の規則との関係に関わるものである。

163. ほとんどの参加者は、気候変動条約は総会の要請に答えるための主要な文書であるかもしれないが、当裁判所が扱う必要のある、より広範な規則の一部を形成しているとの見解を表明した。これらの参加者によれば、気候変動条約は、気候変動に関する他の規則との関係で、特別法（*lex specialis*）を構成するものではないという。参加者は、特に総会決議77/276の前文に言及し、前文に記載された文書や規則のリストが網羅的なものではないことを明確に示した。他の参加者は、裁判所は気候変動条約にのみ焦点を当てるべきであり、気候変動条約は、他の規則や原則（以下に言及するものを含む）に関して特別法を構成すると考えた。総会決議77/276の前文にある。彼らの見解では、気候変動条約は他のいかなる規則にも取って代わるものであり、その条約は、競合する主要な考慮事項の間でバランスをとる一連の慎重な妥協を反映したものである。これらの参加者によれば、気候変動条約は、慣例的または慣習的な性質を持つ他のいかなるルールよりも優先され、他の法源によって取って代わられたり、変更されたりすることはない。

164. 気候変動条約が*lex specialis*を構成するかどうかという問題について議論する際、多くの参加者は、気候変動条約と他の国際法の規則との関連性にも注目した。この点に関して、様々な参加者が、気候変動条約が国家の義務の主要な源泉であるにもかかわらず、気候変動条約から生じる義務と他の条約や慣習国際法から生じる義務は、互いに情報を与え合い、支え合うものであることを強調し、あるいは、調和的解釈や体系的統合の原則を持ち出して、その旨述べた。

165. 当裁判所は冒頭で、複数の規則が一つの問題に関係している場合には、可能な限り、互換性のある単一の義務を生じさせるように解釈されるべきであるというのが、一般に認められている原則であることに留意する（国際法分断に関する国際法委員会研究グループの作業結論：国際法の多様化と拡大から生じる困難、*国際法委員会年鑑*、2006年、第2巻、第2部、結論4）。

166. 特別法（*lex specialis*）の原則とは、適用される可能性のあるいくつかの規則のうち、どれが優先されるのか、あるいは単に規則が共存するだけなのかを決定するために用いられる解釈の原則である。一般に、ある特定の規則、あるいは特定の規則群が、より一般的な規則や、あまり焦点化されていない規則よりも優先される場合もあれば、特定の規則を1つまたは複数の一般規則の精緻化とみなすべき場合もあり、後者はその背景で解釈上の役割を果たし続ける。特別法の原則の適用は、それぞれの事案の状況による。今回の手続きでは、参加者の立場の違いは主に、気候変動条約に含まれる一連の規則が一般的に他の国際法の規則に優先するかどうかという問題に関係している。

167. 国際法委員会は次のように説明している。

“特別法 (*lex specialis*) の原則が適用されるためには、同じ主題が2つの規定で扱われているだけでは不十分である。したがって、この問題は本質的に解釈の問題である。(注釈第55条4項、国家責任に関するILC条文、140頁)。

168. 当裁判所は、気候変動条約の規定と、質問 (a) に対する回答に関連すると思われる他の国際法の規則や原則との間に、実際の矛盾を見出すことはできない。それどころか、UNFCCCとパリ協定の前文そのものが、他の規則や原則に言及している。には、他の規則や原則への言及が含まれている。これにより、これらの条約の締約国は、気候変動が他の規則や原則も役割を果たす問題であることを認識している。

169. また当裁判所は、気候変動条約の締約国が、他の適用可能性のある規則や原則を置き換えるという明確な意図を特定することもできない。このような意図は、条約の目的や趣旨によって立証される可能性がある。しかし、気候変動条約の目的および趣旨は、国際法の他の規則や原則と矛盾するものではなく、また、これらの条約が一般的にそのような他の規則や原則に取って代わることを意図していることを示唆するものでもない。気候変動条約が気候変動という地球規模の問題に対処する主要な手段であるとしても、これらの条約が他の国際法の規則や原則に取って代わるということにはならない。

170. 特に、気候変動条約が一般的な国際慣習法や環境保護に関する他の条約規則を排除しつつ、同時に適用されることを意図していることを示すものはない。気候変動条約が慎重に交渉され、相互に関連する一連の規則として調整されているという事実は、それ自体、そのような示唆を与えるものではない。気候変動条約の締約国は、その規範的文脈を認識しており、望めば、他の規則や原則を置き換える可能性のある意思を表明することができたはずである。

171. 以上の理由から、当裁判所は、気候変動条約が唯一の適用法であるとする主張は支持できず、特別法原則は、気候変動条約が他の国際法の規則を一般的に排除することにはならないと判断する。

9. 結論

172. 上記の理由 (113～171項参照) により、当裁判所は、最も直接的に関連する適用法は、国際連合憲章、UNFCCC、京都議定書、パリ協定、UNCLOS、オゾン層条約、生物多様性条約、砂漠化条約であると考え、環境に対する重大な危害を防止する慣習上の義務および環境保護のための協力義務、国際人権法、ならびに適用されるさまざまな規則および原則の解釈に関する一定の指導原則 (持続可能な開発、共通だが差異ある責任およびそれぞれの能力、衡平性、世代間衡平性、予防的アプローチまたは原則) である。

173. 当裁判所は、このリストは、総会が提起した質問 (a) に答えるために最も直接的に関連する適用法のみを決定するためのものであることを強調する。このリストは、気候変動に関連する様々な状況下において、他の国際法の規則にも影響を与えるものである。そのような規則は、例えば、国際貿易法、国際投資法、国際人道法などに見出すことができる。

B. 気候変動条約の枠組みにおける国家の義務

1. 気候変動関連条約の概要

174. 次に当裁判所は、気候変動条約の枠組みにおける国家の義務に目を向ける。先に述べたように（116-121項参照）、気候変動条約の枠組みは、人為的な温室効果ガスの排出に起因する気候変動問題に対処するために、国家が締結した3つの法的拘束力のある文書、すなわち、気候変動枠組み条約（UNFCCC）、京都議定書およびパリ協定から構成されている。本章では、気候変動条約と、それに基づく統治機関の関連する特定の決定について検討し、人為的な温室効果ガスの排出から気候システムやその他の環境を保護するための、各国の主な義務を明らかにする。

175. 当裁判所は、気候変動条約の枠組みの下での法的義務の性質と範囲について、参加者の意見が分かれたことに留意する。一般的なレベルでは、気候変動関連条約は「温室効果ガスの排出を緩和し、その有害な影響に適応する拘束力のある義務」を各国に課していると主張する参加者がいた一方で、これらの条約は厳しい義務を課すようには設計されていない、あるいは、場合によっては拘束力さえも有しないものと主張する参加者もいた。参加者の間で意見が分かれたもう一つの一般的な点は、気候変動関連条約、特にパリ協定に基づくある義務が、「行動の義務」なのか、あるいは「結果の義務」なのかという点である。当裁判所は、行為義務と結果義務の区別は、有用な区別であり、当裁判所が過去に使用してきたことを想起する（シララ川の水域の地位と利用に関する紛争（チリ対ボリビア）判決、*I. C. J. Reports 2022 (II)*, 644頁, 83項；ウルグアイ川のパルプ工場（アルゼンチン対ウルグアイ）判決、*I. C. J. Reports 2010 (I)* 77頁, 187項；ジェノサイド犯罪の防止及び処罰に関する条約の適用（ボスニア・ヘルツェゴビナ対セルビア・モンテネグロ）判決、*I. C. J. Reports 2007 (I)*, 221頁, 430項；204項も参照）。同時に、当裁判所は、この区別が必ずしも絶対的なものではないことを指摘し、一部の義務には、行為義務と結果義務の両方の特徴を併せ持つ場合があることを指摘する。また、一方の義務が他方の義務よりも本質的に重いということもできない。両種類の義務はしばしば共存し、異なる手段を通じて目的を達成しようとするものである。この点において、当裁判所は、条約のすべての規定が結果義務または行為義務を含むものとして分類されるわけではなく、各規定は、具体的な事情を踏まえて個別に検討される必要があることを指摘する。当裁判所は、国際環境法における行為義務は、適切な注意を払って行動する義務を伴い、締約国に対し「国際義務を履行する目的で、利用可能なすべての手段を用いる」ことを要求するものであることを想起する。（ウルグアイ川沿いのパルプ工場（アルゼンチン 対 ウルグアイ）、判決、*I. C. J. Reports 2010 (I)*, 56頁, 101項；132～139項参照）。

176. これらの条約に基づく義務を特定し、明確にする際、裁判所は条約法に関するウィーン条約第31条から第33条に見出される解釈規則を適用するが、これは国際慣習法も反映している（例えば、ジェノサイドの犯罪の防止及び処罰に関する条約の適用（ガンビア対ミャンマー）、予備異議、*I. C. J. Reports 2022 (II)* 510頁 87項；ニカラグア沿岸から200海里以遠のニカラグア・コロンビア間の大陸棚の画定に関する問題（ニカラグア対コロンビア）、予備的異議申立、判決、*I. C. J. Reports 2016 (I)*, 116頁, 33項）。

177. 思い起こせば、条約法に関するウィーン条約第31条第1項は、「条約は、その文脈上及びその目的及び趣旨に照らして条約の条項に与えられる通常の意味に従って誠実に解釈されるものとする」と定めている。第31条第2項は、何を文脈とみなすかを定めている。第31条第3項は、文脈とともに、条約の解釈または適用に関するその後の締約国間の合意、そのような合意を確立するその後の慣行、および締約国間の関係において適用される国際法の関連規則を考慮しなければならないと規定している（インド洋における海洋境界画定（ソマリア対ケニア）、予備的異議、判決、*国際司法裁判所判決集 2017 年*, 29頁, 64項）。これらの解釈手法は、一つの統合的な操作として検討されるべきである（条約法に関するILC条文草案、*国際法委員会年鑑*, 1966年、第2巻、219～220頁、注釈第27条および第28条第8項参照）。

178. 解釈の過程において、裁判所は、締約国の義務を特定し、明確にするため、気候変動関連条約の下で確立された規則、原則、メカニズム、制度を考慮する。この文脈において、3つの気候変動条約すべてに浸透している重要な原則は、UNFCCC第3条に含まれるものである。これらの指導原則とは、共通だが差異ある責任とそれぞれの能力、予防的アプローチまたは原則、持続可能な開発、衡平性、世代間衡平性である。当裁判所は上記147から158項でこれらの原則を検討した。当裁判所は、これらの原則は気候変動関連条約の枠組みの中で独立した義務を構成するものではないが、条約上の義務の解釈を導くものであることを想起する。これらの原則に加え、当裁判所は、気候変動条約の下で、国際慣習法上の義務として、上記で特定された（上記140から142項参照）協力義務もまた、指針としての役割を果たしていることに留意する。以下では、これらの原則が気候変動条約に具体的にどのように盛り込まれているかについて述べる。

179. 共通だが差異ある責任とそれぞれの能力の原則は、気候変動条約の枠組みの基本原則であり、気候変動条約のいくつかの条項に盛り込まれている（UNFCCC前文、第3条1項、2項、第4条、京都議定書第10条、パリ協定第2条2項、第4条3項、4項、19項、上記148～151項も参照）。UNFCCCとパリ協定は、全ての締約国に義務を課しているが、締約国の経済状況、人為起源の温室効果ガス排出への歴史的貢献度、気候変動の悪影響に適応し緩和する能力によって、その義務が異なる可能性があることを認識している。例えば、UNFCCCの第3条1項は「先進国締約国は、気候変動とその悪影響との闘いにおいて主導すべきである」とし、第3条2項は「途上国締約国の特定のニーズと特別な状況」に十分配慮すべきであるとする。同様に、パリ協定の第4条3項は、各締約国のNDCは、それぞれ異なる国の事情と能力を反映したものでなければならないと規定している。京都議定書のアプローチは、定量化された排出制限と削減を要求している。先進締約国や市場経済への移行過程にあるその他の締約国が約束し、途上国が約束しないことは、共通だが差異ある責任とそれぞれの能力の原則の適用である。

180. 当裁判所は、気候変動関連条約にも予防的アプローチまたは原則が盛り込まれていることを指摘する（上記158項参照）。UNFCCCの第3条第3項は、「深刻な損害または不可逆的な損害のおそれがある場合、科学的確実性が十分でないことを、そのような措置を延期する理由として用いてはならない」と規定している。この原則は、京都議定書とパリ協定に参考として盛り込まれている（パリ協定の前文3段落目、京都議定書の前文4段落目（「UNFCCC第3条の指針を受けて」）参照）。当裁判所は以前にも、国際環境法および環境保護に関する条約の解釈と適用において、予防的アプローチまたは原則が関連する可能性を認める機会があった（ウルグアイ川沿いのパルプ工場（アルゼンチン対ウルグアイ）、判決、国際司法裁判所報告2010年（I）71頁164項）、気候変動条約の下での締約国の義務の解釈と適用において、このアプローチまたは原則を考慮する。

181. 持続可能な開発の原則は、気候変動関連条約にも指針として盛り込まれている（UNFCCC第3条4項、京都議定書第10条、パリ協定第3条、上記147項も参照）。他の原則と同様、当裁判所は、持続可能な開発の原則は、それ自体で国家に特定の権利と義務をもたらすものではないが、気候変動関連条約に基づく義務の解釈に影響を与えるものであると指摘する。

182. さらに、気候変動関連条約には衡平性と世代間公平性の概念が盛り込まれている。UNFCCCの第3条1項は、「締約国は、衡平性に基づき、人類の現在および将来の世代の利益のため、気候系を保護すべきである」と規定している。京都議定書もパリ協定も、この原則を指針としている（パリ協定の前文第3段落、京都議定書の前文第4段落参照）。さらに、これらの条約には衡平性に関する規定も含まれている。例えば、パリ協定の第2条第2項では、この協定は「異なる国情に照らし、衡平性、共通だが差異ある責任とそれぞれの能力の原則を反映して実施される」と述べられている。気候変動条約の枠組みにおける義務という観点から、当裁判所は、衡平性と世代間の衡平性は、関連条約の解釈において考慮されるべきであると考え（上記152-157項参照）。

183. また、UNFCCC、京都議定書、パリ協定のいくつかの条文が、この原則を異なる形で実施している（UNFCCC前文、第3条5項、第4条7項、第5条、第6条、第9条、京都議定書第10条、第11条、第12条、パリ協定第5条、第6条、第7条、第8条、第9条第1項、第10条第2項、第6項、第13条第9項、第10項）；パリ協定第5条、第6条、第7条、第8条、第9条第1項、第10条第2項、第6項、第11条、第12条、第13条第9項、第10項）。各条約における協力義務の内容については後述する。

184. 気候変動関連条約に基づく義務を解釈する際、各国は、UNFCCCのCOP、京都議定書の締約国会議（以下、「CMA」）、パリ協定のCMAなど、これらの条約を管理する機関の関連する決定にも依拠する必要がある。当裁判所は、特定の状況において、これらの機関の決定が一定の法的効果を持つことを指摘する。第一に、条約にそのような規定がある場合、COPの決定は締約国に法的拘束力のある義務を生じさせる可能性がある。パリ協定の第4条8項がそうである、

「すべての締約国は、決定書1/CP.21および本協定の締約国会議として機能する締約国会議の関連する決定書に従い、国が決定する貢献を通報する際に、明確性、透明性、理解のために必要な情報を提供するものとする。

第二に、これらの機関の決定は、当該決定が関連する条約の解釈に関する締約国間の実質的な合意を表明している限りにおいて、条約法に関するウィーン条約第31条第3項（a）に基づく事後合意を構成する可能性があり、したがって、気候変動条約を解釈する手段として考慮されることになる（注釈の結論11、38項、条約の解釈に関するその後の合意およびその後の慣行に関するILC結論、*国際法委員会年鑑*、2018年、第2巻、第2部、73-74頁参照）。

185. したがって、上記のとおり（174項参照）、また質問の意味と範囲（甲8-10参照）に従い、当裁判所は、気候系および人為的なGHG排出からの環境の他の部分の保護に直接関係する限りにおいて、各条約に基づく各国の義務を特定する。この点に関し、当裁判所は、気候変動関連条約に基づく締約国の義務を一つ一つ取り上げる必要はないと考える。実際、手続き上および実質上の様々な義務を機械的に列挙するような作業は、質問（a）における要請が「国際法の下での」国家の義務一般に焦点を当てている総会の助けにはならないだろう。したがって当裁判所は、人為的な温室効果ガスの排出から気候システムを保護する義務に関連する、各条約に基づく各国の主な義務に焦点を当て、これを緩和、適応、協力の義務に大別できると考える。

186. 従って、当裁判所は、採決手続き、条約に基づき設置される機関の構成、またはこれらの機関への参加権に関する規定など、締約国が条約上の義務を履行するための制度的、方法論的、または手続き的枠組みのみを扱う規定を詳細に取り扱う必要はないとの見解を示す。それにもかかわらず、当裁判所は、気候変動条約の制度的・手続き的枠組みが、これらの条約の目的・趣旨を効果的に実現する上で重要な役割を担っていることを認識している。

2. UNFCCC、京都議定書、パリ協定の関係

187. 参加者は、国連気候変動条約の枠組みを構成する3つの条約の関係について、異なる見解を表明した。この問題に関し、当裁判所は、一部の参加者が、ウィーン条約法条約第30条に反映されている後法優先の原則（*lex posterior rule*）が3つの気候変動条約間の関係を規律すると主張したことを指摘する。この点について、パリ協定に基づく国家の義務は、UNFCCCおよび京都議定書に基づく義務に置き換えられたと主張した。また、後法優先および特別法の原則に基づき、規範が対立する場合には、パリ協定が国連の気候変動枠組み内の他の条約よりも優先されるべきであるとの一般的な推定が成り立つとの主張がされた。

188. 当裁判所は、同一の主題に関する連続する条約の締約国の権利および義務を規定する条約法に関するウィーン条約第30条が、関連する部分において以下のように規定していることを想起する：

「2. 条約が、それより前の条約またはそれより後の条約に従う、あるいはそれらと矛盾しないものと規定している場合、その他の条約の規定が優先する。

3. 以前の条約のすべての締約国が後の条約の締約国でもあるが、以前の条約が第59条に基づき終了または停止されていない場合、以前の条約は、その規定が後の条約の規定と整合する範囲においてのみ適用される。」

189. 当裁判所は、第30条第2項および第3項は、現在の状況には適用されないと判断する。第2項は、後の条約が、先の条約または後の条約に「従う」または「相容れないものとみなされない」ことを明記している場合に関するものである。第3項は、「先の条約の全締約国が後の条約の締約国でもある」場合に関するものであるが、UNFCCCのすべての締約国が京都議定書およびパリ協定の締約国であるわけではないため、このような状況は存在しない。さらに、国際慣習法上の事後的規則の適用可能性に関して、裁判所は、条約が整合しない場合、すなわち、それらの義務を同時に遵守することができない場合にのみ、後の義務が先の義務に優先すると述べている。条約が同じ事項について規制しているという事実だけでは、必ずしも条約間に抵触が生じたり、一方の条約が他方に優先したりすることにはならない。

190. 裁判所は、気候変動条約の枠組みを構成する各条約の義務の互換性を評価することで、各条約間の関係を確認する。この決定には、条約法に関するウィーン条約第31条から第33条までに規定されている条約解釈の規則を適用して、3つの条約を解釈することが含まれる。

191. 気候変動に対処するための基本条約であるUNFCCCを評価するにあたり、当裁判所は、この条約自体に、京都議定書やパリ協定との関係に関連する規定が含まれていることを指摘する。UNFCCC第2条は、UNFCCCのCOPがその目的を達成するために「関連する法的文書」を採択する権限を認めている。さらに第2条は、関連する法的文書が「(UNFCCCの) 関連規定に従って」運用されることを規定する。さらにUNFCCC第17条は、「締約国会議は、いかなる通常会合においても、条約の議定書を採択できる」と規定する。

192. 京都議定書に関して、当裁判所は、議定書の前文に「(UNFCCC) 第2条に記載されている(UNFCCCの) 究極の目的を追求するものである」と記載されていることに留意する。このようなUNFCCCとの関係の認識に加え、当裁判所は、京都議定書がUNFCCC第4条第2項 (a)、(b) に含まれる先進国の約束、およびUNFCCC附属書Iに含まれるその他の締約国の約束を、排出削減・制限義務（第3条）を規定することによって強化したことを指摘する。京都議定書は法的拘束力のある国際合意であり、特定の先進締約国に対し、合意された個別目標に従って温室効果ガス排出量を制限・削減することを約束することで、枠組条約の基づく義務を実施するものである。京都議定書には独自の発効条項があり、独自の参加基準があるが、議定書の全締約国はUNFCCC締約国であることが求められる。

193. 京都議定書と異なり、パリ協定は枠組条約第17条に基づくUNFCCCの議定書ではない。むしろ、パリ協定は、2011年12月11日に、気候変動枠組条約の締約国会議が採択した決定1/CP. 17に基づき設立されたプロセスを通して採択された合意である（決定 1/CP. 17、強化された行動のためのダーバン・プラットフォームに関する特別作業部会の設置、2011年12月11日、UN doc. FCCC/CP/2011/9/Add. 1参照）。この決定は、パリ協定の「ダーバン・マンデート」と称され、

「条約のもとで、すべての締約国に適用される、法的拘束力のある議定書、他の法的文書、または合意された成果」の策定を求めた（同上、2頁、2項）。

194. パリ協定の前文には、この協定は「（UNFCCCの）目的を追求し、その原則に導かれて」採択されると記されている。パリ協定の第2条と第4条は、UNFCCCとの関係を決定する鍵である。第2条第1項は、「この協定は、条約（その目的を含む）の実施を促進する上で、気候変動の脅威に対する世界全体での対応を強化することを目的とする」とし、締約国が達成すべき気温目標を定めている。第4条第1項は、締約国に対し、温室効果ガス排出量が「できる限り速やかに」ピークに達することに取り組むよう求めている。当裁判所は、これらの約束と目標は、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすことにならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させる」というUNFCCCの「究極の目的」を推進するものである（UNFCCC第2条）。

195. 当裁判所の見解では、3つの気候変動条約の間に矛盾はない。それどころか、京都議定書とパリ協定は、UNFCCCに含まれる一般的な義務をより具体化したものであり、3つの条約は相互に支え合う関係にある。実際、UNFCCCは「枠組み条約」であり、UNFCCCに含まれる義務の一般的な性格を考慮すると、締約国によるその後の決定（UNFCCCに基づく議定書や協定を採択する決定を含む）は、UNFCCCにおける義務を解釈または具体化するものであり、UNFCCCの義務を破棄または修正したりするものではない。このような見解にもかかわらず、条約間に矛盾が生じた場合、当裁判所は、条約解釈の規則を適用して解決されるべきであると考え（下記310-311項も参照）。

3. UNFCCCにおける各国の義務

196. 次に当裁判所は、UNFCCCに基づく締約国の義務に目を向け、UNFCCCが人為的な温室効果ガスの排出による気候変動の問題に対処するための一般的な枠組みを提供していることを指摘する。この関係で、UNFCCCは、モントリオール議定書（UNFCCC第4条参照）ですでに規制されているものを除くすべてのGHGを対象としている。

197. UNFCCCの「究極の目的」は、第2条に規定されているように、「気候系に対する人為的な危険な干渉を及ぼすことにならない水準で、大気中の温室効果ガス濃度を安定化させる」ことであり、「そのようなレベルは、生態系が気候変動に自然に適応し、食糧生産が脅かされず、経済発展が持続可能な形で進むことを可能にするのに十分な期間内に達成されるべきである」ことを保証することである。当裁判所は、この規定は、「他の条約規定の解釈および適用を行う際の基準となる」目的を定めているものと判断した。（*石油プラットフォーム（イラン・イスラム共和国対アメリカ合衆国）*、予備異議、判決、*I. C. J. Reports 1996 (II)*, 814頁、28項参照）。

198. UNFCCC第3条は、その「究極の目的」を追求するため、締約国に対し、枠組み条約の実施において、共通だが差異ある責任とそれぞれの能力、途上国締約国の特定のニーズと特別な状況、持続可能な開発と協力、予防措置などの原則を考慮するよう求めている。

199. 枠組み条約の重要な特徴は、「先進国締約国」と「途上国締約国」を区別していることである。枠組み条約は、特定の先進国締約国および附属書Iに記載されたその他の締約国（以下、「附属書I締約国」）に対し、特定の追加義務を規定することでこれを実現している。第4条1項は、すべての締約国に対し、「共通だが差異ある責任、それぞれの国および地域の開発優先事項、目的、状況」に基づく「約束」を盛り込んでいるが、第4条2項は、附属書I締約国に対し、温室効果ガスの排出を制限し、温室効果ガスの吸収源および貯留庫を強化することにより、気候変動を緩和する政策および措置を講じ、気候変動との闘いを主導するよう求めている。さらに第4条3項は、附属書Iに記載された締約国の一部である附属書IIに記載された締約国（以下「附属書II締約国」という）に対し、開発途上国締約国に対して財政支援および技術移転を行うことを義務付けている。当

裁判所は、これらの「約束」を分析し、質問事項 (a) の意味における「国際法上の国家の義務」に該当するかどうか否かを判断するため、各締約国に適用される「約束」を分析する。該当する場合、その義務の性質及び番井を判断する。

(a) UNFCCC における緩和義務

200. 当裁判所は、気候系への危険な人為的干渉を防止するレベルで大気中の温室効果ガス濃度を安定させるというUNFCCCの目的の中心にあるのは、緩和であると考えている。枠組み条約は、緩和という目的を2つの方法で達成しようとしている：第一に、排出源による人為的なGHG排出を抑制することである。そして第二に、温室効果ガスの吸収源と貯蔵庫を保全し、強化することである（第4条第2項 (a)）。この点に関して当裁判所は、発生源とは「温室効果ガス、エアロゾル、または温室効果ガスの前駆体を大気中に放出するあらゆるプロセスまたは活動」であり、吸収源とは温室効果ガスを大気中から除去するプロセス、活動、またはメカニズムであり、貯留庫とは温室効果ガスの貯留を可能にする気候系の一部であると指摘する（第1条）。

201. 枠組み条約における緩和に関する主な義務は、第4条に記載されている：

「1. すべての締約国は、共通だが差異ある責任と、それぞれの国および地域の開発優先事項、目的および状況を考慮し、次のことを行う：

- (a) 第12条に従い、締約国会議が合意する比較可能な方法を用いて、モントリオール議定書で規制されていないすべての温室効果ガスの発生源による人為的排出量と吸収源による除去量に関する自国のインベントリを作成し、定期的に更新し、公表し、締約国会議に提供する；
- (b) モントリオール議定書で規制されていない全ての温室効果ガスの発生源からの人為的排出及び吸収源からの除去に対処することにより気候変動を緩和するための措置、並びに気候変動への適応を容易にするための措置を含む、自国及び適当な場合は地域別のプログラムを策定し、実施し、公表し、定期的に更新する；

.....
.....

(j) 第 12 条に従い、実施に関する情報を締約国会議に報告する。」

202. 当裁判所は、第4条第1項には法的拘束力のある義務が含まれていると考える。「shall」の語を含むこの条項の通常の意味は、法的拘束力のある義務を定めるという当事者の意図を示すものである。また、第10条第2項と第12条第1項を照らし合わせると、約束を履行するための手続きを設けるという文脈も、約束に法的拘束力があることを示すものとなっている。この解釈は、第2条に反映される UNFCCC の目的および趣旨に合致する。UNFCCC 採択後の締約国の慣行も、この解釈に対する合意を立証している。例えば、非附属書I締約国は、GHG 排出量の国別インベントリの更新を含む報告書を隔年で提出し、附属書I締約国は、全てのGHG排出量と除去量に関する詳細情報と更新を含む国別インベントリを毎年提出している。

203. 当裁判所は、第4条第1項に規定される特定の義務、例えば、第4条第1項 (a) に規定される人為起源の温室効果ガス排出量と吸収源による除去量の国別インベントリを作成、更新、公表、利用可能にする義務、第4条第1項 (b) に規定される国別プログラムを策定、公表する義務、第4条第1項 (j) に規定されるCOPへの情報伝達義務などは、結果に関する義務であると指摘する。これらの

義務は、特定の結果をもたらすよう締約国に要求するものであり、この例では、結果をもたらす義務によって特に決定される特定の行動、行為、手段も規定する。第4条第1項に基づくその他の義務は、当事者に特定の結果をもたらすことを要求するのではなく、緩和に関する特定の結果を達成するために最善の努力を払うことを要求するため、行為義務である。温室効果ガスの人為的排出を抑制、削減、防止する」技術や慣行の開発と普及に協力する義務（第4条第1項(c)）は、そのような義務の一例である。

204. 当裁判所がガブチコヴォーナジマロスプロジェクト（ハンガリー／スロバキア）において、条約の締約国は、同一の条約に基づき「行為義務、履行義務および結果義務」を承諾することができると指摘している（判決、*I. C. J. Reports 1997*, 77頁, 135項）。当裁判所の見解では、第4条第1項に基づく法的義務は、行為と結果に関する、相互に関連する義務である。

205. 次に当裁判所は、枠組み条約第4条第2項に目を向ける：

2. 先進締約国及び附属書Iに含まれるその他の締約国は、次の各号に定めるところにより、特に自らを約束する：

(a) これらの各締約国は、温室効果ガスの人為的排出を制限し、温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫を保護し、強化することにより、気候変動の緩和に関する国内政策を採択し、これに対応する措置をとるものとする。

(b) 各締約国は、上記(a)号に掲げる政策及び措置、並びにその結果として予測される温室効果ガスの発生源による人為的排出及び吸収源による除去に関する詳細な情報を、個別に又は共同で、二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの人為的排出を1990年の水準に戻すことを目的として、伝達するものとする。

(e) 各当事者は、以下のとおりとする：

(i) 条約の目的を達成するために開発された関連する経済的・行政的手段を、他の締約国と適宜調整する。

(ii) モントリオール議定書によって規制されていない温室効果ガスの人為的排出を、他の場合よりも増加させる活動を奨励する自国の政策や慣行を特定し、定期的に見直すこと。

第4条第1項の約束に関して述べたのと同じ理由により、当裁判所は、第4条第2項の約束は附属書I国に法的拘束力のある義務を課すものであると考える。

206. すべての当事者の緩和義務を特定した上で（第4条参照）、裁判所は、第4条第2項が、相互に関連しつつも独立した複数の義務を定めていることを指摘する。まず、附属書Iに掲げる各締約国は、人為的な温室効果ガス（GHG）の排出を制限し、GHGの吸収源および貯留源を保護し強化することにより、気候変動の緩和に関する国家政策を「採択」し、対応する措置を講じなければならない（第4条第2項(a)）。第2に、附属書I締約国は、そのような政策と措置、そしてその結果として予想される温室効果ガスの排出源による人為的排出と吸収源による除去に関する詳細な情報を、個別または共同で1990年のレベルに戻すことを目的として、定期的伝達する義務がある（第4条第2項(b)）。第3に、附属書I締約国には、条約の目的を達成するために開発された関連する経済的・行政的手段を、他の附属書I締約国と適切に調整する義務がある（第4条第2項(e)(i)）。最後

に、附属書I締約国は、人為的な温室効果ガスの排出量を増加させるような自国の政策や慣行を特定し、定期的に見直す義務を負う（第4条第2項（e）（ii））。

207. すべての締約国の緩和義務（第4条第1項参照）および附属書I締約国の緩和義務（第4条第2項参照）を確認した上で、当裁判所は、上記で特定されたすべての義務は、当該義務が結果義務であるか行為義務かにかかわらず、当該義務の対象となる当事者に対して法的拘束力をもつものであることを再確認する必要がある。当裁判所が指摘したように（上記第175項参照）、行為義務と結果義務の区別は必ずしも厳格なものではない。

208. いずれの種類義務も、関連する義務違反に対する国家の責任をもたらす可能性があることを強調しなければならない。責任の問題は、質問（b）においてさらに検討される（以下第V部参照）が、裁判所は、行為義務の場合、国家が義務の下で想定される目的を達成するために、その処分能力の範囲内のすべての手段を用いない場合、その国家の行為は不法行為を構成するが、その処分能力の範囲内のすべての措置を義務の履行を目的として講じた場合、たとえ最終的に目的が達成されなかったとしても、その国家は不法行為を構成しないことを指摘しておくことが有用であると考えられる。結果義務の場合、国家は、義務の下で要求される結果を達成しなかった場合、不法行為を構成する。同時に、「気候変動の緩和に関する国家政策を採択し、それに対応する措置を講じる」義務のような結果義務は、単に何らかの政策を採択し、それに対応する措置を講じるだけでは満たされるとは言えない。この結果義務を満たすためには、採択された政策と講じられた措置が、要求された目標を達成できるようなものでなければならない。言い換えれば、単に形式的に政策を採択し、関連する措置を講じただけでは、結果義務を果たすには不十分なのである。

(b) UNFCCCにおける適応義務

209. 当裁判所は、気候変動の悪影響への適応は、緩和とともに、枠組条約の下での締約国の主要な活動分野であることを指摘する。IPCCは、適応を「危害を緩和し、有益な機会を利用するため、実際の気候または予想される気候とその影響に適応するプロセス」と定義している（IPCC 2023用語解説、120頁；上記86項参照）。

210. 枠組み条約のいくつかの条項は、適応に関する義務に言及している。例えば、枠組条約第4条第1項（b）は、すべての締約国が、「気候変動への適切な適応を促進するための措置を含む国別および必要に応じて地域別プログラムを策定し、実施し、公表し、定期的に更新する」と規定している。

第4条1項（e）は、締約国に次の義務を課す。

「沿岸域管理、水資源、農業、特にアフリカにおいて干ばつや砂漠化、洪水の影響を受ける地域の保護と復興のため、適切かつ統合的な計画を策定し、精緻化する。

第4条1項（f）は、締約国に対し、「関連する社会、経済、環境に関する政策および行動において、実行可能な限り気候変動への配慮を行う」ことを求めている。また、締約国に対し、適応プロジェクトや適応措置が経済、公衆衛生、環境の質に及ぼしうる悪影響を最小化することを視野に入れ、「国ごとに策定・決定される影響評価などの適切な方法を採用する」ことも求めている。これらの（shall）規定は、第4条第1項の他の規定と同様、「しなければならない（shall）」との用語で導入されており、法的拘束力を持つ。

211. 前述の義務は全ての締約国に適用されるが、UNFCCC第4条4項は、附属書II締約国が、気候変動の悪影響に特に脆弱な途上国締約国に対し、その悪影響への適応費用を賄うことを「支援するものとする (shall assist)」と規定する。これは附属書IIに記載される全ての締約国に対する法的拘束力のある義務である。

212. 条約第4条8項は、締約国に対し、約束の実施において、次の項目を十分に考慮するよう義務付ける。

「気候変動の悪影響および／または対応措置の実施による影響から生じる途上国締約国の具体的なニーズと懸念に対応するため、資金、保険、技術移転に関する行動を含め、条約の下でどのような行動が必要なのか」。

また、特に影響を受ける可能性のある国のカテゴリーを挙げている（第4条8項 (a)～(i)）。当裁判所は、資金調達、保険、技術移転は、第4条8項で挙げられている3つの適応措置であると指摘する。第4条9項はさらに、次のことを求めている。

213. 締約国は、資金及び技術移転に関する行動において、後発開発途上国の特定のニーズ及び特な状況を十分に考慮するものとする。

213. 当裁判所は、第8項および第9項のそれぞれ「十分に考慮 (give full consideration)」および「十分に考慮する (take full consideration)」という表現は、第4条に基づく約束の履行において締約国にある程度の裁量を与える効果があると考ええる。しかし、この裁量は法的拘束力のある義務としての性格を損なうものではない。この点について、当裁判所は、UNFCCCに基づく義務を明確にするために、COPおよび遵守に関する補助機関などからなる制度的枠組みが存在することを指摘する。この目的のために、COPのいくつかの決定は、UNFCCCに基づく締約国の義務の実施を支援し、第4条第8項および第9項に基づく義務の明確化および具体化を図ることを目的としている。（例えば、決定3/CP.3、条約第4条8項および9項の実施、1997年12月11日、UN doc. FCCC/CP/1997/7/Add.1、32頁；決定5/CP.4、条約第4条8項および9項の実施、UN doc. 条約4.9条（決定書3/CP.3、京都議定書2.3条および3.14条）、1998年11月14日、UN doc. 決定12/CP.5、条約4条8項および9項の実施ならびに京都議定書3条14項に関する事項、1999年11月4日、決定5/CP.7、条約4条8項および9項の実施（決定3/CP.3、京都議定書2条3項および3条14項）、2001年11月10日、UN doc. 決定1/CP.10、適応および対応措置に関するブエノスアイレス作業計画、2004年12月17-18日、UN doc. FCCC/CP/2004/10/Add.1、2頁参照）（上記184項参照）。

(c) UNFCCCに基づく協力と援助の義務

214. 当裁判所は、UNFCCCが、「温室効果ガスの人為的排出を抑制、削減、防止する技術、慣行、プロセスの開発、適用、普及（移転を含む）」（第4条第1項(c)）、「バイオマス、森林、その他の陸域、沿岸、貯水池を含む、あらゆる温室効果ガスの吸収源と貯水池の保全と強化（適切な場合）」に関し、締約国が様々な分野で協力する義務を定めていると指摘する、(c)、「バイオマス、森林、海洋、その他の陸上、沿岸、海洋生態系を含む、あらゆる温室効果ガスの吸収源および貯蔵庫の保全と強化」（第4条第1項(d)）、さらには「気候変動の影響への適応」（第4条第1項(e)）に関するものであることを指摘する。条約はまた、「科学的、技術的、社会経済的及びその他の研究」（第4条第1項(g)及び第5条）、「関連する科学的、技術的、社会経済的及び法的情報の交換」（第4条第1項(h)）における協力及びその促進を要求している、(h)、「気候変動とその影響に対処し、適切な対応策を策定するための国民の参加」（第6条(a)(iii)）を促進することを含む、「気候変動に関する教育、訓練及び国民の意識向上における」協力（第4条第1項(i)）など、協力と促進を要求している。

215. 当裁判所は、気候変動の分野では国際協力が不可欠であり、環境保護のための協力という慣習上の義務は、UNFCCCを含む気候変動条約のいくつかの条項に反映されていると考える（上記140-141項および下記260-267項参照）。

216. UNFCCCにおける協力の根拠は、同条約の前文に見出すことができる。同条約の前文では、「気候変動のグローバルな性質は、すべての国々が可能な限り幅広く協力し、効果的かつ適切な国際的対応に参加することを求めている」と規定されている（前文第6段落）。当裁判所は、UNFCCC第1条(c)、(d)、(e)、(g)、(h)、(i)項および第4条第3項から第5項が、共同運営義務の正確な内容と範囲を与えていると考える。これらの規定の実施において、全ての締約国は、各規定の目的を達成するため、誠意をもって協力しなければならない。

217. 枠組条約第4条3～5項では、「先進国締約国および附属書IIに含まれるその他の先進国締約国」に対し、途上国締約国、特に気候変動の悪影響に対して特に脆弱な国に対し、資金援助、技術移転、その他の形態の支援を提供し、UNFCCCの下での約束の達成を支援する一定の義務を定めている。

218. 協力義務は行動義務であり、その履行は相当な注意の基準に照らして評価される（下記280～300項参照）。この文脈での誠意ある協力は、資金移転、技術移転、能力構築に関するCOP決定書のガイダンスを考慮に入れることを意味する。COP決定で採択された指針、枠組み、メカニズムは、UNFCCCの規定の効果的な実施を助ける。当裁判所の見解では、現在の資金および技術移転の約束が適切であるかどうかは、協力義務を規定する誠実の原則の適用により、個別的に判断される（141項参照）。

4. 京都議定書に基づく各国の義務

219. 次に、UNFCCCの京都議定書について検討する。京都議定書は、議定書の附属書Bに記載されている附属書I締約国に対し、数値化された排出削減の約束を義務付けることで、UNFCCCにおける一定の義務を具体化したものである。特に、これらの締約国に対し、2008年から2012年までの第一約束期間において、合意された個別目標に基づき温室効果ガス排出量を制限し、削減するとの約束を定めた（第3条第1項）。2013年から2020年までの第二約束期間は、2012年12月8日の京都議定書のドーハ修正条項で採択され、2020年12月31日に発効した。現在、2020年以降の追加約束期間は設定されていない。

220. 京都議定書は、UNFCCCの緩和義務を規定し、強化している。京都議定書は、その附属書Bに記載されている37の先進国および経済移行国と欧州連合（EU）に対し、拘束力のある温室効果ガス排出削減目標を設定している。2008年から2012年までの第一約束期間中、京都議定書の締約国である附属書Bの国および団体は、1990年の排出量から平均5%削減することが求められた（第3条1項）。議定書はまた、附属書B国および地域による進捗状況を監視するシステムも確立している。

221. 更なる約束期間がないなか、複数の参加者は、京都議定書はもはや関連性がなく、本手続きにおいて裁判所がこれを取り上げる必要はないと主張した。実際、京都議定書は、総会が提起した質問に対する「特別な配慮」を当裁判所が行うよう要請された文書に列挙されていない。しかし、新たな約束期間がないからといって、京都議定書が法的効力を失うわけではないことに、当裁判所は留意する（上記120項参照）。京都議定書は引き続き有効であり、その条項は、特に、(i)気候変動関連条約の枠組みの下での義務を特定するための解釈上の補助、(ii)適用される排出削減目標を附属書B締約国が遵守しているかどうかを評価するための実質的な規定としての役割を果たすこ

とができる。すなわち、ある国が該当する約束期間中に排出削減約束を遵守したかどうかを判断するための規定である。したがって、ある国が排出削減約束を遵守しないことは、国際的に不法行為となる可能性がある。

5. パリ協定に基づく締約国の義務

222. 次に、パリ協定の締約国の義務について述べる。

223. 同協定は、気候変動問題に対処する最も包括的な条約であるとされている。実際、パリ協定は気候変動問題に対処する最も新しい法的拘束力のある普遍的な文書であり、その規定は緩和、適応、資金、技術開発と移転、行動と支援の透明性、能力構築に関する義務を定めている。パリ協定の目的および趣旨は、その第2条第1項に反映されている。

「(a)世界の平均気温の上昇を工業化以前の水準から2℃を十分に下回る水準に抑え、気温上昇を工業化以前の水準から1.5℃に抑える努力を追求する；

(b) 食料生産を脅かさない形で、気候変動の悪影響に適応する能力を高め、気候レジリエンスと温室効果ガス排出量の少ない開発を促進する。

(c) 低温室効果ガス排出と気候変動に強い開発に向けた道筋と整合性のある資金の流れを作る。」

当裁判所は、「世界の平均気温の上昇を、工業化以前の水準から2℃を十分に下回る範囲内に抑えること」および「気温の上昇を工業化以前の水準から1.5℃以内に抑える努力を追求すること」という目標が、大気中の温室効果ガスの危険な濃度を回避するという枠組条約の全体的な目的の重要な具体化を構成していると判断した。パリ協定第2条第1項は、この関係を明確に確認し、温度目標は「[枠組み]条約の実施を強化すること、その目的を含む」ことを目的としてしていると定めている。実際、パリ協定の前文は、同協定が「条約の目的を追求し、その原則に導かれて」締結されたことを明示している。パリ協定第2条第1項(a)から(c)に定める協定の目的および協定と枠組み条約との関係を踏まえ、裁判所は、裁判所の調査の目的上関連するパリ協定に基づく義務は、緩和、適応、および協力の義務（能力構築、財政移転、技術移転の分野を含む）として一括して分類できるものと判断する。

(a) 一般的見解

224. 一般的な問題として、パリ協定は、世界平均気温の上昇を工業化以前の水準から2℃を十分に下回る水準に抑えることを目標として定め、さらに1.5℃を追加的な努力目標として定めている。1.5℃はパリ協定の下での科学的根拠に基づく合意目標となっている。パリ協定の第3回CMAとなった第26回COPで、締約国は「気候変動の影響は、2℃の気温上昇よりも1.5℃の気温上昇の方がはるかに低いことを認識した」と述べた。（決定書1/CMA.3、グラスゴー気候協定、2021年11月13日、国連文書FCCC/PA/CMA/2021/10/Add.1、4頁、21項（強調）参照）。その後、第5回CMAにおいて、パリ協定の締約国はこの決意を繰り返し、全ての締約国に次のものを提出するよう促した。

「全ての温室効果ガス、セクター、カテゴリーを対象とし、最新の科学に基づき、各国の状況に照らして、地球温暖化を1.5℃に制限することに沿った、野心的で経済全体の排出削減目標」（決定1/CMA.5、第1回グローバルストックテイクの成果、2023年12月13日、国連文書FCCC/PA/CMA/2023/16/Add.1、7頁、39項）。

当裁判所の見解では、これらの決定はパリ協定第2条と第4条の解釈に関する締約国間の実質的な合意を表明したものであり、条約法に関するウィーン条約第31条第3項 (a) の意味におけるパリ協定の解釈に関する後発的な合意に該当する（上記184項参照）。従って、当裁判

所は、1.5℃の閾値を、パリ協定の下での世界平均気温上昇を抑制するための、締約国が合意した主要な気温目標とみなす。さらに当裁判所は、この解釈はパリ協定第4条第1項と整合的であり、緩和措置は「入手可能な最善の科学」に基づくことを求めている（上記パラグラフ74参照）。

225. 前述のとおり、パリ協定における気温目標は、気候変動条約の枠組み全体の目的・目標、すなわち「気候システムに対する危険な人為的干渉を防止するレベルで大気中の温室効果ガス濃度を安定化させること」（UNFCCC第2条）を推進するためのものである。当裁判所は、枠組み条約の全体的な目的がパリ協定の目的および趣旨を構成し、気温目標はこの目的および趣旨を達成するための手段であると考ええる。

226. パリ協定第2条には前述の気温目標が盛り込まれており、「この協定は、各国の異なる事情に照らして、衡平性、共通だが差異ある責任とそれぞれの能力の原則を反映するよう実施される」と明記されている。この協定には、共通だが差異ある責任とそれぞれの能力の原則に言及する箇所がいくつかあり、この原則が協定の規定の解釈において重要な役割を果たしていることを示している（前文第3段落、第2条第2項、第4条第3項、第4条第19項参照）。しかし、この原則は枠組み条約やCOPの決定にも見られるが、パリ協定では「各国の異なる事情に照らして」という文言が追加され、異なる表現になっている。当裁判所の見解では、この文言の追加は、共通だが差異ある責任とそれぞれの能力という原則の核心を変えるものではなく、むしろ、先進国か途上国かという地位は固定的なものではないことを認識することで、原則に微妙なニュアンスを加えるものである。これは、関係する国の現在の状況を評価することにかかっている。第2条で「反映するよう実施される」という用語が使われていることは、パリ協定が、各国の異なる事情に照らして、共通だが差異ある責任とそれぞれの能力を反映する形で締約国によって実施されとの期待を生み出す。

227. さらにパリ協定には、先進締約国に対し、途上締約国の緩和および適応責任に関し、資金（第9条参照）、技術移転（第10条参照）、キャパシティビルディング行動（第11条参照）の形で支援を提供するよう求める条項が盛り込まれている。これらの規定は協力義務を反映している。

228. 当裁判所はまた、パリ協定には、相互に支えあういくつかの行動義務および結果義務が含まれていることに留意する。先に述べたように、環境に対する重大な危害を防止する慣習上の義務に基づく行動義務に関して、締約国は相当な注意（due diligence）をもって行動することが求められる（上記135項参照）。なぜなら、「『相当の注意義務』と『行動義務』の概念は関連している」（「区域における活動に関する国家の責任と義務」、勧告的意見、2011年2月1日、ITLOS Reports 2011、41頁111項）。

229. したがって、パリ協定に基づく各締約国の行動義務の遵守については、当該締約国がその義務の履行において、その能力の範囲内であらゆる手段を尽くして、相当な注意を払って最善の努力を行ったかどうかに基づいて評価される（ウルグアイ川のパルプ工場（アルゼンチン対ウルグアイ）判決、*I. C. J. Reports 2010 (I)*、55-56頁、101項）。

(b) パリ協定における緩和義務

230. 裁判所は、緩和には排出量を削減し、または炭素吸収源を強化するための人間の介入が含まれることを想起する（上記85項参照）。当裁判所は、パリ協定に基づく締約国の緩和義務は第4条に規定されていることに留意する。同条第1項は、第2条に規定された気温目標を達成するために、「締約国は、世界的な温室効果ガス排出量を削減することを目指す」と述べている。今世紀後半までに、人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去のバランスをとり、ネットゼロ排出を達成

するために、「温室効果ガス排出のピークを可能な限り早期に達成し、その後、急速な削減を行うこと」とする。

231. 当裁判所は、第4条1項で言及されている第2条の気温目標の達成と、温室効果ガス排出量の世界的なピークをできるだけ早く達成するという目標は、すべての締約国全体に課された義務であると指摘する。従って、第2条に含まれ、第4条1項で言及されている気温目標は、協定の目的および趣旨に加え、第4条の緩和義務など、パリ協定の他の部分に見られる他の義務の解釈に関連する「文脈」を構成する。当裁判所の裁判官の質問に対する回答で数名の参加者が指摘したように、この文脈は、協定の用語の通常の意味とともに、協定の目的および趣旨と同様に、第4条を含む協定の他の条項の解釈において重要な役割を果たす。

232. パリ協定第5条は、第4条第1項が意図する温室効果ガス排出量と炭素吸収源との間の正味のバランスを達成するための手段を詳しく説明し、「締約国は、適切な場合には、森林を含む温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫を保全し、強化するための行動をとるべきである」と規定している。このようにパリ協定は、UNFCCC第4条に規定される炭素吸収源と貯留庫の促進・強化に関する義務を強化するものである。

233. パリ協定は、その目的を達成するため、NDCに関する義務を定めている。同協定第4条第2項により、各締約国は、その達成を意図する連続的なNDCを作成、通報、維持する義務を負う。ここでは、パリ協定の下での具体的な緩和義務について検討する。

(i) 国の決定する貢献を準備し、通報し、維持する義務

234. 各国の個別の緩和義務は、パリ協定第4条2項に主に規定されている：「各締約国は、その達成を意図する、順次、国が決定する貢献（NDC）を作成し、通報し、維持するものとする。各締約国は、そのような貢献を達成することを目的として、国内緩和措置を推進するものとする。」第4条第2項の二つの文は、各国に法的拘束力のある義務を課すものである。第1文では「各締約国」が、第2文では「締約国」が言及されているだけでなく、「しなければならない」という規定的な用語が使用されていることから、この規定が、締約国が個別に履行しなければならない2つの法的拘束力のある義務を定めていることを明確にしている。

235. 第4条第2項前段に含まれる義務について、当裁判所は、連続するNDCを作成、通報、維持する義務は手続き的な性質のものであり、結果の義務であると指摘する。NDCの作成、通報、維持に関連するもう一つの結果義務は、パリ協定第4条9項にある。パリ協定の第4条9項は、「各締約国は、5年ごとに国が決定する貢献を通報する」と規定している。同様に、第4条13項は、「締約国は、国が決定する貢献について説明するものとする」と規定し、第4条12項は、締約国は「登録するものとする」と規定している。

236. このような結果としての義務を考えれば、連続するNDCを作成、通報、維持し、それらについて説明し、登録することを怠れば、上記の義務違反となる。当裁判所が「国家の政策を決定し、対応措置を講じる」義務について述べたように、逐次、NDCを形式的に作成、通報、維持するだけでは、第4条の義務を遵守するには不十分である（上記208項参照）。NDCの内容は、遵守を決定する上で同様に重要である。

(ii) 国が決定する貢献の内容

237. 次に当裁判所は、パリ協定の枠組みにおいて、NDCsの内容は各締約国の裁量に委ねられているかどうかという問題に移る。当裁判所は、一部の参加者が書面および口頭提出文書において、NDCsの内容は「自己決定」または締約国の「裁量」に委ねられると主張したことを想起する。

238. NDCが裁量にゆだねられているかどうか、およびその程度は、第4条を誠実に、第4条における用語の通常の意味、その文脈、およびパリ協定の目的と趣旨に照らして解釈することによって決定される。

239. 当裁判所は、第4条第2項は、NDCの内容および各締約国がNDCを決定する際の裁量権について言及していないことを指摘する。同条項は、NDCの内容に関する要件を定めておらず、また、締約国がNDCの作成において自由裁量権を有することを示唆するものでもない。

240. しかし当裁判所は、パリ協定の第4条第3項が、締約国がNDCを作成する際に適用される一定の期待や基準を定めていることに留意する。それは次の通りである：

「各締約国による累次の国が決定する貢献については、各締約国によるその直前の国が決定する貢献を超える前進を示し、各国の異なる事情に照らした共通だが差異ある責任とそれぞれの能力を考慮しつつ、できる限り高い野心を反映するものとなる。」

第4条3項は、NDCの内容に関して、「しなければならない (shall)」という規定的な用語ではなく、「意志 (will)」という用語を使用しているが、当裁判所は、一部の参加者が示唆したように、この規定は単なる勧告的なものとして読まれるべきではないと考える。むしろ、ここでは「will」という用語は規範的な意味で使用されており、「国の決定する累次の貢献は、前進を示すものとなり、および「(締約国の) できる限り高い野心を反映するものとなる」という期待を反映しているものである。ただし、前進を構成する要素や、できる限り高い野心を反映する要素が具体的に何であるかは規定されていない。本手続において、当裁判所は、第4条第3項に規定される用語の意味と範囲を明確にし、当事者に対し、そのNDCの内容に関する義務を明確にする責任を負っている。

241. 第1に、「各締約国の累次決定する貢献 (NDC) は、その締約国の現在のNDCを超える前進を示すもの」とは、締約国のNDCは、時間の経過とともに、より厳しいものになる必要があることを意味する。NDCの策定においてこのような基準が存在することは、UNFCCC第4条2項 (a) が先進国に緩和措置を講じることを求めていること、および、環境に対する重大な損害を防止する慣習法上の義務が、国家に対し、NDCの策定を含む活動において相当の注意を払うことを求めていることから導かれる (上記135～139項参照)。

242. 第2に、締約国のNDCは、「その締約国が達成できる最高水準の野心」を反映しなければならない。この用語はパリ協定では定義されていないが、当裁判所は、締約国のNDCsに反映されるべき野心のレベルは、完全に締約国の裁量に委ねられているわけではないと考える。この規定は、その文脈や目的、および環境に対する重大な損害を防止する慣習的義務を考慮して解釈すると、締約国のNDCの内容は、パリ協定に基づく義務を履行する上で、気温目標の達成に適切な貢献できるものでなければならないことを示している。本件における関連する文脈は、とりわけ、第3条に見出される。同条は、締約国が「第4条、第7条、第9条、第10条、第11条および第13条に規定する野心的な努力を、第2条に規定するこの協定の目的を達成する観点から、実施し、かつ通報する」ことを期待し

ている（強調追加）。この規定は、締約国のNDCに含まれる野心が、第2条に規定された協定の目的および目標、すなわち、世界平均気温の上昇を1.5°C未満に抑えることに関連する必要があることを明らかにしている。裁判所は、この目標を協定における主要な温度目標と解釈している（上記224項参照）。裁判所は、この目標を協定における主要な温度目標と解釈している（上記224項参照）。

243. さらに、第14条9項では、NDCは「（本条で）言及されるグローバル・ストックテイクの成果を踏まえたもの」でなければならないと規定されている。この点について、COP28で採択された決定1/CP.28において、第一回グローバル・ストックテイクの結果は、「緩和、適応、実施手段および支援に関する全体的な進展にもかかわらず、締約国はパリ協定の目的およびその長期目標の達成に向けて、まだ集団として適切な軌道に乗っていない」ことを明確にしている（決定1/CP.28、2023年12月13日 UN doc. FCCC/PA/CP/2023/16/Add. 1, 3頁, 2項）。また、以下の点も認識している。

「地球温暖化を1.5°C以内に抑え、超過を回避または最小限に抑えるためには、2019年比で2030年までに43%、2035年までに60%とする、温室効果ガス排出量の、深く、急速かつ持続的な削減が必要であり、2050年までに二酸化炭素排出量ネットゼロに到達させる必要がある」（同上、5頁、27項）。

244. さらに文脈は、第4条に規定される透明性および内容に関する義務において見つけることができる。同条第8項は、締約国がNDCを通知する際には、「決定1/CP.21および本協定の締約国会議として開催される締約国会議の関連決定に従い、明確性、透明性および理解のために必要な情報を提供するものとする」と定めている。第4条第13項は、締約国に対し、NDCを報告する際、その報告が「環境の完全性、透明性、正確性、完全性、比較可能性、および一貫性」を促進し、「二重計上を回避する」ことを確保する方式で行うことを求めている。当裁判所の見解では、締約国がNDCの策定において無制限の裁量権を有する場合、このような透明性および説明責任の規定は意味をなさない。

245. 上記を踏まえ、当裁判所は、各締約国がNDCを策定する際の裁量権は限定的であると判断する。したがって、締約国はその裁量権を行使するに当たり、相当な注意（due diligence）を払う必要があり、そのNDCがパリ協定に基づく義務を履行し、かつ、それらを総合的に考慮した際に、全球平均気温上昇を工業化前比で1.5°C未満に抑制する温度目標を達成し、ならびに「気候系への危険な人為的干渉を防止する水準」における大気中の温室効果ガス濃度の安定化という全体目標を達成する能力を有するものであることを確保しなければならない。

246. 当裁判所は、相当な注意（due diligence）の基準はさまざまな要因に応じて異なることを想起する（国家の地域における活動に関する責任と義務、勧告的意見、2011年2月1日、ITLOS報告書2011年 43頁、117項）。現在の状況下では、気候変動がもたらす脅威の深刻さを踏まえ、NDCの作成に適用される相当な注意の基準は厳しいものとなっている（上記138項参照）。これは、各締約国は、自国が提出するNDCsが自国の可能な限り最高水準の野心を反映したものとなるよう、最大限の努力を尽くす必要があることを意味する。

247. パリ協定の目的を実現可能なNDCを作成し、通報する義務は、パリ協定のすべての締約国に適用される（上記234項参照）。ただし、相当な注意（due diligence）の多様な性格および共通だが差異ある責任とそれぞれの能力の原則に則り、異なる締約国のNDCを評価する際の基準は、とりわけ、累積的な温室効果ガスの排出量への歴史的寄与度、および当該締約国の開発水準と国内事情などに応じて異なる。裁判所は、ジェノサイドの防止及び処罰に関する条約の適用に関する事件（ボスニア・ヘルツェゴビナ対セルビア・モンテネグロ）の判決において、法的概念としての相当な注意（due diligence）と国家の事情との関係を認め、相当な注意は「具体的な評価を必要とする」ものであり、当該国家の事情や、顕著な行為や出来事に影響を及ぼす能力によって異

なる場合があると指摘した (*I.C.J. Reports 2007 (I)*, 221頁, 430項)。したがって、相当な注意 (due diligence) の概念と、各国の異なる事情を踏まえた共通だが差異ある責任の原則およびそれぞれの能力との間には関連性がある (上記137項および下記290～292項参照)。

248. このことはパリ協定でも確認されている。第4条4項は、先進国締約国は「経済全体を対象とした絶対的な排出削減目標を設定し、引き続き主導的役割を果たすべきである」と規定しているのに対し、開発途上国締約国は「緩和努力を引き続き強化し、それぞれの国情を踏まえ、経済全体を対象とした排出削減または制限目標への移行を段階的に進めるよう奨励される」と規定されている。但しパリ協定の目的を実現できるNDCを作成し、通報する義務は、パリ協定のすべての締約国に適用される。パリ協定のすべての締約国に適用される。これは「パリ・ルールブック決定」で確認されており、各締約国は、自国の状況を踏まえ、NDCが公正かつ野心的なものであると考える理由を、NDCとともに提出しなければならない。これには、「公正性に関する考慮事項 ([f]airness considerations)」および「公平性 (equity)」に関する内容も含まれる (決定4/CMA.1、決定1/CP.21の緩和セクションに関する更なるガイダンス、2018年12月15日、UN doc. FCCC/PA/CMA/2018/3/Add.1, 11頁, 附属書 I, 6項 (a) and (b))。ならびに各締約国は、異なる国情に照らして、進展、可能な限り高い野心、共通だが差異ある責任、それぞれの能力にどのように対応したか (同書、附属書 I, 6項 (c) and (d)) の説明を求めている。

249. 以上を踏まえ、当裁判所は、一部の参加者が主張したように、NDCは完全に裁量的であるのではなく、パリ協定に基づく一定の基準を満たさなければならないと結論づける。パリ協定に基づき締約国が作成し、通報し、維持するすべてのNDCは、全体として、パリ協定第2条に規定される協定の目的を実現できるものでなければならない。

(iii) 国が決定する貢献および国内緩和措置の実施

250. 当裁判所は、次に第4条第2項の第2文に含まれる義務に目を向ける。この第2文は、「締約国は、当該国が決定する貢献の目的を達成するため、緩和に関する国内措置を遂行する」と規定する。参加者は、この規定に関し多様な意見を提出し、一部のものは、第4条2項は締約国に法的拘束力のある義務を規定するものではないと主張した。

251. 締約国は「国内緩和措置を遂行しなければならない」という義務は、実質的なものである。この義務は「締約国」に課されるものであり、「すべての締約国」と読み替える必要があるため、協定の各締約国に個別の義務が生じる。さらに、ほとんどの参加者が指摘しているように、国内緩和措置を遂行する義務は、行動の義務であり、結果の義務ではない (領域内の活動に関する国の責任と義務、勧告的意見、2011年2月1日、ITLOS 報告書 2011年、41頁、110項を参照)。

252. したがって、第4条第2項の国内緩和義務は行動義務を定めているため、締約国は、累次提出するNDCで定められた目標を達成するために必要な措置を講じるにあたり、相当の注意 (due diligence) を払って行動しなければならない。したがって、第4条第2項に基づく国内緩和措置を追求する義務の履行は、当事国が、民間事業者が行う活動を含む国内緩和措置を講じるための努力および適切な手段の展開において、締約国が相当の注意を払ったかどうかを基準として評価される。実際、ITLOS は、「相当な注意 (due diligence) の義務は、問題となっている活動が主に民間人または団体によって行われている状況において特に重要である」 (気候変動に関する勧告的意見、ITLOS報告書2024年、90頁、第236項)。

253. 第4条第2項において締約国に求められるのは、通報されたNDCが達成されることを保証することではなく、そのような結果を得るために最善の努力を尽くすことである。当裁判所は、「NDCの目標を達成することを目的とする国内緩和措置を追求する」義務は、締約国に対し、積極的な姿勢で、自ら策定したNDCを達成するために合理的に可能な措置を追求することを要求するものと考えている。これらの措置には、立法、行政手続、執行制度を含む国家制度を整備し、そのような制度が効果的に機能するように適切な監視を行うことが含まれる。これは、NDCの目標を達成することを目的としている（上記第136項参照）。

254. この点において、相当な注意の基準は、その基準が適用される具体的な状況に応じて異なることを再確認しておく必要がある。これらの状況には、対象となる義務、科学的な知識の水準、損害の危険および緊急性などが含まれる（上記134～138項参照）。本件において、裁判所は、国内の緩和措置を講じる義務に付随する適切な注意義務の基準は、最良の科学的知見が「気候変動によるリスクと予測される悪影響および関連する損失と損害は、地球温暖化の度合いが増すごとに拡大する（非常に高い信頼度）」と示していることから、厳格なものであると判断する。（IPCC、2023年政策決定者向け要約、14頁 ステートメントB.2）（上記138項および下記258～259項参照）。

(c) パリ協定に基づく適応義務

255. 当裁判所は、適応はパリ協定の中心的な目的の一つであり、締約国の「気候変動の悪影響に適応する能力を高め、気候の回復力を育成する」（第2条第1項（b））ことを目的としていると指摘する。さらに、パリ協定第7条4項は、「締約国は、現在の適応の必要性が大きく、緩和のレベルが高まれば、追加的な 適応努力の必要性を減らすことができ、適応の必要性が高まれば、より大きな適応コストがかかる可能性があることを認識する」と規定している。この規定は、締約国が共有する理解を反映し、第7条に含まれる他の基準設定条項の文脈を提供するものであるが、それ自体が基準や法的拘束力のある義務を生み出すものではない。適応義務に関連するその他の規定として、締約国が「適応が世界的な課題であることを認識する」とする第7条2項、締約国が「適応行動は、国主導で、ジェンダーに対応し、参加性があり、十分透明な手法をとるべきであることを認識する」とする第7条5項、締約国が「適応努力に対する支援および国際協力の重要性を認識する」とする第7条6項がある。これらの規定は、締約国に対して法的拘束力のある義務を規定するものではなく、扱われている問題の性質に関する締約国の共通理解を反映したものである。当裁判所の見解では、これらの規定は、義務を含む他の規定の解釈に文脈を与えるものである。

256. 裁判所は、適応に関する具体的な義務はパリ協定の第7条9項に含まれていると判断する。各締約国は、適切な場合には、適応計画策定プロセスおよび行動の実施に関与するものとする。この規定は、「各締約国は」という言葉で導入され、締約国に適応計画行動を実施する法的拘束力のある義務を課すものである。

257. 第7条9項は約国が取らなければならない具体的な行動を規定していないが、同条項は、締約国がこの規定に基づく義務を果たすために取りうる行動やプロセスの種類を明記している。これらには次のものが含まれる：適応行動、事業、努力の実施（第7条9項（a））、国別適応計画の策定と実施（第7条9項（b））、気候変動の影響と脆弱性の評価、脆弱な人々、場所、生態系を考慮し、国別に決定された優先行動を策定する（第7条9項（c））；適応計画、政策、プログラム、行動の監視、評価、そこから学ぶこと（第7条9項（d））、経済の多様化と天然資源の持続可能な管理を含む、社会経済的・生態学的システムの回復力を構築すること（第7条9項（e））。

258. 当裁判所は、締約国の適応義務の履行は、注意義務の基準に照らして評価されるべきであると考え。したがって締約国には、「適応能力を強化し、回復力を強化し、気候変動に対する脆弱性を軽減する」（第7条第1項）ことができる適切な措置（その例は第7条第9項に記載されている）を制定する義務がある。これに関連して、締約国は、利用可能な最善の科学に基づき、前述の目的を達成するために最善の努力を払わなければならない。この点に関し、当裁判所は、IPCCが2023年において、適応は気候変動に対応する上で特に差し迫った課題であり、生態系の回復、早期警報システムの構築、回復力を強化するインフラなど、特定の状況において気候リスクを軽減するのに有効な適応オプションが存在することを指摘したことに留意する（IPCC, *Climate Change 2023: 統合報告書* 55-56頁, 2.2.3参照）。これらのオプションのほか、再生農業、作物の多様化、建物の耐水性向上、山火事リスク低減のための土地管理など、締約国が適切な措置を講じ、最善の努力を払うことで実施するオプションは、パリ協定第7条9項に基づく締約国の適応義務を果たすことができると当裁判所は考える。

259. 最後に、当裁判所は、パリ協定の下での適応義務は、気候変動の有害な結果を防止・削減する上で、緩和義務を補完するものであると指摘する。この相互関係は、パリ協定の第7条4項で、「より大きなレベルの緩和は、追加的な適応努力の必要性を減少させることができる」と明記されており、明確に認識されている。

(d) パリ協定に基づく資金援助、技術移転、能力構築を含む協力義務

260. 本手続きの多くの参加者は、パリ協定の第12条に反映されている協力義務は、気候変動条約の実施において重要な役割を果たすと指摘した。当裁判所は、パリ協定が適応や損失・損害など特定の問題分野に関して協力義務を定めていることに留意する（第7条第6項および第7項、第8条第4項）。さらに、第12条は、「気候変動に関する教育、訓練、国民の意識向上、国民の参加、情報への一般公開を強化するための措置を適切に講じることに協力する」義務を定めている。

261. 先にUNFCCCの下での協力義務について述べたように（214-218項参照）、このような義務は、パリ協定第7条、第9条、第12条を含む従来の国際法と、国際慣習法の両方下で国家に存在する。これらの共存する義務は互いに影響し合っており、今回の事例では、当裁判所は、環境保護のための慣習法上の協力義務（上記140-142参照）は、パリ協定の下での協力義務を補強するものであると考える（下記301-308項も参照）。実際、国家の協力は地球規模の問題を解決する上で最も重要な原則であり、「関係国が協力することで、環境への損害のリスクを共同で管理することができる」（ウルグアイ川沿いのパルプ工場（アルゼンチン 対 ウルグアイ）、判決 *I. C. J. Reports 2010 (I)*, 49頁, 77項）。

262. 参加者は、途上締約国に対する債務救済の提供など、金融支援の提供による協力義務の範囲について具体的な提言を行った。当裁判所は、誠実義務および適切な注意義務に合致する限り、各国が協力の手段を自由に選択することに留意する。したがって当裁判所は、ある協力の形態を他の形態よりも強調する必要はないと考える。しかし、当裁判所は、パリ協定が規定する協力の主な形態は、資金援助、技術移転、能力構築であると考え。これらについては、以下で検討する。

(i) 資金支援

263. 何人かの参加者は、途上国が利用しやすく、公正で透明性のある気候変動資金の重要性を強調し、先進国は途上国の緩和・適応義務を支援するために資金を提供し、技術を移転しなければならないと主張した。

264. 当裁判所は、パリ協定は先進国に対し、緩和と適応の両方のために途上国に資金を提供する義務を定めていると指摘する。パリ協定の第4条5項は、一般的に、途上国が緩和義務を履行するために途上国締約国に支援を提供することを求めており、途上国への支援を強化することで、より高い野心が可能になると認識している。パリ協定第9条は、「先進国締約国は、緩和と適応の両方に関し、途上国締約国を支援するための資金を提供するものとする」と規定する。「shall」という用語を用いて義務を定めることは、その規定の法的拘束力を示すものである。さらに、「条約に基づく既存の義務の継続として」という表現は、枠組条約第4条第3項に定められた開発途上国当事国に対する開発途上国当事国による財政資源の提供義務の再確認として解釈されるべきである。気候変動資金の動員と提供に関する義務に加え、パリ協定は第9条第5項から第7項において、気候変動資金に関する情報に関する制度を定め、先進国当事国に対し、予測される気候変動資金に関する情報を報告する法的拘束力のある義務を課している。

265. パリ協定は提供しなければならない財政支援の金額やレベルを明記していないが、当裁判所は、慣習法的条約解釈のルールに則り、この義務は、第2条に規定された集団的温度目標を含む協定の他の規定に照らして解釈されなければならないと考える（上記224項参照）。したがって、締約国は、第2条に掲げる目標の達成を可能にする方法および水準で、第9条に基づく義務を実施するものとする。この水準は、先進国の能力および開発途上国のニーズを含むいくつかの要因に基づいて評価することができる。

(ii) 技術開発・移転と能力開発

266. パリ協定には、技術開発・移転に関するいくつかの条項がある。これには第10条第2項が含まれ、締約国には「技術開発および技術移転に関する協力を強化する」義務が盛り込まれている。また第10条6項では、技術移転および技術開発を可能にするため、途上国締約国に資金援助を提供しなければならないと定めている。

267. パリ協定第11条は能力構築活動を規定し、途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国の協定実施能力を高めるための締約国間の協力を奨励している。当裁判所の見解では、能力構築に関する最も関連性の高い義務は、以下の条項に含まれている：第11条第4項は、先進国、途上国を問わず、途上国締約国の能力を強化する締約国は、関連する能力構築の行動と措置を定期的に伝達するという手続き上の義務を「果たさなければならない」と定めている。

「この協定の実施を支援するため、適切な制度上の取り決めを通じて、能力構築活動を強化するものとする。これには、この協定に資する条約の下で確立された適切な制度上の取り決めも含まれる。」

268. 以上の理由から、当裁判所は、気候変動に関する諸条約は、人為的な温室効果ガスの排出から気候システムおよびその他の環境部分を確実に保護するため、各国に厳しい義務を課していると考える。UNFCCCは、「大気中の温室効果ガス濃度を、地球温暖化を防止するレベルで安定化させる」という全体目標を掲げているが、その目的達成のための具体的かつ法的拘束力のある定量的目標は定めていない。UNFCCCの下、共通するが差異ある責任とそれぞれの能力の原則に基づき、すべての締約国は、気候変動に対応する国家政策、計画、対策を策定し、報告する義務を負う（第4条1項）。一方で、先進国締約国および附属書Iで特定される他の締約国は、とりわけ、温室効果ガスの排出を制限し、炭素吸収源および貯蔵庫を保護し強化するための政策を採択し、対応する措置をとる追加的な義務を負う（第4条2項）。さらに、すべての締約国は第4条1項に規定される適応義務を負い、附属書I締約国のサブセットである附属書IIに特定される先進国締約国は、途上国締約国が適応に必要な費用を賄うのを支援する追加義務を負う（第4条4項）。枠組み条約は、温室効果ガスの排出を防止・削減する技術の開発に関しても、差別化された協力義務を定めている。

269. 京都議定書は、UNFCCCの全体目標を追求するため、附属書Bに記載された締約国に対し、法的拘束力のある数値化された排出量目標を設定した。現在、積極的な約束期間は存在しないが、この条約は引き続き有効であり、第一約束期間中の締約国の約束遵守を評価する手段としても有効である。

270. 直近では、パリ協定が、世界の平均気温の上昇を工業化以前の水準から1.5℃に抑えるという目標を掲げている（第2条）。この「気温目標」は、UNFCCCで設定された全体的な目標を特定し、数値化したものである。この協定の顕著な特徴は、緩和に関する義務（第3条から第6条）、適応に関する義務（第7条）、損失と損害に関する義務（第8条）、資金、技術、キャパシティビルディング支援という形での協力（第9条から第11条）である。緩和義務を遵守するため、全ての締約国は、パリ協定の下での義務を果たすため、集団的な気温目標達成に十分に寄与する措置を取らなければならない。これらの措置は、締約国のNDCに反映されなければならない、5年ごとに、より厳しいものに調整されなければならない。NDCsに含まれる措置の範囲と内容は、締約国が利用できる手段とその能力に応じて変わる可能性があるが、締約国は、NDCsの作成において自由裁量権を享受しているわけではない。各締約国は、本協定の目的を実現するため、提出するNDCsが可能な限り高い野心を示すよう、最大限の努力をする義務を負う（第4条2項）。その結果、締約国は、NDCsの内容を達成するために最善の努力をする義務がある。

C. 気候変動に関する国際慣習法に基づく国家の義務

271. 当裁判所は次に、気候変動に関して、(1)環境に対する重大な危害を防止する国家の慣習上の義務および(2)環境保護のための国家の慣習上の協力義務がどのように解釈され、適用されるべきかを判断する。そして、(3)気候変動に関して、条約から生じる義務と慣習法から生じる義務との関係について述べる。

1. 環境への重大な損害を防止する義務

272. 国境を越えた環境被害を防止する義務は、トレイル・スメルター（アメリカ合衆国／カナダ）仲裁判断において初めて、国際法の原則として認められた。

「いかなる国家も、その領土を、煙による損害が、他の国家の領土またはその領土内の財産もしくは人に対して重大な結果をもたらすことが明確かつ説得力のある証拠がある場合、煙による損害を与えるような方法で使用し、またはその使用を許可する権利を有しない。」（1941年3月11日決定、国際連合、国際仲裁判断報告第3巻、1965頁）

その後、当裁判所は、*コルフ海峡事件（イギリス対アルバニア）*において、「他国の権利に反する行為のために自国の領土を故意に利用することは許されないことは、すべての国の義務である」と述べている（*判決、I. C. J. Reports 1949年*、22頁）。その後、当裁判所は次のことを認めた。

「国家は、その管轄権および支配下にある活動が、他の国家又はその国家の支配の及ばない地域の環境を尊重することを確保する一般的な義務を負うことは、現在、環境に関する国際法の一部となっている」（*核兵器の威嚇と使用の合法性、勧告的意見、I. C. J. Reports 1996 (I)*、242頁 291項）

そして、慣習環境法の原則としての予防原則は、各国に以下のことを義務づけている。

「自国の領土内、または自国の管轄下にあるいかなる地域においても、他国の環境に重大な損害を与える活動が生じることを回避するために、自国の利用可能なあらゆる手段を用いること」（*ウルグアイ川のパルプ工場（アルゼンチン対ウルグアイ）判決、I. C. J. Reports 2010 (I)*、56頁 101項；上記パラグラフ132参照；また、*ニカラグアが国境地帯で行った特定の活動（コスタリカ対ニカラグア）およびコスタリカにおけるサン・ファン川沿いの道路建設（ニカラグア対コスタリカ）*、*判決、I. C. J. Reports 2015 (II)*、706頁 104項）。

273. 環境に対する重大な損害を防止する義務は、環境の不可分かつ極めて重要な一部を構成し、現在および将来の世代のために保護されなければならない気候系にも適用される（上記73-74項参照）。上記の見解（132～139項参照）を踏まえ、当裁判所は、「気候系およびその他の環境を人為的な温室効果ガスの排出から保護する」との文脈における慣習国際法上の予防義務の特定の要素について、より具体的に考察する。この義務の主な要素は、(a)防止すべき環境への危害および(b)求められる行動基準としての相当の注意（due diligence）である。

(a) 気候系を含む環境への重大な損害のリスク

274. 防止義務が生じるためには、環境に重大な損害が生じるリスクが存在しなければならない（*ウルグアイ川沿いのパルプ工場（アルゼンチン対ウルグアイ）*、*判決、国際司法裁判所判決集 2010 年 (I)*、55-56頁、101項；*ニカラグアが国境地帯で行った特定の活動（コスタリカ対ニカラグア）およびサン・ファン川沿いのコスタリカにおける道路の建設（ニカラグア対コスタリカ）*、*判決、国際司法裁判所判決集 2015 年 (II)*、711頁、118項、および737頁、217項；*シララ水域の地位および利用に関する紛争（チリ対ボリビア）*、*判決、国際司法裁判所判決集 2022 年 (II)*、648頁、99項）。当裁判所は、重大な環境被害のリスクを構成するものは、活動が行われる環境の状況によって異なることを認めている（*ニカラグアが国境地帯で行った特定の活動（コスタリカ対ニカラグア）およびサン・ファン川沿いのコスタリカにおける道路建設（ニカラグア対コスタリカ）*、*判決、国際司法裁判所報告 2015年 (II)*、720-721頁 155項）。国家は、まだ損害が発生していないが将来重大な損害が発生するおそれがある場合、または既に何らかの損害が発生しており、さらに重大な損害が発生するおそれがある場合、重大な損害を防止する義務を負う。

275. ある活動が重大な損害のリスクを構成するかどうかは、「損害発生 of 蓋然性又は予見可能性とその深刻度または規模」の両方に依存するため、「リスクと損害の程度を総合的に評価することを含む要因を考慮して決定されるべきである（*気候変動、勧告的意見、ITLOS報告書2024*、91頁、239頁、および137頁、397頁）。397）。現在の活動が将来、長期的に及ぼす可能性のあるリスクも考慮する必要がある。いずれにせよ、ある損害のリスクの程度は、相当な注意（due diligence）基準の適用において常に重要な要素である。危害発生 of 蓋然性が高く、深刻であればあるほど、求められる行動基準はより厳しくなる。

276. 当裁判所は、異なる国家によって行われる行為や、それらの国家の管轄または管理下にある民間事業者によって行われる行為の累積的な効果により、環境に重大な損害が生じる場合、特定の国家の責任の具体的な割合を特定することが困難な場合であっても、重大な損害のリスクが存在し得るものと判断している。国家は、その管轄下または支配下にある行為および計画中の活動の可能な累積的影響を評価しなければならない。このような「活動は、単独では環境的に重大な影響を及ぼさない場合でも、他の活動との相互作用を評価した場合、重大な影響を及ぼす可能性がある」（気候変動に関する助言的意見、国際海洋法裁判所報告書2024年、128頁、365項）。

277. 当裁判所は、IPCC の評価において、気候系に重大な損害を与えるリスクが、さまざまな人間活動による累積的な影響から生じると指摘している点（上記77～83項参照）を指摘する。このリスクは、国境を越える損害の事例とは異なり、人為的な気候変動は本質的に、すべての国家の管轄権または管理下で行われる活動の結果である点で、独自の性質を有する。ただし、個々の国家の過去の貢献と現在の貢献には大きな違いがある。気候系に重大な損害を与えるリスクを生じさせるのは、時間経過に伴う人為的温室効果ガス（GHG）排出に寄与するすべての活動の総和であり、特定の排出活動ではない。これは、個々の排出活動が単独では環境的に無視できる場合でも、そのような活動が重大な越境的な損害を防止する義務を生じさせないことを意味するものではない。しかし、これは、気候変動に関連するリスクが、異なる国家の活動の組み合わせの結果であり、国家は協力的かつ協力的な対応を通じてリスクを回避する必要があることを意味する。

278. 「気候系およびその他の環境への重大な危害」の判定には、現在IPCCの報告書に示されている最良の科学的知見を考慮しなければならない。これらの報告書は、気候変動に関連する危害として、海面上昇、極端な気象現象、生態系と生物多様性への深刻な影響を挙げている（IPCC、気候変動2023：総合報告書、46～51頁 2.1.2節；上記第II部B参照）。最良の科学的知見に基づき、上記を考慮した上で、裁判所は、気候変動の有害な影響（気温上昇、海面上昇、生態系と生物多様性への負の影響、極端な気象現象を含む）が、大気中の温室効果ガス（GHG）の蓄積が気候システムおよび環境の他の部分に対して重大な損害を引き起こしていることを示していることを示していると判断する。ある国に対する、いかなる損害または損害のリスクが、気候変動関連の悪影響にあたるのかは、各個別の状況または事例において具体的に評価されなければならない。

279. したがって当裁判所は、人為的な気候変動に寄与するさまざまな形態の行為が拡散的で多面的な性質であることは、気候系および環境のその他の部分に対する重大な危害を防止する義務の適用を妨げるものではないと考える。この義務は、国家が、その管轄下または管理下で行われる活動を通じて、実にさまざまな方法で、重大な危害をもたらす一般的なリスクに寄与していることから生じるものである。

(b) 求められる行動基準としての相当な注意 (Due diligence)

280. 当裁判所は、国家は相当な注意 (Due diligence) を払って行動することにより、環境に重大な損害を防止する義務を尽くさなければならないことを再確認する。相当な注意は、特定の状況における多様な要素、特に当該国の状況から導かれる行動基準であり、時間とともに変化する可能性がある（ガブチコヴォ・ナギマロス計画プロジェクト（ハンガリー／スロバキア）判決参照）、*I. C. J. Reports 1997*, 77頁, 140項）。特定の状況において、気候変動の文脈を含め、国家が相当な注意 (Due diligence) として何を行うべきかを決定する上で、以下の要素が特に重要である。

(i) 適切な措置

281. 当裁判所は、相当な注意（Due diligence）とは、国家に対し、「自国の領域内またはその管轄下にあるいかなる地域においても、他の国の環境に重大な損害を与える活動を防止するためにその利用可能なすべての手段を講じる」ことを求めるものであることを想起する（ウルグアイ川沿いのパルプ工場（アルゼンチン 対 ウルグアイ）、判決 *I. C. J. Reports 2010 (I)*, 56頁, 101項）。これは、国家が、以下のことを行わなければならないことを意味する。

「当該活動を規制するために必要な立法、行政手続、執行のメカニズムを含む国内制度を導入し、.... 当該制度が意図された目的を達成するために効率的に機能するよう、十分な監視を行うこと」（気候変動、勧告的意見、*ITLOS報告書2024*, 89頁、235項）。

282. 気候変動に関しては、このような適切な規則や措置には、気候系に重大な損害を防止するために必要な温室効果ガス（GHG）排出量を大幅かつ迅速かつ持続的な削減を達成するために設計された緩和のメカニズムが含まれるが、これらに限定されるものではない。適応措置は、重大な危害が発生するリスクを軽減するため、国家が慣習上の義務を相当の注意をもって履行しているかを評価する上でも関連がある。これらの規則や措置は、国家の管轄または管理下にある公的および民間事業者の行動を規制するものでなければならず、その実施を確保するための効果的な執行および監視メカニズムを伴わなければならない。

(ii) 科学的技術的情報

283. 当裁判所は、科学的・技術的情報の入手可能性およびその入手・分析の必要性も重要な要因であると考えます。科学的情報は、起こりうる危害（harm）の蓋然性および深刻度を評価するために必要な証拠を提供し、求められる相当な注意（due diligence）の基準を定める際に参考となる。従って、重大な危害が発生する蓋然性が極めて高いことを示す一般的に認められている科学的証拠が存在する場合、すべての国家にとって注意義務の基準はより厳格なものとなる（上記138項参照）。相当な注意（due diligence）には、共通だが差異のある責任およびそれぞれの能力の原則に従って、危害の可能性と深刻度を評価するために必要な科学的情報を積極的に追求することも含まれる。一方、国家が、必要な資源を欠く場合を含め、関連する科学的情報にアクセスし、それに適切に対応するための能力を有していない場合、適切な予防措置を講じなかったことは、相当な注意（due diligence）の欠如には該当しない場合がある。

284. 新たな科学的または技術的知識が出現することで、相当な注意（due diligence）の基準はより厳しくなる可能性がある。当裁判所は、気候変動に関する科学研究が発展していることを認識している。この点に関して、IPCCによる報告書は、その公表時点における気候変動に関する入手可能な最良の科学的知見を、包括的かつ権威ある形で再確認したものである（上記74、77-83項および277-279項参照）。

285. 技術的知識に関しては、当裁判所は、各国が技術協力と知識を共有する取り組みを推進する必要があることを指摘している。これは、気候変動の科学的複雑性と、共通の関心事としての地位を反映している。国家が利用できる適応策および緩和策並びに重大な被害の防止に貢献するその能力は、情報の共有にかかっている。これはまた、特定の適応措置または緩和措置自体が重大な越境的被害のリスクをもたらす可能性を最小限に抑えることにもつながる。

286. さらに、関連する危害を防止または緩和するための技術的手段の利用可能性も、国家に合理的に期待できることを左右する。リスクが、容易に利用可能な技術によって対処できる場合、国家はそれらを利用することが期待される。しかし、技術が更なるリスクをもたらす場合、国家はそれらを慎重かつ注意深く利用することが期待される。その文脈では、関連する技術のコストは、国家の能力に応じて、国家に合理的に期待できることを決定する上で重要な要素となりうる。

(iii) 関連する国際ルールと基準

287. 当裁判所が、「環境リスクを評価するためには、現在の基準を考慮しなければならない」とした点は、気候変動に関して求められる相当な注意（due diligence）を決定するときにも適用される（*ガブチコヴォ・ナギマロス計画プロジェクト（ハンガリー／スロバキア）* 判決、*I. C. J. Reports 1997*, 77頁, 140項；*Climate Change*, 勧告的意見, *ITLOS Reports 2024*, 107頁 285項を参照）。現在の基準は、拘束力のある規範だけでなく拘束力のない規範からも生じうる。したがって、このような基準は、条約や国際慣習法に含まれるだけでなく、気候変動関連条約の 締約国会議（COP）での決定や、技術的基準や実践の推奨例に反映される場合もある。

288. 数名の参加者は、COP決定の役割を強調した。気候変動条約の解釈と実施との関連におけるそのような決定の関連性（上記184項参照）とは別に、当裁判所は、COPの決定が国家の慣行を反映し、国家の法意識（*opinio juris*）を表明している限り、国際慣習法の特定にも関連すると考える。特定のCOPの決定がそのような法的意義を持つかどうかは、具体的な事例においてのみ、判断されうる。

289. 環境への重大な被害を防止する一般的な義務は、実質的な要素（適切な措置を講じる義務など）と手続き的要素（通知および協議を行う義務など）から構成され、国家は、これらの要素を通じて、国境を越える重大な環境被害を防止する相当な注意（due diligence）を払う義務を果たすことになる（*ニカラグアが国境地帯で行った特定の活動（コスタリカ）* 参照）。*ニカラグアが国境地帯で行った特定の活動（コスタリカ対ニカラグア）* および *コスタリカにおけるサン・ファン川沿いの道路建設（ニカラグア対コスタリカ）* 判決、*I. C. J. Reports 2015 (II)*, 706頁104項）。しかし、当裁判所がみるところ、両義務のカテゴリーの間には「予防に関する機能的な関連性」があるものの、これは「締約国がこれらの義務について個別に責任を負うことを妨げるものではない」（*ウルグアイ川のパルプ工場（アルゼンチン対ウルグアイ）* 判決、*I. C. J. Reports 2010 (I)*, 49頁, 79項）。

(iv) 能力の差異

290. 当裁判所は、国家が「利用可能なすべての措置」を講じて環境への重大な被害を防止する義務（*ウルグアイ川沿いのパルプ工場（アルゼンチン 対 ウルグアイ）*、判決、*国際司法裁判所判決集 2010 年 (I)*、56頁、101項；*ニカラグアが国境地帯で行った特定の活動（コスタリカ 対 ニカラグア）* および *サン・ファン川沿いのコスタリカにおける道路建設（ニカラグア 対 コスタリカ）*、判決、*国際司法裁判所判決集 2015 年 (II)*、706頁、104項）は、共通だが差異ある責任とそれぞれの能力の原則を反映する。おのことは、国家の能力は、特定の状況において適用される相当な注意の基準を決定するための重要な要素であることを示唆している。当裁判所は、国家が採用すべき適切な措置を決定する際には、共通だが差異ある責任とそれぞれの能力の原則を考慮しなければならないと考える。

291. したがって、ILCが一般国際法に関して述べているように、「経済、人的資源、物的資源が十分に発達し、高度に発展した統治システムと構造を有する国家に期待される注意の程度は、そうでない国家とは異なる」と理解されている（有害活動による越境的被害の防止に関するILC条文草案第3条の解説『国際法委員会年鑑』2001年第2巻第2部、155頁、17項参照）。同様に、UNCLOSの文脈において、ITLOSは、海洋環境への危害を防止する義務の履行には「より大きな能力と十分な資源を有する国は、そうでない国家よりも多くのことを行う必要がある」と認めている（*気候変動に関する助言的勧告*、ITLOS報告書2024年、92頁241項）。相当な注意（due diligence）の義務を果たすには、後者の国も、その能力と利用可能な資源に応じて、気候システムを保護するためにあらゆる手段を講じる必要がある。この理解は、多くの国際環境法の規則に暗黙的に含まれている「共通だが差異のある責任とそれぞれの能力」の原則に表れている（上記148～151項参照）。

292. 気候変動の文脈において、先進国は環境への被害を防止するためにより厳しい措置を講じ、より厳しい行動基準を満たす必要があるが、それぞれのケースで求められる基準は、結局のところ、それぞれの国の具体的な状況、すなわち「その国が利用可能なすべての措置」に係る（*ウルグアイ川のパルプ工場（アルゼンチン対ウルグアイ）判決*、I. C. J. Reports 2010 (I), 56頁, 101項）。したがって、国家のそれぞれの能力の差は、必要な注意の程度を決定する要因の一つとして、単に開発途上国と先進国との区別から生じるものではなく、それぞれの国家の事情にも依存する。相当な注意の基準の多面的かつ進化的性質により、国家が経済的に発展し、その能力が高まるにつれて、相当な注意の要件も厳格化される。最後に、利用可能な手段や能力への言及は、相当な注意の義務の履行を不当に遅らせる、あるいはその義務を一般的に免除する理由とはならない。

（v）予防的アプローチまたは原則およびそれぞれの措置

293. 危害発生の蓋然性と深刻度に関する科学的情報は、求められる相当の注意の基準を決定する際に考慮される（上記283項参照）。重大な危害のリスクに関する信頼できる科学的証拠が存在する場合、国家は、重大な危害を防止するための適切な措置を講じなければならない。ただし、科学的不確実性がある場合にも、国家は、予防措置を講じないか、遅らせるべきではない。リオ宣言の原則15によると、重大または不可逆的な損害の脅威が存在する場合、科学的確実性が十分でないことを、環境の悪化を防止するための費用対効果の高い措置を遅らせてはならない（UNFCCC第3条第3項も参照）。

294. 当裁判所は、ITLOSが「潜在的なリスクの合理的な兆候がある場合」、国家が「そのようなリスクを無視した場合、その注意義務を果たしたことになる」との結論に同意する。その意味において、「予防的アプローチは、環境への重大な危害を防止する義務（*領域における活動に関する国家の責任と義務*、勧告的意見、2011年2月1日 ITLOS報告書 2011年 46頁 131項）の結論に同意する。上記に基づき、当裁判所は、予防的アプローチまたは原則が適用される場合、国家が重大な危害を防止する慣習法上の義務を履行する際の必要な行動基準を決定する際に指針となるものと考ええる。

（vi）リスク評価と環境影響評価

295. 環境に対する重大な危害を防止するための相当な注意（due diligence）を実施する義務は、各国に、実質的な措置だけでなく、一定の手続き上の措置をとることを求めている。これらの手続き上の義務は、リスクを防止するための実質的な措置を講じる義務とは区別される。

296. 当裁判所は、国境を越える状況で共有資源に影響を及ぼす産業活動の計画に関して、「当事者が…国境を越える文脈において重大な悪影響を及ぼすおそれのある活動の潜在的な影響に関する環境影響評価を実施しなかった場合、相当な注意およびこれに含まれる監視と予防の義務が履行されたとはみなされない」と指摘している（ウルグアイ川沿いのパルプ工場事件（アルゼンチン対ウルグアイ） 判決 国際司法裁判所報告 2010（I） 83頁 204項）。当裁判所は、このような状況について、「環境影響評価の実施は、現在、一般国際法上の要件とみなすことができる」と認定し（同上）、この義務の「根拠となる原則」は、産業活動だけでなく、「国境を越えて重大な悪影響を及ぼすおそれのある提案された活動一般」に適用される旨を明言している。（ニカラグアが国境地域で行った可能性のある提案された活動にお適用されると認定した（コスタリカ対ニカラグア） およびサン・フアン川沿いのコスタリカにおける道路建設（ニカラグア対コスタリカ）、 判決、国際司法裁判所報告 2015（II）、706頁、104項）。

297. したがって当裁判所は、国境を越えた状況における産業活動が計画されている場合、環境影響評価（以下、「EIA」という）を実施するという義務は、環境へのリスクの評価を必要とする、より一般的なルールの表現であると考えている。国際慣習法は「環境影響評価の範囲および内容」を特定していないこと（ウルグアイ川におけるパルプ工場（アルゼンチン対ウルグアイ） 判決 国際司法裁判所報告 2010（I） 83 頁 205項）、および相当な注意（due diligence）の基準は多面的かつ文脈に係ることから、気候系に重大な害を及ぼすことを防止することを目的とした環境影響評価では、それぞれのリスクの特性を考慮する必要がある。

298. 当裁判所は、次のことを想起している。

「環境影響評価の内容の決定は、各事案の具体的状況に照らして行われるべきである：

提案された開発事業の性質および規模、環境に対するその予想される悪影響ならびにそのような評価の実施において相当の注意を払う必要性を考慮して、各国は、各事例において必要な環境影響評価の具体的な内容を、国内法またはプロジェクトの認可手続きにおいて決定するものとする。（ニカラグアが国境地域で行った特定の活動（コスタリカ対ニカラグア） およびサン・フアン川沿いのコスタリカにおける道路の建設（ニカラグア対コスタリカ）、 判決、国際司法裁判所報告 2015（II） 707頁 104項 ウルグアイ川におけるパルプ工場（アルゼンチン対ウルグアイ） 国際司法裁判所判決集2010（I） 83頁 205項を引用）。

当裁判所は、気候変動がもたらすリスクには、特定の環境リスク評価の適切性に影響を与えうる特定の特性があると考えている。したがって、国がGHG排出によるリスクの評価を、さまざまな形態の活動を対象とする一般的な手続きによって行うことは合理的な措置である可能性がある。このような一般的な手続きは、例えば、提案された個々の活動レベルにおける環境影響評価（EIA）の一環として、その下流影響を評価する目的で評価される場合など、気候変動に関連する特定の効果が評価される必要があることを排除するものではない。当裁判所は、GHG排出の累積的かつ拡散的な性質により、リスク評価に一定の困難が伴う可能性があることを認識しているものの、すべての国が、その管轄下または管理下において実施されるGHG排出に寄与する特に重要な個々の活動について、利用可能な最良の科学的知見に基づき、環境影響評価を実施し、そのための措置を講じることを重要であると考えている。このような特定の気候関連評価は、関連する個別の活動によるGHG排出量の削減可能性に関して、これまで知られていなかった情報が特定される可能性がある

。

(vii) 通知および協議

299. 環境に対する重大な危害を防止するための相当の注意(Due diligence)は、時として、自国の行為による悪影響のリスクを他国に通知し、誠意をもって協議する国家の義務を意味することもある。この義務は、ある国家の管轄下または管理下にある計画された活動が重大な被害のリスクを生じさせ、そのリスクを防止するための適切な措置を決定するために、通知と協議が必要な場合に生じる（「*ニカラグアが国境地帯で実施する特定の活動（コスタリカ対ニカラグア）*」および「*コスタリカにおけるサン・ファン川沿いの道路建設（ニカラグア対コスタリカ）*」判決 *I. C. J. Reports 2015 (II)* 706頁 104項）。当裁判所は、気候変動に至るプロセスの特殊性を考慮し、GHG排出に関連する資源開発に関する政策変更や、GHG排出に起因する悪影響に対処するための国家間の有意義な協力に必要な情報に関する活動が、気候系への被害に対処するための集団的努力に重大な影響を及ぼす場合には、通知と協議が特に必要であると考ええる。

(viii) 結論

300. 相当な注意(due diligence)の基準を特定するための要素（上記280～299項参照）について検討した結果、当裁判所は、当該基準の変動性および進化性により、特定の状況にこれらの要素を適切に適用することは複雑な作業となる可能性があることに留意する。しかし、当裁判所は、関連する要素は、個別にまたは組み合わせることで、異なる状況における適切な行動基準を特定するための指針を提供するものと考えている。したがって、当裁判所は、重大な危害のリスクが存在するか否か、また、特定の状況において、環境保護のための相当な注意の関連要素が適用されるかどうか、またはどのように適用されるかという問題は、客観的に判断されるべきであると考えている。

2. 協力義務

301. 当裁判所は、環境保護のための各国の協力義務は慣習法上の性質を有する（上記第140～142項参照）ことを想起する。当裁判所は、限られた数の国家が共有する資源についての協力の重要性を強調し、次のように指摘した。

「協力義務は、すべての河川沿岸国の実質的な義務を補完する重要な要素である。裁判所は、問題となっている共有資源が『河川沿岸諸国間の緊密かつ継続的な協力を通じてのみ保護され得る』場合には、これらの義務はより一層重要である」（ウルグアイ川におけるパルプ工場事件（アルゼンチン対ウルグアイ）、判決、*国際司法裁判所報告 2010 (I)* 51頁 81項）。」（シララ川の水の地位と利用に関する紛争（チリ対ボリビア）判決 *国際司法裁判所報告 2022 (II)* 649 頁 101項。）

302. この見解は、すべての国家の共有資源である気候系ではさらに当てはまる。したがって、気候変動に関する勧告的意見の中で、ITLOSは、温室効果ガスの排出による「海洋環境の汚染防止における基本原則」として、協力の特徴づけている（*Climate Change, Advisory Opinion, ITLOS Reports 2024* 110頁 296項）。国家間の協力は、気候変動に関する有意義な国際的努力の基盤そのものである。

303. 当裁判所は、上記で検討された原則（第146項から第161項）が、今般の要請に適用される法の一部を構成し、協力義務の内容を具体化する上で関連性があるものと判断する。例えば、気候変動の文脈において、持続可能な開発は、緊密かつ継続的な協力を通じて促進される。当裁判所はまた、「法的義務の創設と遂行を規律する基本原則の一つは、その根拠を問わず、信義誠実の原則である。信頼と信用は、国際協力に内在するものである」と判示している。（*核実験（オーストラリア対フランス）*、判決、*国際司法裁判所報告 1974年*、268頁 46 項；*国境および国境を越える武力行使（ニカラグア対ホンジュラス）*、管轄権および受理可能性 判決 *国際司法裁判所報告 1988*

年、105頁94項参照）。国家間の協力は、条約に基づくものか、慣習法上の協力義務に基づくものかを問わず、信義誠実の原則によって規律される（ウルグアイ川におけるパルプ工場（アルゼンチン対ウルグアイ）事件、判決、国際司法裁判所報告 2010（I）、67頁 145項参照）（上記141項参照）。

304. 当裁判所は、気候変動の特質から、各国は他の国々と協力して個別の措置を講じる必要があると考えている。気候変動条約はこのような協力の一定の形態を奨励し、規定している（上記214-218項および260-267項参照）。国家は、環境への重大な損害を防止する義務に基づき、集団的な努力へのそれぞれの貢献を行う義務を有している。その義務に基づく実質的な義務の解釈と遂行は、他の国家の状況も考慮し、可能な限り他の国家との協力の下で履行される必要がある。協力の義務は、持続的かつ継続的な協力形態を要求し、条約とその調整された実施形態がその主要な表現形態である。国家は条約を締結する義務はないが、適切な集団行動に到るために真摯な努力を払う義務がある。気候変動の分野では、パリ協定に盛り込まれたような真摯の協力の形態に係る合意が求められる。ただし、これは、国家が条約の締結と履行のみによって協力の義務を果たすことを意味するものではない（気候変動に関する勧告的意見、国際海洋法裁判所報告書2024年、85-86頁 223項参照；以下314項も参照）。

305. 協力の義務は、集団的な温度目標を達成する必要性という文脈において特に重要な意味を持つ（条約上の義務との関連では、上記224～229項を参照）。各国は、具体的な排出削減目標、あるいは個々の国の貢献度を決定する方法論（集団的な気温目標の達成に関するものも含む）を達成するために協力しなければならない。協力の義務はすべての国に適用されるが、その程度は、追加的な基準、とりわけ共通だが差異ある責任とそれぞれの能力の原則に応じて異なる場合がある。

306. 裁判所は、協力義務が、温室効果ガス排出量の規制手段を決定する際に、各国に一定の裁量権を認めていることを認識している。ただし、この裁量権は、各国が要求されるレベルの相当な注意による協力を行わない、あるいはその努力を、審査の対象とならない完全に自主的な貢献であると主張する理由とはならない。協力の義務は国家間の相互依存関係を認識したものであり、財政や技術の移転を超えるものを要求する。特に、国家が、負担の公平な分配に基づき、共通だが差異のある責任とそれぞれの能力の原則に従った集団的な気候政策を継続的に開発、維持、実施する努力を含む。

307. 気候変動関連条約は、気候危機の緊急性の高まりを受けて、条約に基づくさらなる義務が必要かどうかという問題には触れていない。国家が協力し、環境に重大な害を与えないよう努める慣習的義務は、条約やその実施を含む既存の協力形態が依然としてその目的を果たしているかどうか、また、さらなる条約に基づく義務の創出を含むさらなる集団的措置を講じる必要があるかどうかを判断するための法的基準である。

308. 気候変動は共通の関心事である。協力は、各国にとって選択の問題ではなく、差し迫った必要であり、法的義務である。

3. 気候変動に関する条約と国際慣習法から生じる義務との関係

309. 次に、気候変動に関する条約から生じる義務と国際慣習法から生じる義務との関係について述べる。

310. 当裁判所は、条約上の規律と国際慣習法の規律は、国際法の2つの源泉に属する規範として、独立した存在であることを想起する（*ニカラグアにおける軍事および準軍事的活動（ニカラグア対アメリカ合衆国）*、*本案、判決、国際司法裁判所報告 1986年*、95頁 178 項）。ただし、複数の規範が同一の課題に適用される場合には、可能な限り、互換性のある単一の義務を生じさせるように解釈されるべきである（上記165項参照）。

311. 条約、特に多国間環境条約は、締約国間の関係に適用される国際法の関連規則を考慮して解釈されなければならない（条約法に関するウィーン条約第31条第3項（c））。このような規則には国際慣習法の規則も含まれる。裁判所が確認したように、条約は「解釈の時点で効力を有する法体系の全体的枠組みにおいて解釈され、適用される（安全保障理事会決議第 276 号（1970 年）にかかわらず、ナミビア（南西アフリカ）における南アフリカの継続的な存在が各国に及ぼす法的影響、勧告的意見、*I. C. J. Reports 1971年*、31頁 53項）。

312. 逆に、条約は、国際慣習法の規則の内容を特定および決定するにおいて役割を果たすこともある。当裁判所は、条約の規定は「国際慣習法の内容に光を当てる」可能性があるとの判断を示している（*国家の管轄権免除（ドイツ対イタリア：ギリシャが介入した事件）判決、I. C. J. Reports 2012 (I) 128頁 66項*）と判示し、「多国間条約は、慣習から派生する規則を記録し定義する上で、あるいはその発展において重要な役割を果たす可能性がある」（*大陸棚（リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤ／マルタ）判決 I. C. J. Reports 1985年*、29-30頁 27項）と述べている。さらに、条約は「国際慣習法に既に存在する原則を表現する」ことができ、これらの慣習原則は「（条約の）影響を受けて発展し、（条約に）含まれる規則の一部が条約から独立した地位を獲得する」可能性もある（*ニカラグアにおける軍事・準軍事的活動（ニカラグア対アメリカ合衆国）*、*判決、I. C. J. Reports 1986年*、96-97頁 181項）。関連する慣習法と条約の規則が「共通の基本原則から生じている」場合、その可能性はさらに高まる（同上）。

313. 環境保護に関するさまざまな規則の相互関係について、当裁判所は約30年前に次のように強調している。

「新たな科学的洞察と、人類（現在および将来の世代）にもたらすリスクに対する認識の高まり一特に、自然との相互作用に関する介入を無計画かつ無制限なペースで推進することのリスクにより、過去20年間にわたり、数多くの法的文書において新たな規範と基準が策定されてきた。このような新たな規範は、国家が新たな活動を検討する際だけでなく、過去から継続している活動を行う際にも、適切に考慮され、適切な重み付けがなされる必要がある」（*ガプチコヴォ・ナギマロス・プロジェクト（ハンガリー／スロバキア）判決 I. C. J. Reports 1997年*、78頁 140項）。

したがって、気候変動関連条約は、具体的な事例において必要な真摯な取り組みの特定及び適用を可能にし、または促進する基準を定めている。当裁判所はまた、一般的な慣習上の義務が気候変動条約の解釈に指針を与えるのと同様に、ここで解釈される気候変動条約から生じる義務およびその実施における国の実務が、一般的な慣習上の義務を形作るものとする（協力義務に関しては、*気候変動、勧告的意見、ITLOS報告書2024年*、110-111頁 297-299 項）。

314. 気候変動条約とその実施実務が、関連する慣習上の義務の適切な理解とその適用にどの程度影響を及ぼすかを抽象的に判断することは困難であるため、裁判所は、現段階では、国家が、裁判所が解釈する気候変動関連条約（上記174～270項参照）を完全に、かつ誠実に遵守することは、当該国家が重大な環境被害を防止し、協力する一般的な慣習上の義務を実質的に遵守していることを示唆するものとする。ただし、これは、国家が気候変動関連条約に基づく義務を遵守するだけで慣習上の義務が履行されることを意味するものではない（*気候変動、勧告的意見、ITLOS報告書2024年*、85-86頁 223項参照）。条約と国際慣習法は相互に影響し合うが、それらは独立した義務を定めており、必ずしも重複するものではない。

315. 以上のことから、現在、気候変動関連条約のいずれにも締約国ではない国の慣習法上の義務は、少なくとも部分的には、本解釈において解釈される気候変動関連条約に基づく義務に適合する国の一般的な慣行において表現されている（上記174～270項参照）。慣習法上の義務は、すべての国家に共通であり、国家が気候変動関連条約の当事国であるか否かにかかわらず、独立して存在する。この根拠に基づき、裁判所は、3つの気候変動関連条約の締約国共同体と、締約国と同等の方法で協力する非締約国が、特定の事例において、気候変動条約に基づく国家の必要な行動に適合する慣行を通じて、その慣習法上の義務を履行しているとみなされる可能性があると考えている。ただし、非締約国がそのような協力を行わない場合、その政策や実施が慣習法上の義務と一致していることを立証する責任は、全面的に当該非締約国にある。

D. 他の環境条約のもとでの国家の義務

316. 気候系を保護するための国家の義務は、気候系のすべての構成要素に関する国家の行動を包含する。また、IPCCとUNFCCC（上記段落75を参照）が定義するように、気候システムの構成要素の1つ以上と、それらの構成要素間の相互作用の保護に貢献する国際文書も存在する。これらの文書によって確立された法的枠組みは、国際法上の気候システム保護の一部を形成しており、従って質問(a)に基づく裁判所の分析に関連する。当裁判所は、総会決議77/276で言及された文書、すなわちオゾン層条約、モントリオール議定書、生物多様性条約、砂漠化条約がこれに該当すると考える（上記パラグラフ125～130参照）。

317. 参加者からは、国際民間航空機関（以下「ICAO」）の後援のもと設立された「国際航空のためのカーボン・オフセットおよび削減スキーム」や、さまざまな地域的制度など、その他多数の制度やメカニズムが挙げられた。上述したように（130項参照）、本勧告的意見の目的上、気候系の保護に適用され、関連する可能性のあるすべての条約を取り上げることは求められていない。にもかかわらず、当裁判所は、ICAOのような特定の国際機関が、それぞれの分野における温室効果ガス排出活動の規制において果たす役割の重要性を強調する。これらの文書の締約国が、気候システムの保護に関連する義務を負っている限りにおいて、気候系およびその他の環境部分の保護を確保するための措置を講じる際には、これらの義務を十分に考慮しなければならない。

318. そこで当裁判所は、オゾン層条約、モントリオール議定書、生物多様性条約、砂漠化条約における関連義務を順次、検討する。

1. オゾン層条約とモントリオール議定書

319. UNFCCCはその前文で、1985年のオゾン層保護条約と1987年のモントリオール議定書を想起している。オゾン層は大気の一部であり、気候システムの構成要素である。当裁判所は、IPCCがオゾン層の破壊に対処することが気候変動の緩和に寄与すると指摘していることに留意する（IPCC, 2022 第三作業部会, ステートメントE.6.4）。

320. オゾン層条約第2条には、「オゾン層を変化させ、又は変化させるおそれのある人間活動に起因し、又は起因するおそれのある悪影響から、人の健康及び環境を保護する」という一般的な義務が盛り込まれている。そのために、「締約国は、その利用し得る手段及び能力に従い」、協力のための措置をとり、「適切な立法上又は行政上の措置を採択する」。

321. オゾン層条約を補完するモントリオール議定書は、その前文で「特定の物質の世界的な排出が、人間の健康や環境に悪影響を及ぼす可能性が高い形で、オゾン層を著しく破壊し、その他の形で変化させる可能性がある」ことを認めている。

322. モントリオール議定書の締約国会議は、この制度に基づく各国の義務の履行において重要な役割を果たしてきた。第19回締約国会議では、モントリオール宣言が採択され、「他の環境問題、特に気候変動にも対処する形で、オゾン層の回復を加速することの重要性」が明確に認識された（モントリオール宣言、UNEP、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第19回締約国会議報告書（モントリオール、2007年9月17～21日）、UN doc.UNEP/OzL.Pro.19/7、附属書IV）。

323. モントリオール議定書の締約国は、一定のスケジュールに従って、特定の温室効果ガスを含むすべての主要なオゾン層破壊物質の生産と消費を、規制措置によって段階的に削減する義務を負っている。

324. オゾン層条約の締約国に課せられた義務は、関係国が気候変動条約の締約国でもある限り、気候変動条約で定められた義務を補完するものである。このことは、特にUNFCCC第4条第1項(a) およびキガリ修正条項第3条に反映されている。したがって当裁判所は、オゾン層条約に基づく義務は、気候システムの保護、特にその構成要素の一つである大気の保全に関連するものであると考える。したがって、これらの条約は、気候系全体としての保護の確保に貢献する義務である。

2. 生物多様性条約

325. 生物多様性条約の前文は、「生物多様性の保全は人類共通の関心事である」ことを確認し、条約第1条は3つの目的を定めている：「生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分」である。また当裁判所は、生物圏は気候系を構成する要素のひとつであることを想起する。

「大気中、陸上（陸域生物圏）、海洋（海洋生物圏）に存在するすべての生態系と生物体であり、ごみ、土壌有機物、海洋デトリタスなどの死滅有機物を含む」（IPCC, 2021, *Climate Change 2021*参照：IPCC, 2021, *Climate Change 2021: The Physical Science Basis*, 気候変動に関する政府間パネル第6次統合報告書第1作業部会の貢献；上記75項参照）。

326. 生物多様性条約では、生物多様性は「生物間の変動性」と「それらが属する生態学的複合体」から構成されると定義されている。これには生態系の多様性も含まれる（上記127項参照）。また、生態系は第2条において、生命と相互作用して機能単位を形成する限りにおいて、「非生物環境」を含むと定義されている。

327. 生物多様性条約第3条では、締約国は、自国の管轄下または管理下にある活動が、他国や管轄権の及ばない地域の環境に損害を与えないようにする責任を負っている。この規定は、環境に対する重大な損害の防止という慣習的ルールを反映したものである。当裁判所は、場合によっては、生態系保護措置が同時に気候変動の緩和または適応措置として機能することもあると指摘する。さらに当裁判所は、生物多様性条約第5条が、生物多様性の保全と持続可能な利用のために、可能な限り、また適切な場合には、国の管轄権を超える地域や相互の利害に関するその他の事項について、協力する締約国の義務を定めていることに留意する。

328. 当裁判所は、条約第6条 (a) に基づき、各締約国は自国の特殊な条件と能力に従って、「生物多様性の保全と持続可能な利用のための国家戦略、計画またはプログラムを策定しなければならない」と規定している。第6条 (b) によれば、締約国は「可能な限り、かつ、適切な場合には、生物多様性の保全と持続可能な利用を、関連する部門別または部門横断的な計画、計画、政策に統合しなければならない」。このような戦略や計画には、特に脆弱な生態系の保全に関連する場合、気候変動の緩和および／または気候変動への適応のための措置が含まれる可能性がある。当裁判所は、条約締約国会議が2022年12月19日の決定において、条約の3つの目的を含む条約の下でのすべての義務のバランスのとれた強化された実施を達成することを視野に入れ、昆明・モントリオール生物多様性グローバル枠組みを設立したことに留意する（上記325項参照）。この文脈において、同枠組みは締約国に対し、「気候変動と海洋酸性化が生物多様性に与える影響を最小化し、緩和、適応、災害リスク軽減行動を通じてその回復力を高める」ことを奨励している（決定書15/4、昆明・モントリオール生物多様性グローバル枠組み、2022年12月19日、UN doc. CBD/COP/DEC/15/4, Annex, 10頁 目標8）。

329. さらに当裁判所は、生物多様性条約第7条 (c) に従い、締約国は、生物多様性の保全と持続可能な利用に重大な悪影響を及ぼす、または及ぼす可能性のあるプロセスや活動のカテゴリーを、可能な限りかつ適切な範囲で特定し、監視することが求められていることに留意する。このような重大な悪影響が第7条に従って特定された場合、締約国は第8条(1)に基づき、可能な限り適切な範囲で、人為的なGHG排出の原因となるものを含め、関連するプロセスや活動カテゴリーを規制または管理する義務を負う。この点で、生物多様性条約の締約国に課せられた義務は、当該国がこれらの条約の締約国でもある限り、気候変動条約に定められた義務を補完するものである。

330. 当裁判所は、生物多様性条約に基づくこれらの義務は、気候系の保護、特にその構成要素のひとつである生物圏の保全に関連するものであり、生物多様性の保全と持続可能な利用、およびそれによる悪影響の防止を目的とするものであると考える。したがって、これらは気候系全体の保護の確保に貢献する義務である。

3. 国連砂漠化防止条約

331. 砂漠化防止条約の前文は、「砂漠化防止が気候変動枠組条約の目的達成に重要な貢献をする」ことを確認している（上記128項参照）。砂漠化、土地の劣化、干ばつと気候変動の関連性は、政府間科学機関によって強調されてきた（IPCC, 2019, 政策決定者向け要約, 気候変動と土地：気候変動、砂漠化、土地の劣化、持続可能な土地管理、食糧安全保障、および陸域生態系における温室効果ガスフラックスに関する IPCC 特別報告書 7-8頁。サブセクションA. 2、および 15-16頁、サブセクションA. 5。また、生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム

ーム (IPBES) の「土地の劣化と回復に関する評価報告書」(2018年) 13、27、31頁も参照)。

332. 砂漠化とは、第1条(a)において「気候変動や人間活動を含む様々な要因から生じる、乾燥、半乾燥、乾燥亜湿潤地域における土地の劣化」と定義されている。砂漠化、土地の劣化、干ばつは、UNFCCC第1条第3項に定義されるように、気候システムの相互関連部分である地圏と生物圏に影響を与える。

333. 砂漠化条約第4条第2項(a)に基づき、締約国は「砂漠化および干ばつのプロセスの物理的、生物学的、社会経済的側面に取り組む統合的アプローチ」を採用することが求められている。このような統合的アプローチで扱うべき物理的側面には、気候変動や気候変動が含まれる。さらに、第4条2項(d)に従い、締約国は「砂漠化および干ばつに関連する環境保護、土地および水資源の保全の分野における影響を受ける締約国間の協力」を促進しなければならない。締約国は、砂漠化と干ばつの物理的側面のひとつとして、気候変動を考慮しなければならない。条約第6条は、先進締約国に対し、砂漠化と闘い、干ばつの影響を緩和するために、影響を受ける途上国の締約国を支援する義務を課している。最後に、砂漠化条約第8条は、締約国に対し、砂漠化条約、UNFCCC、生物多様性条約の枠組みで実施される行動と約束の協調を促すことを求めている。

334. 砂漠化条約の締約国に課せられた義務は、関係国が気候変動条約の締約国である限り、気候変動条約の下で定められた義務を補完するものである。このような締約国は、砂漠化条約に基づく義務を履行することで、気候システム全体、特に地圏と水圏の保全、および気候システムの他の構成要素との相互作用の保護に貢献する。この観点から、当裁判所は、砂漠化条約の締約国は、同条約に基づく義務を遵守することにより、気候システムおよび環境の他の部分の保護に貢献していると考えられる。

335. 当裁判所は、本項で扱う環境条約、気候変動条約、および国際慣習法に基づく関連義務は、相互に影響を与え合うものであると考える(309～315項参照)。したがって、締約国は、気候変動条約および慣習国際法に基づく義務を履行する際に、これらの環境条約に基づく義務を考慮しなければならないのと同様に、気候変動条約および慣習国際法に基づく義務を履行する際に、これらの環境条約に基づく義務を考慮しなければならない。

B. 海洋法に基づく国家の義務および関連する問題

336. 一部の参加者はUNCLOSの関連性に異議を唱えているが、UNCLOSに言及した参加者の大半は、人為的な温室効果ガスの排出が、地球の70%以上、生物圏の95%以上を占める海洋環境にも悪影響を及ぼすことから、UNCLOSが本諮問意見に関連すると考えている。これらの参加者は、UNCLOSは、気候変動に関連する問題を含め、新しい問題や新たな問題に対処するために発展的に解釈できる条約であると考えている。多くの参加者は、海洋環境の保護と保全に関するUNCLOSの第12部が、今回の手続きにおいて特に重要であると指摘した。

337. 当裁判所は、2024年5月21日、ITLOSがUNCLOS締約国の義務として、(a) 気候変動の結果生じる、または生じる可能性のある、大気中への人為的な温室効果ガスの排出によって引き起こされた有害な影響に関連して、海洋環境の汚染を防止、削減、管理すること、および(b) 気候変動の影響に関連して海洋環境を保護、保全することに関する勧告的意見を公表したことを想起する(上記123項参照)。今回の勧告的意見の要請で当裁判所に提起された問題は、ITLOSに提起された問題よりも広範であるが、当裁判所は、2つの要請に共通する問題があると考えられる。

338. この点に関して当裁判所は、ITLOSがその設立以来、争訟手続および勧告的手続の両方において、UNCLOSに関する相当数の法理を発展させてきたことを指摘する。当裁判所は、その司法機能の行使において、UNCLOSの独自の解釈をITLOSのそれを模範とする義務はないが、条約の解釈を求められる限りにおいて、当裁判所が採用した解釈を重視すべきであると考ええる。同裁判所の見解では、「ここで重要なのは、必要な明確性と国際法の本質的な一貫性、そして法的安全性を達成することである」（アハマドゥ・サディオ・ディアロ（ギニア共和国 対 コンゴ民主共和国）、*実体判断、判決、国際司法裁判所判決集 2010年 (II) I. C. J. Reports 2010 (II)*、664頁 66項）。

1. 国際連合海洋法条約に基づく国家の義務

339. 当裁判所は、国際海洋法（UNCLOS）の目的の一つが海洋環境の保護・保全であり、これは条約第12部の主題であることに留意する。この点に関し、質問（a）に対する回答の一環として、当裁判所は、UNCLOS締約国が以下の義務を有するかどうかを検討する。人為的な温室効果ガスの排出から気候系およびその他の環境部分を確実に保護する義務があるかどうかを検討する。当裁判所はまず、人為起源のGHG排出が条約第1条第1項第4号の海洋汚染の定義に含まれるかどうかを検討する。そこでの定義は以下のとおりである。

「海洋環境の汚染」とは、河口を含む海洋環境に、人間によって直接的または間接的に物質またはエネルギーが持ち込まれ、その結果、生物資源や海洋生物に有害な影響、人の健康への危害、漁業およびその他の正当な海洋の利用を含む海洋活動への支障、海水の利用の質の低下および快適性の低下をもたらし、またはそのおそれがあるものをいう」

340. この定義に基づき、当裁判所は、人為起源の温室効果ガス排出は、「直接または間接的に」「海洋環境に」人間によって持ち込まれた「物質またはエネルギー」であり、そのような物質またはエネルギーが「有害な影響」をもたらす、またはもたらす可能性が高いという見解を示している。したがって、人為的な温室効果ガスの排出は、UNCLOSの意味における海洋環境の汚染とみなされる（*気候変動、勧告的意見、ITLOS報告書2024*、65～71頁 161～179項参照）。当裁判所は、海洋環境の保護に関するUNCLOSパート12は、人為的な温室効果ガス排出の文脈で適用可能であり、よって、本諮問手続における当裁判所の質問（a）への回答に関連すると考える。

341. この根拠に基づき、当裁判所は、気候系の保護を確保するために、UNCLOSに基づく国家の最も関連性の高い義務について、順次、検討する。

342. 当裁判所は、UNCLOS第192条に基づき、「国家は海洋環境を保護・保全する義務を負う」と述べていることに留意する。当裁判所の見解では、192条に基づく義務は、海洋環境を保護・保全する措置をとる積極的義務と、海洋環境を劣化させない消極的義務からなる（*気候変動、勧告的意見、ITLOS報告書2024年* 133頁 385項および133-134頁 387項）。

343. 気候変動がもたらす脅威の深刻さを考慮し、人為的な温室効果ガスの排出によって海洋環境に深刻かつ不可逆的な被害がもたらされるリスクの高さを考慮すると、海洋環境を保護・保全する義務を遵守する際に適用される注意義務の基準は厳しいものとなる（上記138項参照）。ITLOSが認識しているように、注意義務の基準は「リスクの高い活動ほど厳しく」ならざるを得ない（*区域における活動に関する国家の責任と義務、勧告的意見、2011年2月1日、ITLOS Reports 2011*、43頁 117項；*気候変動、勧告的意見、ITLOS Reports 2024*、91頁、239項）。したがって、第192条が締約国に対し、海洋環境を保護・保全し、「気候変動と海洋酸性化が海洋環境に及ぼす有害な影響を防止または軽減するために、可能な限り広範かつ効果的な」措置を講じるよう求めていることに、当裁判所は同意する（*気候変動、勧告的意見、ITLOS Reports 2024* 138頁 399項）。これらの

措置は、関係各国がこれらの条約の締約国である限り、UNFCCCおよびパリ協定に基づく国家の義務に従って採用されなければならない（同上、134頁 388項）。

344. また当裁判所は、UNCLOS第193条に基づく締約国の「自国の環境政策に従って自国の天然資源を採取する」主権的権利は、「海洋環境を保護および保全する義務」に従うことを条件にしていることを指摘している（気候変動、勧告的意見、ITLOS報告書2024、72～73頁 187項および132頁 380項）ことを指摘する。

345. UNCLOS第194条第1項は次のように規定している。

「締約国は、個別に又は適当な場合には共同して、あらゆる発生源からの海洋環境の汚染を防止し、減少させ、及び防止するために必要なこの条約に合致するすべての措置をとるものとし、この目的のために、その権限及び能力に応じて、実行可能な最善の手段を用いるものとし、この関連において、その政策を調和させるよう努めるものとする。

346. 締約国は、人為的な温室効果ガスの排出によって引き起こされる海洋汚染の即速やかな停止を確保することは求められていないものの、汚染の発生を完全に防止することを究極の目的として、汚染を減少させ、管理するために必要なあらゆる措置を講じる義務を負う（気候変動、勧告的意見、ITLOS報告書2024 77頁 199項参照）。

347. 当裁判所の見解では、上記の義務は行動に関するものである。海洋汚染を防止、削減、制御するために必要なあらゆる措置を実施する上で、国家に求められる相当な注意(due diligence)の基準は厳格である。これらには、関係する活動を規制するために必要な立法措置、行政手続き、執行メカニズムが含まれる（気候変動、勧告的意見、ITLOS報告書2024、89頁 235項参照）。さらに当裁判所の見解では、UNCLOS第194条1項が定める義務を満たすためには、締約国がUNFCCCおよびパリ協定に基づく義務を履行するだけでは必ずしも十分ではない。当裁判所は、UNCLOS第194条1項の意味における「必要な措置」とは、入手可能な最善の科学、気候変動に関する国際的な規則や基準、関係国の利用可能な手段や能力（それぞれの国の事情を含む）を考慮した客観的な基準に従って評価されるべきであると考え（同79-80頁 206-207項、91-92頁 241項参照）。

348. UNCLOS第194条第2項は次のように規定している。

「国家は、その管轄下または管理下にある活動が、他の国家およびその環境を汚染し、損害を与えないように行われること、ならびに、その管轄下または管理下にある事件または活動から生じる汚染が、この条約に従って主権的権利を行使する地域を越えて拡散しないことを確保するために必要なすべての措置を講じるものとする。

349. 当裁判所は、第194条第2項の「活動 (activities)」という用語には、温室効果ガスの排出をもたらす活動が含まれると考える。第194条第2項に基づく義務を遵守する際に適用される相当な注意(due diligence)の基準は厳格である（上記第138項および第343項参照）。

350. 次に当裁判所は、条約第197条に目を向ける：

「各国は、この条約と整合的な海洋環境の保護および保全に関する国際的な規則、基準、推奨される慣行および手続の策定および詳細化について、地域的な特徴を考慮して策定して、世界的に、および必要に応じて地域的に、直接又は適切な国際機関を通じて協力するものとする。」

351. 第197条に基づく協力義務は、締約国に対し相当な注意(due diligence)をもって行動することを求める行動の義務である。当裁判所は、この義務は継続的な性質のものであり、とりわけ、締約国に対し、規則、基準、推奨される慣行や手続を策定し、詳細化するための継続的な努力を求めるものであると考える。UNFCCCやパリ協定のような気候システム保護のための条約の採択は、UNCLOS上のこの義務から締約国を解放するものではない（気候変動、勧告的意見、ITLOS報告書2024、113-114頁 311項参照）。さらに、裁判所は、ITLOS の見解に同意し、第 197 条は、UNCLOS 第 XII 部第 2 節に基づく協力義務を尽くすものではないと判断した。当裁判所の見解では、各国は条約第200条および201条に基づき、研究を促進し、研究プログラムを実施し、情報とデータの交換を奨励し、規制のための適切な科学的基準を確立するために協力することも求められる（同書312項）。

352. UNCLOS第206条は次のように規定している、

「国家は、その管轄下または管理下にある計画された活動が海洋環境の重大な汚染または重大かつ有害な変化を引き起こすおそれがあると信じるに足る合理的な理由がある場合には、可能な限り、当該活動が海洋環境に及ぼす潜在的影響を評価し、その評価の結果に関する報告を第205条に定める方法により通知するものとする。」

353. 当裁判所は、気候変動の文脈において、人為的な温室効果ガス排出が海洋環境に与える影響を考慮し、UNCLOS第206条は、締約国に対し、その管轄下または管理下にある計画された活動が温室効果ガスを排出するものであり、海洋環境に実質的な汚染または重大かつ有害な変化を引き起こすおそれがあると信じるに足る合理的な根拠がある場合、可能な限り、環境影響評価（EIA）を実施することを義務付けていると判断した。この義務は、国家の管轄権を超える海域に影響を及ぼす活動にも適用される（2011年2月1日付勧告的意見「海域での活動に関する国の責任と義務」 ITLOS報告書2011年 50～52頁 145～150項参照）。145-150）。

354. 当裁判所は、国連国際海洋法（UNCLOS）、気候変動条約およびその他の関連環境条約、ならびに国際慣習法上の関連義務は、相互に補完し合うものとする（309～315項参照）。したがって、締約国は、UNCLOS に基づく義務を履行する際に、気候変動条約およびその他の関連環境条約に基づく義務および国際慣習法に基づく義務を考慮しなければならないのと同様に、気候変動条約およびその他の関連環境条約に基づく義務を履行する際にUNCLOS に基づく義務を考慮しなければならない。

2. 海面上昇および関連する問題に関する国家の義務

355. 当裁判所は、多くの参加者が、海面上昇とその影響、特に海域の安定性に対する強い懸念を表明したことに留意する。彼らは、海面上昇が国家の海洋権益を減少させる効果をもたらすべきではないと主張している。彼らは、海面上昇の物理的影響（沿岸後退を含む）にもかかわらず、既存の基準線、海洋権益、海洋境界および国家主権は維持されるべきであると主張している。さらに、自国の領土が完全に水没しても、その海洋権益が奪われるべきではないと主張している。

356. 当裁判所は、IPCCが海面上昇を「不可避」とし、その結果、沿岸の生態系、人々、インフラに対するリスクは増大し続けると高い信頼性をもって結論付けていることに留意する（IPCC, 2023 政策決定者向け要約15頁 ステートメントB.2.2）。

357. 科学的データは、海面上昇が国家、特に小島嶼国や低平な沿岸国にとって不利な結果をもたらす可能性が高いことを示しており、領土内または国境を越えた住民の強制移住につながる可能性があるだけでなく、国家の領土保全や天然資源に対する永続的な主権にも影響を及ぼす可能性がある。当裁判所は、これらの原則は自決権と密接に関連しているため、海面上昇はこの自決権の行使に影響を及ぼさないわけではないとの見解を示している。

358. 当裁判所は、UNCLOSには、締約国に対し、自国の海域の外縁を示す海図または地理的座標の一覧表を作成し、これを適切に公表することを求める規定が含まれていることを指摘する。領海に関しては、第16条第1項が次のように規定している。

「第7条、第9条及び第10条に従って決定された領海の幅を測定するための基準線、又はこれらから導びかれる限界、並びに第12条及び第15条に従って引かれた境界線は、その位置を確認するのに十分な縮尺の海図に表示なければならない。

第16条第2項によれば、国家は「そのような海図又は地理的座標の一覧表を公表し、かつ、そのような海図又は一覧表の写しを国際連合事務総長に寄託するものとする」。排他的経済水域について、UNCLOS 第75条第1項は、排他的経済水域の外縁線は、その位置を確認するのに十分な縮尺の海図に表示されなければならないと定めている。第75条第2項は、沿岸国は、そのような海図または地理的座標の一覧表を適切に公表し、そのような海図または一覧表の写しを国際連合事務総長に寄託しなければならないと定めている。同様に、大陸棚に関しては、UNCLOS第84条第1項が次のように規定している。第84条2項は、大陸棚の外縁線は、その位置を確認するのに十分な縮尺の海図に表示されなければならないと定めている。第84条第2項は、「沿岸国は、そのような海図又は地理的座標の一覧表を適切に公表しなければならない」と規定している。沿岸国はまた、「国際連合事務総長に、大陸棚の外縁線を表示する海図の場合には当局の事務総長に、そのような海図又は一覧表の写しをそれぞれ寄託しなければならない」と規定している。

359. 当裁判所はさらに、基線から測定された海域の幅が正式に設定され、国が UNCLOS、特に第16条第1項および第2項、第75条第2項、第84条第2項に従って、海図または地理的座標の一覧表を適切に公表した後は、条約には締約国にそれらの更新を義務付ける規定はないことに留意する。同様に、当裁判所は、UNCLOS には、標識された通常の基準線（第5条）、または直線基線（第16条）もしくは群島基線を示す海図もしくは地理座標一覧表が、条約に従って標識され、公表され、寄託された後（第47条第8項および第9項）、更新することを締約国に義務付ける規定がないことを指摘する。

360. 当裁判所は、本手続き外でも、多くの国が、UNCLOSに準拠して自国の海域の基線が正式に設定された後は、その基準線を示す海図や地理座標一覧表を更新する義務はないとの見解を表明していることに留意する。このような見解は、とりわけ、国際連合の枠組みや、2021年にアフリカ・カリブ海・太平洋諸国機構の加盟国が支持した「気候変動に伴う海面上昇に直面する海域の保全に関する太平洋諸島フォーラムの宣言」などの地域的・地域横断的な宣言の中で表明されてきた。当裁判所は、この慣行がUNCLOSの解釈の目的に関連していると考えます。

361. 当裁判所は、2018年以降、国際法との関連における海面上昇に関して国際法委員会（ILC）が行った作業を承知している。ILCが第76会期（2025年）に採択した、国際法との関連における海面上昇に関する研究グループの最終報告書は、UNCLOS締約国は、UNCLOSに準拠して、ひとたび、正式に設定された海域に関連する海図または地理的座標のリストを更新する義務がないことを支持するすべての地域にわたる国家間の見解の収束を示している（*国連総会公式記録、第80回会合、補足文書第10号*（国連文書A/80/10）、国際法委員会第76回会合における作業に関する報告書 11頁 36項および付属書I、国際法に関する海面上昇に関する研究グループ最終報告書）。

362. 当裁判所は、UNCLOS の規定は、気候変動に関連する海面上昇に起因する物理的変化の文脈において、締約国に対し、条約に従って適切に確立された後、その海域区域の基準線および外縁線を示す海図または地理的座標のリストを更新するものではないと判断した。このため、UNCLOS締約国はそのような海図や地理的座標のリストを更新する義務を負わない。

363. 複数の参加者は、海面上昇は小島嶼国の領土の完全性、ひいては国家としての存続にも重大な脅威をもたらすとの見解を示した。彼らの見解では、国家の領土が完全に喪失し、その住民が避難した場合、国家の存続を認める強い推定が適用されるべきである。当裁判所は、国家が成立した後、その構成要素のひとつが消滅しても、必ずしも国家としての地位が喪失するとは限らないとの見解である。

364. 裁判所はすでに、気候変動は人類共通の懸念であり、その悪影響のひとつが海面上昇であることを強調している。また当裁判所は、気候変動の文脈において、各国には協力する慣習法上の義務があることも確認している（140-142項および301-308項参照）。さらに当裁判所は、協力義務は国際連合憲章の中核をなすものであり、特に同憲章の第1条は、国際連合の目的を述べるとともに、「経済的、社会的、文化的または人道的な性格を有する国際問題を解決するために国際協力を達成する」ことを各国に約束している（第115項参照）。当裁判所は、海面上昇は、経済的、社会的、文化的、人道的な側面を含む複数の課題をもたらすものと判断している。したがって、この文脈において協力の義務は特に重要な意味をもち、各国は協力して、この深刻な現象がもたらす悪影響に対処するための適切な措置を講じる必要があるものと判断している。このような協力義務は、国家の相互依存と、その結果生じる諸国民間の連帯の必要性の認識に根差している（上記308項参照）。この点で、海面上昇に対処するための協力は、各国の選択の問題ではなく、法的義務である。

365. 以上のことから、当裁判所は、法的な協力義務は、海面上昇の状況において、影響を受ける国およびその住民の権利を考慮し、衡平な解決策を達成することを視野に入れて協力することを各国に求めていると結論づける。

3. その他の関連文書

366. 当裁判所は、手続参加者の一部が、質問 (a) への回答に最も関連するものとして、海洋環境の保護に関するその他の条約に言及したことに留意する。

367. 前述のとおり（173項参照）、本勧告的意見の目的上、当裁判所は、気候系の保護に関連する可能性のあるすべての条約を取り上げることを求められているわけではない。この点に関し、当裁判所は、気候変動に関連する条約の網羅的なリストを作成することを求めるものではないが、UNCLOSに基づく各国の義務に関する検討は、普遍的、地域的、二国間的のいずれであれ、関連文書の締約国に適用される可能性のある他の義務源の適用可能性を損なうものではないことを強調する。当裁判所は、IMOの後援の下で採択された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約（通

称「MARPOL」）およびその付属書VIなど、他の特定の条約に基づく義務を履行することで、締約国は気候システムの保護に貢献していると考えます。この点に関し、当裁判所は、IMOなど特定の国際機関がそれぞれの分野で温室効果ガスを排出する活動を規制する上で果たす役割の重要性を強調する。

368. また、複数の参加者が、国連海洋法条約に基づく「国家管轄権の及ばない海域における海洋生物多様性の保全と持続可能な利用に関する協定」（通称「BBNJ協定」）に言及したことにも留意する。この協定は2023年6月19日に採択されたが、まだ発効していない。この協定はUNCLOSの実施協定として機能している。国家管轄権の及ばない地域における海洋生物多様性の保全と持続可能な利用を確保するという目的のため、BBNJ協定には、海洋保護区を含む区域ベースの管理手段の確立に関する規定が含まれている。これらの規定は、特に次のような締約国の目的を反映している、

「生物多様性と生態系を保護、保全、回復、維持し、その生産性と健全性を向上させ、気候変動、海洋酸性化、海洋汚染などのストレス要因に対する回復力を強化する」（第17条(c)）。

この協定の発効までの間、署名国および締約国は、条約法に関するウィーン条約第18条に反映されているように、同条約に定義されているように、その目的および趣旨に反する行動をとらない義務を負う。

F. 国際人権法に基づく国家の義務

369. 当裁判所は、総会から提出された質問の冒頭部分において、ICCPR、ICESCR、および世界人権宣言で認められた権利に「特別な配慮」を払うよう裁判所が求められていることを想起する。決議はまた、児童の権利に関する条約（前文第5項）の「重要性を強調」している。

370. 国際人権法に基づく国家の義務について言及した参加者は、国際人権法がそれ自体として、気候変動に関する国家の義務を課すかどうかについて、さまざまな見解を示した。ほとんどの参加者は、そのような義務は存在すると主張したが、一部の参加者は、国際人権法はそれ自体として、気候システムやその他の環境要素を保護する独立した義務を課すものではないと主張した。

371. 当裁判所は、国家は国際人権法に基づき、個人及び人々の権利を尊重し、保護し、その享受を確保する義務を負っていることを指摘する。人権は個人と人々の保護に焦点を当てたものであり、特定の活動分野に限定されるものではない。総会が提起した質問に答えるため、裁判所はまず、気候変動が人権の享受に及ぼす悪影響について検討する。続いて、人権としての清潔で健康的で持続可能な環境への権利を人権として扱う問題を取り上げる。その後、国際人権法の適用範囲の領土的範囲について検討する。これらの検討を踏まえ、当裁判所は、国際人権法に基づき、国家が気候システムおよびその他の環境の保護に関する義務を負うかどうかについて検討する。

1. 気候変動が人権の享受に及ぼす悪影響

372. 参加者は、気候変動の悪影響は人権の完全な享受を妨げているという見解を概ね共有している。

373. 環境は人間生活の基盤であり、現在および将来の世代の健康と幸福はこれにかかっている（核兵器の威嚇または使用の合法性、勧告的意見、*I. C. J. Reports 1996 (I)* 241頁 29項参照）。したがって、当裁判所は、環境の保護は、国際連合憲章第1条第3項に定める国際連合の目的のひとつである人権の享受の前提条件であると考えます。

374. 当裁判所はさらに、パリ協定の前文において、次のように記されていることを想起する。

「気候変動は人類共通の懸念事項であり、締約国は、気候変動に対処するための行動をとる際には、人権、健康に対する権利、先住民族、地域社会、移民、子ども、障害者、脆弱な状況にある人々、発展に関する権利、さらにはジェンダー平等、女性のエンパワーメント、世代間の公平性お尊重し、促進し、考慮すべきである」

375. 人為的な温室効果ガスの排出は、気候系および環境の他の部分に対して悪影響を及ぼしている。IPCCは、人間集団の脆弱性と生態系の脆弱性との相互依存関係を強調している（IPCC、気候変動2023：総合報告書 97-99頁 4.3節； IPCC、2022年『気候変動2022：影響、適応、および脆弱性』、気候変動に関する政府間パネルの第6次評価報告書における作業部会IIの貢献（以下「IPCC、2022年代2作業部会の貢献」）9-13頁；また、上記73項も参照）。気候系およびその他の環境の劣化は、人権法によって保護されている一連の権利の享有を阻害する。

376. したがって、当裁判所は、特に、海面上昇、干ばつ、砂漠化、自然災害などの事象を通じて個人の健康や生活に与える影響を含む気候変動の悪影響は、特定の人権の享有を著しく損なう可能性があると考えます。当裁判所はこれらの権利のすべてを網羅的に検討するものではないが、そのいくつかを検討する。

377. 気候変動の悪影響は、さまざまな形で生命の権利の享受を損なう可能性がある。生命権は、世界人権宣言第3条で認められている。また、国際人権規約（ICCPR）の第6条において「すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する」と規定され、子どもの権利条約の第6条においても「すべての子どもは、生命に対する固有の権利を有する」と認められている。この権利の尊重、保護、実現は、これらの条約の締約国が、人為的な温室効果ガスの排出により引き起こされる気候変動の悪影響から環境を保全し、保護するための措置を講じることにかかっている。人権委員会は、「環境の悪化は、生命に対する権利の効果的な享受を損なう可能性があり、深刻な環境の悪化は生命に対する権利の侵害につながる可能性がある」と指摘している（*Teitiota v. ニュージーランド*、2019年10月24日、文書 CCPR/C/127/D/2728/2016 9.5項）。同委員会は、生命権に関する一般意見第36号において、次のように述べている。

「環境の悪化、気候変動、持続不可能な開発は、現在および将来の世代が生命に対する権利を享受する能力に対する最も差し迫った深刻な脅威の一部を構成する。したがって、国際環境法の下での締約国の義務は、規約第6条の内容を決定する際に考慮されるべきである。締約国は、生命の権利を尊重し、保障する義務も、国際環境法に基づく関連義務の履行に反映されるべきである。生命権、特に尊厳ある生命を尊重し保障する義務の実施は、公的・私的行為者によって引き起こされる環境の破壊、汚染、気候変動から環境を保護するための締約国が講じる措置に依存する。（第36号一般意見（第6条：生命権）、2018年10月30日 国連文書 CCPR/C/GC/36、第62項 脚注省略。）

378. 当裁判所は、個人の生命を危険にさらす可能性が高い気候変動の結果として生じる状況は、他国に安全を求めたり、自国への帰還を妨げたりする可能性があるものと判断する。裁判所は、個人を母国に送還した場合、国際人権規約第6条に違反する生命の権利に対する回復不能な危害の現実的な危険があるとの相当な根拠がある場合、国家は非送還の原則に基づき義務を負うものと判断している（人権委員会、*Teitiota v. New*

Zealand 2019年10月24日 国連文書CCPR/C/127/D/2728/2016、9.11項）。

379. 当裁判所は、気候変動は個人の健康権を享受する能力にも脅威を及ぼすと考えている。「すべての人々が、可能な限り最高の身体的および精神的健康を享受する権利」は、ICESCR第12条によって保護されている。経済的、社会的及び文化的権利委員会は、この権利は、国家に対し、空気、水、土壌を違法に汚染しないよう求めることを含むと強調している（経済的、社会的及び文化的権利委員会、一般意見第14号：最高水準の健康の権利（第12条）、2000年8月11日、国連文書E/C.12/2000/4、34項）。人権理事会は、気候変動の悪影響が、達成可能な最高水準の身体的および精神的健康を享受する権利を含む人権の有効な享受に多様な影響を及ぼすことを強調している（人権理事会、決議53/6、2023年7月12日、第17項）。さらにWHOは、気候変動が「21世紀のグローバルヘルスにとって最大の脅威」となる可能性があることを指摘している（WHO、健康、環境、気候変動、事務局長報告書、第71回世界保健総会、2018年4月9日、文書A71/10、3-7項参照）。このように、健康に対する権利と個人が生活する環境条件との間には密接な関係がある。従って、国家は、健康に対する権利の享有を確保する環境条件を促進する責任を負っている。この権利は、世界人権宣言第25条及び子どもの権利条約第24条第1項によっても保護されており、同条項は、「子どもは、可能な限り最高の健康水準を享受する権利を有する」と明記している。

380. 当裁判所は、環境と適切な生活水準の権利との間には密接な関連性があると考えている。この適切な生活水準の権利は、国際人権規約（ICESCR）第11条および世界人権宣言第25条に規定されるように、食料、水、住居へのアクセスを含むものである。人権理事会は、気候変動がこれらの権利の有効な享受を妨げる可能性があることを強調している（人権理事会、2023年7月12日決議53/6、前文；2022年7月7日決議50/9、前文）。

381. 当裁判所は、ICCPR第17条で保護されるプライバシー、家族および住居の権利の享受は、気候変動の悪影響によって妨げられる可能性が高いと考える。裁判所は、国家が気候変動の悪影響に対処するための適切な適応措置を適時に実施しないことは、プライバシー、家族および住居の権利を侵害する可能性があると考えている（ダニエル・ビリーほか対オーストラリア（トレス海峡諸島の請願）2022年7月21日、国連文書、CCPR/C/135/D/3624/2019、8.9-8.12項）を参照）。

382. 気候変動はまた、女性、子ども、先住民族の権利の享受を損なう可能性がある（「人権と気候変動」に関する共同声明、女性差別撤廃委員会、経済的、社会的及び文化的権利委員会、すべての移住労働者とその家族構成員の権利保護委員会、子どもの権利委員会、障害者の権利委員会、2019年9月16日、3項；人権と気候変動、人権理事会決議53/6（2023年7月12日）も参照。人権理事会、国連人権高等弁務官事務所による気候変動と人権の関係に関する報告書、2009年1月15日、UN doc. A/HRC/10/61、42項以降を参照のこと。上記で述べたように、パリ協定の前文では、締約国は気候変動に対処するための行動をとる際、先住民族、地域社会、移民、子ども、障害者、脆弱な状況にある人々の権利や男女平等を尊重し、促進し、考慮すべきであると規定されている（374項参照）。

383. 女性に対する差別撤廃委員会は、気候変動に関する緩和策と適応策は、「実質的平等と非差別、参加とエンパワーメント、説明責任と司法へのアクセス、透明性と法の支配という人権原則に従って設計され、実施されるべきである」と述べている（（気候変動の文脈における災害リスク軽減の性別関連次元に関する一般勧告第37号、2018年3月7日、UN doc. CEDAW/C/GC/37、第14項）。

384. 当裁判所はさらに、国連人権高等弁務官事務所が、極端な気象現象と水不足の深刻化がすでに栄養不良や乳幼児の死亡率や罹患率の主な要因となっていることを指摘している（人権理事会、国連人権高等弁務官事務所の「気候変動と人権の関係に関する報告書」、2009年1月15日、国連

文書 A/HRC/10/61、48項) ほか、IPCCは、女性と先住民が気候変動の影響により深刻な影響を受ける可能性があることを明らかにしている (IPCC, 2007, *気候変動 2007: - 112 - 影響、適応、脆弱性*, IPCC 第4次評価報告書への第2作業部会の寄与, 398頁; IPCC, 2022年, *作業部会IIの寄与、水、技術的要約* B.3.5、B.4.1、B.4.4、B.5およびB.7; IPCC, 2023年, *政策決定者向け要約* 31頁 ステートメントC.5.3、および15頁 ステートメントB.2.4)。したがって当裁判所は、このような集団の人権の享受が、気候変動の悪影響によって影響を受けるリスクがあると判断する。

385. 最後に、当裁判所は、気候変動の悪影響に関する国際人権法の適用について、地域の人権裁判所の判決で取り上げられていることを指摘する (特に、米州人権裁判所、*勧告的意見 OC-32/25*, 2025年5月29日、シリーズA 第32号; 欧州人権裁判所、*Verein KlimaSeniorinnen Schweiz* ほか対スイス事件、大法廷、2024年4月9日判決、申請番号53600/20; 米州人権裁判所、*ラ・オロヤ住民対ペルー事件*、予備的異議、本案、賠償及び費用、2023年11月27日判決、シリーズC第511号) など) および国内裁判所において取り上げられている。

386. 以上のことから、当裁判所は、気候変動の悪影響は人権の効果的な享受を損なう可能性があると考ええる。

2. 清浄で健康的かつ持続可能な環境に対する権利

387. 当裁判所は、多くの参加者が清浄で健康的かつ持続可能な環境に対する権利の存在について議論したことに留意する。

388. 人間と環境との密接な関係は、1968年の総会決議2398 (XXIII) (上記パラグラフ51参照) 及び1972年のストックホルム宣言で認識され、その原則1では次のように宣言されている。

「人間は、その環境の創造者であり、またその環境によって物理的な栄養を与えられ、知的、道徳的、社会的、そして精神的な成長の機会を与えられている。.... 人の環境の自然的側面と人工的側面は、人間の幸福と生命そのものの権利を含む基本的人権を享受するために不可欠である。

さらに、リオ宣言の原則1は、「人間は、.... 自然との調和のなかで健康で生産的な生活を営む権利を有する」と述べている。

389. 1994年に人権委員会は、環境の悪化と人権との関連性を認めた (クセンティニ報告書、1994年7月6日、国連文書E/CN.4/Sub.2/1994/9、第V章 42~57頁 161~234項)。当裁判所は、人権が不可分、相互依存かつ相互に関連していると認識されてきたことを想起する (1993年ウィーンで開催された世界人権会議の宣言と行動計画、第5項参照)。したがって、当裁判所は、人権を有する者が清潔で健康的で持続可能な環境で生活することができなければ、多くの人権の有効な享受が完全に実現されないものと考ええる。

390. 当裁判所は、いくつかの地域の人権条約が、さまざまな表現によるが、清浄で健康的で持続可能な環境への権利を認めていることに留意する。アフリカ人権・人民の権利憲章は第24条で「誰もが、その発展に資する全体的に十分な環境に対する権利を有する」と規定している。同様に、アラブ人権憲章第38条は、「すべての人は、自身とその家族の幸福と尊厳のある生活を保障する、適切な生活水準と安全な環境に対する権利を有する」と明記している。経済的、社会的及び文化的権利の分野におけるアメリカ人権条約の追加議定書 (サンサルバドル議定書) も同様に、第11条で「すべての人は、健康的な環境の中で生活する権利を有する」と定めている。

391. 清浄で健康的な環境を享受する権利の重要性は、100を超える国が様々な表現で定めた規定で、この権利を憲法または国内法に明記しているという事実によって強調されている（人権理事会、健康的な環境を享受する権利：優良事例、安全で清潔かつ健康的で持続可能な環境の享受に関する人権義務の問題に関する特別報告者報告書、2019年12月30日、国連文書 A/HRC/43/53, Annex II）。この文脈において、いくつかの地域裁判所および国内裁判所が、清浄で健康的かつ持続可能な環境に対する権利について判決を下している。人権理事会の普遍的定期審査では、多くの国が清潔で健康的かつ持続可能な環境に対する権利の実施方法について言及した。

392. 総会は、2022年7月28日の決議76/300（1項）において、「清浄で健康的かつ持続可能な環境に対する権利を人権として認める」と明記しており、これがこの権利の承認を示す証拠となっている。実際、この決議は、賛成161票、棄権8票、反対0票で採択され、「大多数の国が、国際協定、国内憲法、立法、法律、政策を通じて、清浄で健康的で持続可能な環境への権利を何らかの形態で認めている」と指摘し（前文第20項）、この権利は「他の権利と関連している」と指摘している（第2項）。この点で、この決議は「すべての基本的人権の享受のための清浄で健康的で持続可能な環境の重要性」（第18前段落）を確認し、各国がこの権利に付与する重視性を示している（人権理事会決議48/13「清浄で健康的かつ持続可能な環境に対する人権」（2021年10月8日）も参照）。

393. 以上のことから、当裁判所は、清浄で健康的かつ持続可能な環境は、生命への権利、健康への権利、水・食料・住居へのアクセスを含む適切な生活水準への権利など、多くの基本的人権を享受するための前提条件であるとの見解である。清浄で健康的で持続可能な環境を享受する権利は、人権と環境保護との相互依存関係から生じる。したがって、人権条約の締約国がこれらの権利の効果的な享受を保障する義務を負っている限り、清浄で健康的で持続可能な環境に対する権利を人権として保障することなくして、これらの義務を果たすことは困難であると考えられる。清浄で健康的かつ持続可能な環境に対する人権は、他の人権の享有に内在するものである。よって、当裁判所は、国際法上、清浄で健康的で持続可能な環境に対する人権は、他の人権の享受に不可欠であると結論づける。

3. 人権関連条約の適用範囲

394. 当裁判所は次に、質問（a）の回答に関連する、特定の普遍的人権条約の領域的範囲に関する問題について検討する。普遍的人権条約の領土的適用範囲の問題は、各条約の具体的条項に照らして検討されなければならない。当裁判所はこれまでに、国家が自国の領土外において司法権を行使する場合に、人権条約が適用されることを認めてきた。

395. 国際人権規約（ICCPR）第2条第1項は、「この規約の各締約国は、その領土内及びその管轄下にあるすべての個人に対し、この規約において認められる権利を尊重し、確保することを約束する」と規定している。

396. パレスチナ占領地における壁建設の法的帰結に関する勧告的意見において、裁判所は、国際人権規約第2条第1項は、「国の領域内に存在する個人と、その領域外に存在するがその国の管轄権に服する個人の両方を対象とする」と解釈できると指摘した（*I. C. J. Reports 2004 (I)*, p. 179, 108項）。国家の司法管轄権は主として領域内にあるが、時には領域外でも行使されることがあると指摘し、さらに同裁判所は、国際人権規約の目的および趣旨を考慮すれば、締約国が自国の領域外で司法権を行使する場合、その国は国際人権規約の規定を遵守する義務を負うべきであると判断した（同上、109項）。

397. 当裁判所は、ICCPR第2条第1項のこの解釈は、国家が外国の領土について司法権を行使する場合にICCPRが適用されたとした人権委員会の慣行と一致していることに留意する（*占領パレスチナ地域における壁建設の法的帰結、勧告的意見、I. C. J. Reports 2004 (I)*, 179頁 109項）。この解釈は、ICCPRの立法経緯と一致している。裁判所によると、ICCPRの起草者は、「国家が自国の領土外で司法権を行使する場合に、その義務から逃れることを認める意図はなかった」（同上）。むしろ、それらは「国外に居住する者が、その出身国に対して、その国の管轄権に属さない権利を主張することを防止することのみを目的としている」とされている（同上）。

398. この点について、当裁判所は、国際人権規約は「国家が自国の領土外についてその司法権を行使して行った行為について適用される」と結論付けた（*占領下パレスチナ領土における壁建設の法的効果、勧告的意見、I. C. J. Reports 2004 (I)* 180頁 111項）。

399. 同裁判所は、2005年の「*コンゴ領土における武力活動に関する判決（コンゴ民主共和国対ウガンダ）*」（*I. C. J. Reports 2005* 243頁 216項）、および2024年7月19日の「*東エルサレムを含むパレスチナ占領地におけるイスラエルの政策および慣行から生じる法的帰結に関する勧告的意見*」（99項）において、これらの所見を繰り返し述べている。

400. 国際人権規約（ICESCR）に関して、当裁判所は「その適用範囲に関する規定は含まれていない」とし、次のように付け加えている。

「このことは、この条約が本質的に領土的な権利を保障しているという事実によって説明できるかもしれない。ただし、この条約が、締約国が主権を有する地域と、その国が領域的管轄権を行使する地域の双方に適用されることを排除するものではない。したがって、第14条は、締約国となった時点で、その首都圏地域又はその管轄下にある他の地域において、無償の義務教育を保障することができなかった場合の移行措置を定めている。（*パレスチナ占領地における壁建設の法的帰結、勧告的意見、I. C. J Reports 2004 (I)* 180頁 112項。）

401. さらに、子どもの権利条約に関しては、裁判所は、同条約第2条が「締約国は、…に定められた権利を尊重し、保障するものとする」と規定していることを指摘し、この条約は「占領下パレスチナ領土内」にも適用されるものと結論付けた（*占領下パレスチナ領土における壁の建設の法的効果、勧告的意見*）。条約に定められた権利を尊重し、保障するものとする」と規定していることを指摘し、この条約はしたがって「占領されたパレスチナ領土内」において適用されるものと結論付けた（*占領されたパレスチナ領土における壁の建設の法的帰結、勧告的意見、国際司法裁判所報告書2004年 (I)* 181頁 113項）。

402. 今回の勧告的手続の文脈において、そのような判断は、各条約の規定に依存するため、裁判所は、ある国が自国の領域外で司法権を行使しているとみなされる具体的な状況を判断する必要はない。この点に関して、人権条約の適用範囲と慣習法の適用範囲は別個のものであることを、当裁判所は強調する。

403. 気候変動が人権の享有に及ぼす悪影響を考慮し、当裁判所は、気候系およびその他の環境の保護なしには、人権の完全な享受を確保することはできないと判断する。人権の効果的な享受を保証するために、国家は気候系およびその他の環境の保護のための措置を講じなければならない。このような措置には、とりわけ、人権の保護に十分に配慮した緩和措置及び適応措置を講じることや、基準や法律の制定、民間事業者の活動の規制などが含まれる。国際人権法に基づき、国家はこのような観点から必要な措置を講じなければならない。

404. 当裁判所は、国際人権法、気候変動条約その他の関連する環境条約および国際慣習法に基づく関連する義務は、相互に影響を与え合うものであると判断している（上記309～315項参照）。したがって、国家は、気候変動条約および慣習国際法に基づく義務を実施する際には、国際人権法に基づく義務を考慮しなければならない。同様に、国家は、人権義務を実施する際には、気候変動条約その他の関連する環境条約および国際慣習法に基づく義務を考慮しなければならない。関連環境条約、国際慣習法の下での義務と同様に、人権義務を履行する際にも、気候変動条約やその他の関連環境条約、慣習国際法の下での義務を考慮しなければならない。

V. 裁判所に提出された質問 (B) : 国家の行為および不作為から生じる法的結果 気候系および環境の他の部分に重大な損害を与える行為および不作為から生じる法的帰結

405. 当裁判所は次に、質問 (b) に移る。その関連部分は次のように規定されている：「これらの義務の下で、国家及び現在と将来の世代のために、人為的な温室効果ガス（GHG）の排出によって気候系および環境のその他の部分の保護を確かなものとするため、どのような国際法上の義務を負うか」当裁判所は、前述の通り（104～106項参照）、この質問は、質問 (a) に関連して特定された義務のいずれかを違反した国家に生じる法的帰結に関するものであると考える。裁判所が上記で指摘したように（104項参照）、質問 (b) における「法的結果」という用語は、国家の国際法違反行為から生じる法的結果を指し、国家責任に関する主要な規則および慣習法に基づいて確定されるものである。国際法によって禁止されていない行為から生じる損害を規律する規則や原則は、質問 (b) の範囲には含まれないため、当裁判所はこれについて言及しない。

406. さらに、本意見において、気候系に生じた損害に対する国家または国家グループの個別責任を確立することは、当裁判所の任務ではない（上記107-110項参照）。そのような責任は、個々のケースにおいて確立されるものである。当裁判所の見解では、質問 (b) に関して、本意見書の目的は、「温室効果ガスの人為的排出から気候系および他の環境の保護を確保する」義務に違反した場合の国家の責任を規律する一般的な法的枠組みを明確にする回答を提供することにある。換言すれば、当裁判所の任務は、気候系の保護に関する義務に違反した国家または国家グループに責任があるかどうか、違反した国家または国家グループが他の国家または国家グループの責任を問うことができるかどうか、そしてそのような違反があった場合に損害を受けた国家または国家グループに利用可能な救済措置を特定することである。

A. 適用法

407. 当裁判所は、質問 (b) が適用される義務は、様々な条約、特に気候変動に関する条約において定められた義務および質問 (a) で検討された慣習国際法の規則に基づく義務であると考え。国際慣習法上の国家責任に関する規則は、その行為または不作為によりこれらの義務に違反した国家に対する法的帰結の決定にも適用される。この点に関して、当裁判所は国家責任に関する国際法委員会（ILC）の条項に依拠してきたことを想起する。これらの条項は、多くの点で国家責任に関する慣習法規則を反映している（例えば、1965年のモーリシャスからのチャゴス諸島の分離の法的効果に関する勧告的意見、国際司法裁判所報告書2019年（I）138-139頁、177項；占領下パレスチナ領土における壁の建設の法的効果、勧告的意見、国際司法裁判所報告 2004（I）、195頁、140項）。

408. 気候変動条約の枠組みにおける主要な義務に関し、当裁判所は、人為起源の温室効果ガスからの気候系の保護に関して、気候変動枠組み条約、京都議定書、パリ協定の下で、多くの法的義務を特定した（上記268～270項参照）。これに反する特別な規定がない限り、(a) で特定された義務に違反があった場合、国家責任に関する規定に基づき、当該国の責任が問われる可能性がある。

409. 国際慣習法上の義務に関して、当裁判所は、気候変動に関連する国家の最も重要な義務は、気候系および他の環境部分に対する重大な被害を防止する義務であり（上記132-139項参照）、この義務は、気候変動条約の締約国でない1、2の国を含めすべての国家に適用されることを指摘する。この義務及び質問(a)で特定されたその他の行動義務に基づき、国家は、単に望ましい結果が達成されなかったというだけで責任を負うわけではない。むしろ、重大な危害を防止するために、国家がその力の及ぶ限りの措置を講じなかった場合に、責任が生じる。この点において、*具体的な状況*において、評価される相当な注意（due diligence）の概念が遵守の判断基準となる（上記137項参照）。したがって、気候系を含む環境への重大な危害を防止する相当な注意の履行において、注意義務を履行しない国は、その責任を伴う国際的な不法行為を構成することになる。

410. 当裁判所は、気候変動という文脈において、国家責任に関する一般規則が適用されるのか、あるいは、質問(a)で特定された国家の義務違反から生じる法的帰結が、気候変動条約の枠組みによってのみ、あるいは主に規律されるのかについて、本手続の参加者の見解が分かれていることを指摘する。参加者間の意見の相違は、気候系および環境の他の部分を保護する義務に違反した場合の法的影響に関して、特別法（lex specialis）が適用されることにより、国家責任に関する慣習法が除外されるかどうかという点にある。この意見の相違は、気候変動条約に定められた国際法の主要な規則が、国際法の慣習規則やその他の規則に見られる義務に関して特別法を構成するかどうかという問題に関する参加者の主張とは異なるものである（上記163項参照）。この問題は、気候変動条約に基づく主要な義務が他の国際法の規則に基づく国家の義務に関して特別法を構成しないという裁判所の結論によっても解決されない（上記164-171項参照）。

411. この点に関して、当裁判所は、質問(a)に関し、特別法の原則の適用が、気候変動条約による他の主要な国際法の規則の一般的排除をもたらすものではないという結論を想起する（上記171項参照）。質問(b)における国家責任に関する規則の適用可能性の問題について、当裁判所は、これらの規則は「明確に表現された特別法がない場合には、問題となっている不法行為の性質によって変化するものではない」（*ジェノサイドの犯罪の防止及び処罰に関する条約の適用（ボスニア・ヘルツェゴビナ対セルビア・モンテネグロ）*、判決、*I. C. J. Reports 2007 (I)* 209頁 401項）。したがって、国際法上の国家責任に関する一般原則は、国際法上の特別規則によって、国際法違反行為の成立要件、または国家の国際責任の内容または履行が規律されている場合、その範囲において適用されない。特別法優先の原則が適用されるためには、「実際の矛盾が存在するか、... または一方の規定が他方を排除する明確な意図が存在する」必要がある（国際法委員会『国家責任に関する国際法原則』第55条第4項の解説、140頁参照；また、上記第167項参照）。国家が特別規則に合意することで国家責任に関する一般規則から逸脱したかどうかは、各特別制度における解釈の問題である。

412. 従って、当裁判所は、国家責任に関する一般規則の適用を変化させたり、除外したりするような特別法を定める明白な意図が、気候変動条約の枠組み自体に見出されなければならないと考える（上記162-171項参照）。このような解釈は、解釈の対象となる文書の目的および趣旨を考慮に入れなければならない。これらの特別な規則とその運用は、関連する文書の解釈から明らかでなければならないだけでなく、除外の範囲を決定するのも特別な規則による。

413. 参加者は、気候変動条約の枠組みが国家責任に関する特別法を構成するという命題に対して、主に2つの論拠を提出した。第一は、パリ協定第8条と第15条に含まれる手続きメカニズムに関するもので、それぞれ「損失と損害」と「遵守」に関するものである。第二はUNFCCC第14条に関するもので、同条約の下での紛争解決メカニズムを定めており、京都議定書（第19条）とパリ協定（第24条）の両方に盛り込まれている。当裁判所は、これらのメカニズムが特別法に該当するかどうかを確認するため、それぞれのメカニズムを検討する。

414. 当裁判所は、損失と損害のメカニズムを定めたパリ協定の第8条には、次のような規定があることを想起する：

2. 気候変動の影響に伴う損失と損害に関するワルシャワ国際メカニズムは、本協定の締約国会議としての締約国会議の権限と指導に従うものとし、本協定の締約国会議としての締約国会議の決定に基づき、強化及び充実にすることができる。

3. 締約国は、気候変動の悪影響に伴う損失および損害に関して、ワルシャワ国際メカニズムなどを通じて、協力と促進の観点から、理解、行動、支援を強化すべきである（強調を追加）。

当裁判所は、第8条は、気候変動の悪影響に伴う損失と損害に関して、協定の締約国に対し、同条で設立されたメカニズムの利用を含め、協力的かつ促進的なアプローチを採用するよう奨励していることに留意する。しかし、同条は、「必要に応じて、協力的かつ促進的な基礎の上に」という表現が、補償や責任よりも協力を強調していることから、そのような損失と損害に関する締約国の責任や補償の問題については触れていない。

当裁判所は、第8条が、気候変動の悪影響に関連する損失と損害に関して、同条項に基づいて設立されたメカニズムによることを含め、協力的かつ円滑なアプローチを採用するよう、協定の締約国に促していることを指摘する。しかし、同条項は、そのような損失や損害に対する締約国の責任や補償の問題には触れていない。なぜなら、「適切な場合には、協力的かつ円滑に」という表現は、補償や責任よりもむしろ協力を強調しているからである。

415. この解釈は、パリ協定を採択したCOP決定51項で確認されており、同項は、「協定8条は、いかなる責任または賠償を伴うものでも、その根拠となるものでもない」（決定書1/CP.21, 2015年12月12日、国連文書FCCC/CP/2015/10/Add.1, 8頁 51項）。さらに、損失と損害に対応するための基金が「補完的かつ追加的な支援の提供する」ことに限定されていることは、締約国が基金の拠出を国家責任に根拠づけない意図を明確にしている（決定 5/CMA.5、決定書 2/CP.27 および 2/CMA.4 の2-3項で言及された損失と損害に対応するための基金を含む新しい資金の運用開始、2023年12月6日、国連文書FCCC/PA/CMA/2023/16/Add.1、附属書 I、基金の運営文書、39頁 7項）。従って、当裁判所はパリ協定第8条には、国家責任に関する一般規則の適用を排除するような、明確に表現された特別規定を見出すことはできない。

416. パリ協定第15条に目を向けると、同条第1項にはパリ協定の実施と遵守を促進する権限を有するパリ協定実施・遵守委員会（PAICC）が設置されており、同委員会は協定の実施を促進し、遵守を促進する権限を有している。しかし当裁判所は、この遵守メカニズムには紛争を解決したり、救済措置を定めたりする権限はないと見る。当裁判所の見解では、このメカニズムには国家責任を決定する権限はない。この解釈は、第15条第2項がPAICCを「透明性があり、対立的ではなく、懲罰的でない」メカニズムであると定めていることから確認される。したがって当裁判所は、パリ協定第15条には、国家責任に関する一般規則の適用を排除するような、明確に表現された特別規定を見出すことはできない。

417. パリ協定第24条に基づく紛争解決スキームは、損失損害メカニズムとPAICCがパリ協定の規定違反に関する紛争に対処するための特別な制度として設計されたものではないという結論をさらに裏付けるものである。パリ協定第24条は、「（枠組み）条約第14条の紛争解決に関する規定は、本協定に準用する」と定めている。思い起こせば、UNFCCC第14条は、特に、UNFCCCの解釈または適用に関する紛争を、当裁判所または仲裁によって解決することを定めた妥協条項である。UNFCCC第14条およびパリ協定第24条は、この妥協条項に基づき管轄される機関が適用すべき特別な規則に言及していないため、当裁判所は、気候変動条約の規定違反があった場合に当裁判所または潜在的な

仲裁裁判所が適用すべき規則は、慣習国際法に基づく国家責任に関する一般規則であると考える。

418. したがって当裁判所は、気候変動条約の条文、文脈、目的および趣旨は、締約国が国家責任に関する一般規則を除外する意図を有していたことを支持するものではないと判断する。特に、当裁判所は、第8条および第15条、またはそれに基づく手続きメカニズムにおいて、パリ協定の締約国側が条約義務違反に対する国家責任に関する国際慣習法の規則を逸脱させるという明白な意図を示す証拠はないと判断する。

419. さらに当裁判所は、気候変動条約の締約国となっただけの国が、国家責任に関する慣習国際法の規則を引き続き適用することを確認する宣言を行ったことを想起する。当裁判所の見解では、これらの宣言は、気候変動条約が国家責任に関する一般国際法を逸脱したり、置き換えたりするものではないという解釈を支持するものである。この解釈はまた、ある加盟国が提出した質問に対する回答の大多数においても支持されている。

420. したがって当裁判所は、気候変動条約の下での義務違反に対する責任、および気候変動の悪影響に関連する損失と損害に対する責任は、国際慣習法の下での国家責任に関する確立された規則を適用することによって決定されるべきであると結論づける。

B. 気候変動における国家責任の決定

421. 当裁判所は、気候変動は、複数の国が長期にわたり責任を負う可能性のある、極めて複雑かつ多面的な現象であることを想起する。気候変動から生じる損害の未曾有の性質と規模は、国家責任に関する慣習法の適用に関する特別な問題を生じさせる。その理由は、温室効果ガス（GHG）の排出濃度は、特定の国または複数の国と特定または関連付けられる単一の活動または活動群によって生成されるものではないからである。さらに、気候システムに損害を与えるのは、人為的なものを含む温室効果ガスの集団的かつ累積的な効果である。一般に、すべての国家はこれらの排出に寄与し、気候変動の影響を受けるが、国々は温室効果ガスの大気中濃度への寄与度が著しく異なり、気候変動の影響も異なる点に留意する必要がある。裁判所は、総会への回答の一部として、気候変動のこれらの特殊な特徴が国家責任に関する慣習法規則の適用に与える影響に関するいくつかの問題について検討する必要があると判断した。

422. このような問題の中でも特に重要なのは、気候変動の特殊性を踏まえた明確化が必要な、帰属と因果関係に関する問題である。実際、国家責任に関する規則の下では、国家に帰属する行為または不作為のみが国際責任を生じさせるため、このような明確化の必要性は自明である。さらに、賠償が請求される場合には、賠償請求の対象となる損害が、事実上および法的に、国家によって引き起こされたものであることを示されなければならない。

423. 気候変動の文脈において生じる関連する問題は、時間的側面に関するものである。なぜなら、問題（a）で特定された義務の違反は、必ずしも時間的に限定された単一の行為または不作為によって発生するわけではないからである。参加者は、時間的側面に関する問題について異なる見解を示した。裁判所は、この問題には、相互に関連しつつも異なる二つの側面があることを指摘する。第一に、人為的な温室効果ガス（GHG）排出から気候システムを保護する国家の国際的義務の時間的範囲。第二に、国家によるそれらの国際的義務の違反の時間的範囲である。後者について、一部の参加者は、国家の責任に関する規則（国家責任に関する国際法委員会（ILC）の国家責任に関する記事第14条）および複合行為に関する規則（同記事第15条）に依拠し、国家の気候システム保護義務の違反の特定における決定的な日時の正確な決定に関する課題に対応しようとした。前述の通

り、義務の時間的範囲の問題および関連する義務の違反の問題は、国家責任の認定における具体的事案の評価の要素を構成し（上記第97項参照）、本勧告的意見の適用範囲を超えている。

424. これとは対照的に、当裁判所は、参加者の見解が分かれているために明確化を必要とする帰責性や因果関係に関する一般的な問題については、国家の行為について個別的な評価を行う必要はないと考える。従って、当裁判所は、これらの手続で提起されたそれぞれの規則の適用可能性と運用についての特定の問題について、以下で取り上げる。

1. 帰属 (attribution) に関する問題

425. 冒頭、当裁判所は、これらの訴訟手続において「帰属 (attribution)」という用語が異なる意味で使用されていることを明らかにしておきたい。気候科学の分野における帰属とは、「ある変化や事象に対する複数の原因因子の相対的な寄与を、信頼性の評価とともに評価するプロセス」を意味するが（IPCC、2021年、*気候変動2021：物理科学的根拠*、気候変動に関する政府間パネル第6次評価報告書第1作業部会の寄与、第VII章、用語集、2219頁）、国家責任の決定における帰属とは、国際法上、「ある行為や不作為を国家に帰属させる操作」を意味する。（国際法委員会『国家責任に関する国際法原則』第2条第12項の解説、36ページ参照）。後者の意味での帰属は、国際法上の不法行為を認定するために必要な要素の一つであり、すべての国際法上の請求は、特定の国家の国際法上の責任を確立するために帰属を要するといえる。

426. 一部の参加者は、気候変動の文脈において国家責任に関する規則の適用は困難であるとの見解を表明した。これは、温室効果ガスの排出そのものが国際法上違法な行為に該当しないため、その帰属に困難が生じるためである。また、責任を有する国家と被害を受けた国家が多数であるため、帰属を困難に、場合によっては不可能にするとの主張もなされた。他の参加者は、国際法委員会（ILC）の国家責任に関する条文第4条から第11条に反映されている帰属に関する一般的な法的枠組みを適用する際に困難はないと指摘し、国家に帰属する行為には、化石燃料の生産と消費を促進する法律、政策、プログラム（決定を含む）の採択、および国家の管轄または管理下にある温室効果ガス排出を適切に規制しないことが含まれると述べた。

427. 国家の行為や不作為の帰属に関して主張される困難を検討するに当たり、当裁判所はまず、帰属は国際法によって定められた基準に基づいて行われるべきであることを強調しておく。当裁判所の見解では、「国家のいかなる組織の行為も、その国家の行為とみなされなければならない」という「国際法の確立されたルール」（*コンゴ（民主共和国）対ウガンダ事件における武力行使に関する判決*、*国際司法裁判所判決集2005年*、242頁、213項、引用：*人権委員会特別報告者の法的措置からの免除に関する紛争、勧告的意見*、*国際司法裁判所報告書1999（I）* 87頁、62項）は、気候変動の文脈でも適用可能である。国家が、温室効果ガス（GHG）の排出から気候システムを保護するための適切な措置を講じないこと（化石燃料の生産、化石燃料の消費、化石燃料探査許可の付与、または化石燃料補助金を提供することを含む）は、当該国家に帰属する国際法違反行為を構成する可能性がある。裁判所はまた、問題となっている国際法違反行為は、温室効果ガスの排出そのものではなく、質問（a）で特定された人為的な排出による気候系への重大な損害（harm）から気候系を保護する義務の違反であることを強調している。

428. また、温室効果ガスの排出をもたらす民間事業者（private actors）の行為は、国家に帰属しないと主張する参加者もいた。民間主体との関係では、当裁判所は、質問（a）の下で特定した義務には、相当な注意（due diligence）の問題として民間主体の活動を規制する国家の義務が含まれると指摘する。したがって、この文脈における帰属とは、規制するにあたっての相当の注意の履行を怠った国家自身の行為または不作為を、国家に帰属させることを意味する。このような状況では、民間事業者の行為を国家に帰属させるかどうかという問題は生じない。規制義務の遵守を評価

する法的基準や、帰責事由となる行為や不作為の性質は、いくつかの事例で裁判所によって示されている（ウルグアイ川沿いのパルプ工場事件（アルゼンチン対ウルグアイ）、判決、国際司法裁判所報告 2010 (I)、79-80頁、197項；テヘランにおけるアメリカ合衆国の外交官及び領事館職員事件（アメリカ合衆国対イラン）判決、国際司法裁判所報告 1980 年、31頁、63項）。よって、例えば、その管轄下の民間事業者による排出量を制限するために必要な規制措置や立法措置を講じなかった場合、その国は責任を負う可能性がある。

429. 当裁判所はさらに、一部の参加者が、気候変動の文脈において責任を生じさせることは困難であると指摘した点を指摘する。その理由は、不法行為が累積的な性質を有し、複数の国が一定期間にわたって関与し、複数の被害国に損害を与える複数の国が関与するからである。この点について、裁判所は、気候変動は累積的な温室効果ガス（GHG）排出によって引き起こされるものの、歴史的および現在の排出量を考慮に入れることで、世界全体の排出量に対する各国の総寄与度を科学的に特定することが可能であることを指摘する。例えば、UNFCCCの採択以来、各国は排出量に関する情報を通報する義務を負っている。IPCCの2023年版報告書には、地域別の累積の正味の排出量に関するデータが含まれており、他の研究でも、個々の国に帰属する現在および過去の排出量に関するデータが含まれている（IPCC、気候変動2023：総合報告書 45頁；欧州委員会、共同研究センター科学政策報告書、世界のすべての国の二酸化炭素排出量、2022年 5頁）。実際、他の裁判所や司法機関でも、温室効果ガス排出量と気候変動との関連性、気候変動と訴訟当事者が被った有害な影響との関連性、そのような損害と特定の国の行為または不作為との関連性、およびそのような有害な影響に対する責任の帰属可能性について検討してきた。この段階で重要なのは、不法行為を構成するのは排出量そのものではなく、国家の国際的義務に違反して気候システムに重大な損害を与える行為や不作為であることである。

430. 裁判所は、複数の国家が気候変動に寄与しているという事実が、質問(a)で特定された個々の国家の義務違反が気候システムに重大な損害をもたらしたかどうか、またその程度を判断する困難性を高める可能性があることを認める。しかし当裁判所は、原則として、国際慣習法上の国家責任に関するルールで、損害を受けた国や責任を負う国が複数存在する状況にも対応できると考える。このような状況は、コンゴ領内での武力活動に関する判決（コンゴ民主共和国対ウガンダ）において、裁判所が認めている。「2つ以上の行為者に帰属する複数の原因によって……損害が生じた特定の状況においては、そのような損害の一部に対する責任は、（行為者の間で）配分されるべきである」（国際司法裁判所報告書2022 (I) 49-50頁 98項）。同裁判所の見解は、気候変動という文脈でなされたものではないが、一般的に重要な意味をもち、国家責任の原則が、複数の国家が違法行為により損害を引き起こした状況に対応可能であることを示しており、すべての責任ある国家の責任を主張することなく、単一の国家の責任を主張することが可能であることを示している。

431. したがって、気候変動の文脈において、裁判所は、被害を受けた各国は、気候系および環境の他の部分に損害をもたらした国際的に不法行為を行った各国に対して、それぞれに個別の責任を問うことができるものと判断する。また、複数の国が同一の国際的に不法行為について責任を負う場合、その行為に関連して、各国に責任を問うことができる。

432. したがって、当裁判所は、国家責任に関する規則は、気候変動の文脈における国家の責任を決定する可能性を認めていると考える。責任の帰属と配分の文脈で生じる事実問題は、個別案件ごとに解決される。

2. 因果関係に関する質問

433. 当裁判所はまず、損害の原因は、責任の認定そのものの要件ではないことをまず指摘する。国家責任を認定するためには、その行為が損害をもたらしたかどうかに関わらず、国際法に違反する行為と、その行為が国家に帰属することが必要である。因果関係または因果性は、賠償の決定において役割を果たす法的概念である。賠償は損害の存在を前提とするため、国家（あるいは国家群）の不法行為と、被害を受けた国家が被った特定の損害との間、または国際人権法上の義務違反の場合には損害を受けた個人が被った特定の損害との間に、因果関係が確立されなければならない。

434. 多くの参加者が、気候変動の拡散的な性質により、現在の状況では因果関係を確立することは不可能であると主張し。他の参加者は、気候変動の文脈では、不法行為と損害との因果関係は推定されるべきであると主張した。

435. 当裁判所は、いずれの立場も説得力がないと判断する。以前にも述べたように、「損害が複数の原因の同時作用によるものであるという事実は、[国家]が賠償義務を免れるための十分な根拠とはならない」（コンゴ（民主共和国）対ウガンダ事件におけるコンゴ（民主共和国）の領土における武力活動に関する賠償、判決、国際司法裁判所報告 2022 (I)、49頁、97項）。同時に、因果関係は推定されるものではなく、賠償が認められるために必要な要素である（同判決、48頁、93項）。

436. 当裁判所の判例において展開されてきた因果関係の確立における現在の法的基準は、気候系を人為起源の温室効果ガス排出による被害から保護する国家の義務に違反する国際法違反行為と、そのような国際法違反行為の結果として国家が被った損害との間の因果関係の立証に適用することができる。この基準は、「不法な行為と申請者が被った損害との間に、十分に直接的かつ確実な因果関係があること」を要求するものである。（ニカラグアが国境地域で行った特定の活動（コスタリカ対ニカラグア）、賠償、判決、国際司法裁判所報告 2018 (I) 26頁 32項；コンゴ領土における武力活動（コンゴ民主共和国対ウガンダ）、賠償、判決、国際司法裁判所報告 2022 (I) 48頁 93項）

さらに、裁判所が観察しているように、不法行為と損害との間の「因果関係」は、本質的に静的なものではなく、「違反した基本原則、損害の性質と程度によって変化する」（コンゴ領土における武力活動（コンゴ民主共和国対ウガンダ）、賠償、判決、国際司法裁判所報告 2022 (I) 48頁 9項）。したがって、当裁判所は、気候変動という現象に関して生じる課題に対処するのに、「十分に直接的かつ確実な因果関係」の基準は、申し立てられた不法な行為または不作為と主張される損害との間で十分な柔軟性をもつものであると判断している。

437. 気候変動の文脈におけるこの法的基準の運用について、裁判所は、因果関係には2つの異なる要素が含まれることに留意している。第1に、特定の気候現象または傾向が人為的な気候変動に起因するかどうか、第2の要素は、気候変動によって引き起こされた損害が、どの程度、特定の国家または国家グループに帰属させられるかである。第二の要素は、損害に関して国家が提起した請求に関して具体的に（*in concreto*）確立されなければならない。第1の要素は多くの場合、科学に依拠することで対処できる。この訴訟手続で提出された科学的証拠から、人為的なGHG排出の結果、気候システムおよび環境の他の部分に重大な損害が生じたことは確立されている（上記277項参照）。例えば、IPCCの2023年総合報告書には、気候変動に対する人為的な寄与を、観測された熱波、洪水、干ばつの増加と明確に関連付けるデータが含まれている（48頁、図2.3）。発生した損害と国際不法行為との因果関係の確立に関しては、当裁判所はこれまで、過去に以下のように指摘してきた。

「環境への損害が疑われる場合、損害の存在と因果関係に関して特別な問題が生じることがある。損害が複数の同時的な原因によるものであったり、不法行為と損害との因果関係に関する科学的状況が不確実であったりする。このような困難は、目下の事件の事実と裁判所に提出された証拠に照らして、その都度、対処しなければならない。不法行為と被った損害との間に十分な因果関係があるかどうかを最終的に判断するのは裁判所である。」（ニカラグアが国境地帯で行った特定の活動（コスタリカ対ニカラグア）、補償、判決、国際司法裁判所報告2018 (I) 26頁 34項）

438. 以上を踏まえ、当裁判所は、国家の不法行為または不作為と気候変動から生じる損害との因果関係は、局所的な汚染源の場合よりも希薄であるものの、このことは、気候変動の文脈において因果関係の特定が不可能であることを意味するものではなく、単に、各事案において、当裁判所が指摘した要素を考慮して、具体的に評価し、因果関係を立証しなければならないことを意味するに過ぎないと結論する。

3. 基礎となる義務のエルガ・オムネス的性格

439. 裁判所は次に、質問 (a) で特定された特定の義務の特質が、国家に対して何らかの特別な法的結果をもたらすかどうかという問題に目を向ける。本手続きで多くの参加者は、気候変動が関与するいくつかの義務は、対世効的な (erga omnes) 義務であると当裁判所がすでに認定していると主張した。

440. 当裁判所は、気候系のような地球規模の共通財に関連する国際法の特定の規則が、エルガ・オムネス的な義務を生じさせる可能性があることを指摘する（国際法委員会「一般国際法上の強制規範 (jus cogens) の特定とその法的効果に関する結論」の解説第17項第3段落、国際法委員会年報2022年、第II巻、第2部、66頁参照）。現在の状況において、裁判所は、すべての国家が大気や公海のようなグローバル環境コモンズの保護に共通の利益を有していると考えます。したがって、気候系および環境のその他の要素への人為的な温室効果ガス (GHG) 排出による被害を防止する義務、特に慣習国際法上の重大な越境的損害を防止する義務を含む国家の義務は、すべての人 (erga omnes) の義務である。条約の文脈において、当裁判所は、国連気候変動枠組み条約とパリ協定が、気候変動が「人類共通の関心事」と認識し (UNFCCC前文第1段落、パリ協定前文第11段落)、「地球規模での対応」を要求している (パリ協定第2条) ことを想起する。これらは、国際社会全体に利益をもたらす気候系を保護することを目的としており、国際社会全体に利益をもたらす。そのため当裁判所は、これらの条約に基づく各国の義務は、すべての当事者 (erga omnes partes) の義務であると考えます。

441. 裁判所は過去において、の義務は「その性質上.....すべての国の関心事」である（バルセロナ・トラクション・ライト・アンド・パワー・カンパニー・リミテッド (新申請：1962年) (ベルギー対スペイン)、第2項段階、判決、国際司法裁判所報告 1970年、32頁、33項）。裁判所はまた、以前にも、共通の利益を保護する条約は、一部の条項に関して、エルガ・オムネス・パルテス義務の存在を暗示すると判断している（ジェノサイドの犯罪の防止及び処罰に関する条約の適用 (ガンビア対ミャンマー)、予備的異議申立、国際司法裁判所報告 2022 (II) 515-516頁 107項；また、起訴または引渡しの義務に関する問題 (ベルギー対セネガル)、判決、国際司法裁判所報告 2012 (II) 449頁 68項；バルセロナ・トラクション・ライト・アンド・パワー・カンパニー・リミテッド (新申請：1962年) (ベルギー対スペイン) 事件、第二段階、判決、国際司法裁判所報告 1970年 32頁 33項）。その結果、すべての締約国は、気候変動条約に定められた主要な緩和義務の保護に法的利益を有し、他の国がこれらの義務を履行しない場合、その責任の履行を怠った他国の責任を問うことができる。

442. 当裁判所は、国家責任に関する規則に基づき、「損害を受けた国以外のいかなる国家も、..... 違反された義務が国際社会全体に対して負うものである場合には、..... 他の国家の責任を問う権利を有する」（国際法委員会（ILC）国家責任に関する条文第48条第1項（b））ことを想起する。したがって、気候変動緩和義務のような義務違反に対する責任は、そのような義務が慣習国際法の下で生じている場合には、いかなる国も主張することができる。気候変動条約に基づきこのような義務が生じる場合、すべての締約国がこのような義務を守る法的利益を有するとみなされるため、すべての締約国がこのような責任を問うことができる。裁判所は、「訴追または送還義務に関する質問」（ベルギー対セネガル）において、次のように述べている、

「[条約]に基づく関連義務の遵守に関する共通の利益は、[条約]の各締約国が、他の締約国による違反の疑いの停止に関する請求を行う権利を有することを意味する」（判決、*I. C. J. Reports 2012 (II)* 450頁 69項）。

443. ただし、救済措置の可能性に関しては、被害を受けた国または特別に影響を受けた国と、被害を受けていない国との立場には違いがある。被害を受けていない国は、集団的義務に違反した国に対して請求を行うことはできるが、自身に対する賠償を請求することはできない。むしろ、当該国は、違法行為の停止、再発防止の保証および保障、ならびに被害を受けた国または義務違反の受益者の利益のための賠償義務の履行を求める請求のみを行うことができる。これらの法的結果は、以下で検討される。

C. 不法行為から生じる法的帰結

444. 国家の国際的な不法行為には、その国家の国際的責任を伴うことは確立された法理である。今回の文脈では、国際的に不法な行為は、パリ協定第4条に基づき、国のNDCの策定、通報、実施に関する手続き上の義務違反から、例えば、重大な危害を防止するための注意義務に基づき温室効果ガスの排出を規制しないなど国際慣習法違反や環境影響評価（EIA）を実施しないことまで幅広い。

445. 当裁判所は、これらの勧告的意見の文脈において、気候系を人為的な温室効果ガス排出から保護する義務に違反するという国際法違反行為がもたらす具体的な帰結を詳細に特定することはできない。なぜなら、そのような帰結は、具体的な違反行為の内容および被害の個別的性質に依存するからである。当裁判所は、一般論として、問題となっている国家の義務の違反（a）は、国家責任法の下で定められたすべての法的帰結をもたらすことを指摘する。これには、損害の有無にかかわらず適用される停止義務と再発防止義務を含む法的帰結、並びに完全な賠償（回復、補償、および/または満足を含む）を要する法的帰結が含まれる。裁判所はまた、国家の義務違反は、責任を有する国家が違反した義務を履行する継続的な義務に影響を及ぼさないことも指摘する。当裁判所は、以下でこれらを順次、検討する。

1. 履行義務

446. 国家が国際的な義務に違反した場合でも、その履行義務は消滅しない。国家は、その義務に違反した場合でも、その義務を継続的に履行する義務を有する（*ガブチコヴォ・ナジマロス計画（ハンガリー/スロバキア）事件、国際司法裁判所判決、1997年国際司法裁判所判決集、68頁、114項参照*）。例えば、気候変動条約に基づく義務の違反にもかかわらず、国家は貯蔵庫や吸収源の能力を維持し改善する継続的な義務を有する。同様に、パリ協定第4条に基づき適切にNDCを設定しなかった締約国に対し、権限を有する裁判所または法官は、その国家に対し、パリ協定に基づく義務に適合したNDCを採択して義務を果たすよう命じることができる。

2. 中止義務および再発防止の保証

447. 気候システムを人為的なGHG排出から保護する義務に違反する国際的な不法行為の遂行によって、どのような結果がもたらされるかは、問題となっている具体的な違反の内容や特定の被害の性質によって異なるからである。一般的な見解として、裁判所は、質問 (a) に基づく国家の義務違反は、以下の可能性があることに留意する。

448. また、中止義務は、各国が、その義務の履行を確保するために、その利用可能なあらゆる措置を講じて温室効果ガス排出量を削減し、その他の措置を講じることを要求する場合もある。さらに、適切な状況においては、責任ある国は、再発防止に関する適切な保証 (assurances) および担保 (guarantees) を提供することが求められる場合もある (国際法委員会 (ILC) の国家責任に関する記事、第30条 (b) 参照)。

3. 賠償義務

449. 上記のように、被害を受けた国家又は国際人権法に基づく義務の違反の場合には、被害を受けた国家や個人によって証明された被害の存在に対して賠償が適用される。したがって、賠償がなされるには、国家 (または国家グループ) の不法行為とそれによる特定の被害との間の因果関係が、被害を受けた国家または人権法の場合には被害を受けた個人によって立証されなければならない。

450. 国際法委員会 (ILC) の国家責任に関する記事第31条は、責任を有する国家は、国際法に違反する行為により生じた損害について完全な賠償を行う義務を負うものと定めている (参照: 占領されたパレスチナ領土における壁の建設の法的帰結に関する勧告的意見、国際司法裁判所報告書 2004年 (I)、198頁、152項)。旧国際司法裁判所は、*チョルズフ工場事件*において、賠償は「その行為が行われなかった場合、おそらく存在していたであろう状況を回復させ、違法行為のすべての帰結を消滅させる」ものでなければならないと述べている (本案、判決第13号、1928年、*P. C. I. J. シリーズA、第17号* 47頁)。「完全賠償」とは、原状回復、損害賠償、満足のいく補償、またはその組み合わせによって達成される。賠償の適切な性質と量は、抽象的に評価することはできず、特定の事案の事情に依存する。

(a) 返還 (原状回復)

451. 当裁判所は、環境被害においては、不法行為が行われる前に存在した状況の再確立を含む返還 (原状回復) という救済は困難または実現不可能である可能性があることを指摘する。それにもかかわらず、温室効果ガスの排出によって引き起こされる気候変動の状況においては、損害または破壊されたインフラの再建、生態系と生物多様性の回復という形で返還が行われる可能性がある、と当裁判所は考える。このような特別な形態の被害回復が、気候変動に関連して国家が被った損害の賠償として適切かどうかは、ケースバイケースで判断されるべきである。このような判断は、抽象的に行うことはできない。

(b) 賠償

452. 原状回復が実質的に不可能であることが判明した場合、責任ある国家は賠償する義務を負う。裁判所は、賠償の一形態としての補償は、国際的に不当な行為の結果として生じた損失に対処する機能を有すると述べている。補償は、損害を受けた国またはその国民が被った金銭的に評価可能な損害に対応するものである。当裁判所は本勧告的意見において、特定の国に対する賠償を示すこと、またはそのような国を個別に特定すること、また、特定の国または複数の国が支払うべき賠償の定量化を示すことは要請されていない。しかし当裁判所は、国家責任に適用される法的枠組み

を定めるという観点から、気候変動によって引き起こされた重大な損害について、1つまたは複数の国家の不法行為と結果として生じた損害との間に、十分に直接的かつ確実な因果関係の存在を示すことができる場合、賠償の義務があるかどうかを検討することは、本意見書の範囲内であると考えられる。

453. 当裁判所は、国際法上、環境損害が賠償の対象となることを既に確認しており、環境への損害に対する賠償は、環境そのものの損害（回復前の期間における環境財やサービスの減損または喪失に対する賠償を含む）－ならびにそのような損害の結果として被害を受けた国が被った費用に対して賠償が支払われることを確認している（*ニカラグアが国境地域で行った特定の活動（コスタリカ対ニカラグア）*、賠償、判決、*国際司法裁判所報告 2018 (I) 28-29頁 41-43項*）。環境への損害の評価に関しては、当裁判所は次のように判断している。

「重大な損害の程度について十分な証拠がないことは、すべての状況において、その損害に対する補償の裁定を妨げるものではない。例えば、*アフマドゥ・サディオ・ディアロ事件*では、裁判所は衡平法上の考慮に基づいて賠償額を決定した」（*同書*、26～27頁、35項）。

454. したがって、損害の正確な範囲について不確実性がある場合、証拠によって示された可能性の範囲内において、公平な考慮を勘案した上で、例外的に一括賠償が認められることがある（*コンゴ（民主共和国）対ウガンダ事件におけるコンゴ（民主共和国）の領土における武力活動*、賠償、判決、*国際司法裁判所報告 2022 (I) 52頁 106項*）。気候変動の文脈では、損害の正確な範囲に通常不確実性が伴うため、賠償としての賠償金の算定は困難である可能性がある。

(c) 満足 (*satisfaction*)

455. 温室効果ガスの排出に関する国または国の義務違反に対して、満足が正当化されるかどうか、またその満足がどのような形で得られ得るかは、違反の性質と状況による。遺憾の表明、正式な謝罪、公的な承認や声明、気候変動に関する社会教育といった形で満足を得ることは可能である。過去に、裁判所は、国際裁判所または法廷が国家の行為の不当性を正式に宣言することも、潜在的な満足の形態であると認めている（*コルフ海峡事件（イギリス 対 アルバニア）*、実体判断、判決、*国際司法裁判所判決集 1949年 35頁*）。

456. 結論に先立ち、当裁判所は、今回の勧告的手続はこれまで当裁判所に提起されたものとは異なるものであることが示唆されていることを想起する。同時に、先に当裁判所が結論づけたように、総会が当裁判所に提起した問題は法的なものであり（40項参照）、当裁判所は法の裁判所として、その司法的機能を通じて、またその制約の範囲内で、提起された問題に対処する以上のことはできない。しかし、総会が提起した問題は、法的な問題以上のものである。それは、あらゆる生命体と地球の健康を脅かす、惑星規模の存亡にかかわる問題なのである。総会がその権限を発動した国際法は、この問題を解決する上で重要な役割を担っているが、最終的な役割は限られている。この困難な、そして自ら招いた問題の完全な解決には、法律、科学、経済、その他いかなる分野であれ、人類の知識のあらゆる分野の貢献が必要である。とりわけ、永続的で満足のいく解決策を得るには、個人、社会、政治の各レベルにおいて、人間の意志と叡智が必要である。私たち自身と、これから生まれてくる人々のために。この意見を通じて、当裁判所は、国連とその機関に代表される国際社会の活動に参加し、その結論が、現在進行中の気候危機に対処するための社会的・政治的行動を、法律が情報提供し、導くことができるようになることを願っている。

* *

457. 以上の理由により、

裁判所は、

(1) 全会一致で、

請求された勧告的意見を述べる管轄権を有すると判断する；

(2) 全員一致で

勧告的意見の要請に応えることを決定する；

(3) 総会が提出した質問 (a) に関して：

A. 全会一致で、

気候変動に係る条約は、人為的な温室効果ガスの排出から気候系および環境のその他の部分の保護を確かなものとするために、締約国に対して拘束力のある義務を定めている。これらの義務には以下が含まれる：

- (a) 気候変動枠組条約の締約国は、温室効果ガス排出の緩和および気候変動への適応に貢献することを目的とした措置をとる義務を負う；
- (b) 気候変動枠組条約附属書Iに記載されている締約国は、温室効果ガスの排出を制限し、温室効果ガスの吸収源および貯蔵庫を強化することにより、気候変動との闘いを主導する追加的義務を負う；
- (c) 気候変動枠組条約の締約国は、条約の究極の目的を達成するために相互に協力する義務を負う；
- (d) 京都議定書締約国は、議定書の該当規定を遵守しなければならない；
- (e) パリ協定の締約国は、パリ協定で定められた気温目標の達成に適切に貢献できるよう、共通だが差異ある責任とそれぞれの能力に従って対策を講じる上で、相当の注意 (due diligence) を払って行動する義務を負う；
- (f) パリ協定の締約国は、地球温暖化を防ぐために世界の平均気温の上昇を工業化以前の水準から1.5℃以内に抑えとの目標を、各国の国が決定する貢献 (NDC) を合わせることで達成できるよう、累次的かつ前進的なNDC (国が決定する貢献) を策定し、通報し、維持する義務を負う；
- (g) パリ協定の締約国は、継続的に、国が決定する貢献 (NDC) で定められた目標を達成することができるよう措置を実行する義務を負う；
- (h) パリ協定の締約国は、技術および資金の移転を含む適応および協力の義務を負っており、これらの義務は誠実に履行されなければならない。

B. 全会一致で、

国際慣習法は、人為的な温室効果ガスの排出から気候系および環境のその他の部分を確実に保護する国家の義務を定めている。これらの義務には以下が含まれる：

- (a) 国家は、共通だが差異ある責任とそれぞれの能力に応じて、相当な注意（due diligence）を払って行動することにより、環境への重大な損害を防止する義務を有しており、自国の管轄下または管理下で行われる活動が気候系および環境のその他の部分に重大な損害をもたらすことを防止するため、利用可能なあらゆる七を講じる義務がある；
- (b) 国家は、気候系およびその他の環境に対する重大な損害を防止するために、誠意をもって相互に協力する義務を有し、そのような損害を防止するための措置を講じる際に、国家は、持続的かつ継続的に協力を行うことが求められる。

C. 全会一致で、

オゾン層の保護に関するウィーン条約、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書およびそのキガリ改正、生物多様性条約、ならびに深刻な干ばつ及び、または砂漠化に直面する国々（特にアフリカ）における砂漠化とたたかう砂漠化防止条約などの国連条約の締約国は、これらの条約に基づき、人為的な温室効果ガスの排出から気候系および環境のその他の部分を確実に保護する義務を負う；

D. 全会一致で

国連海洋法条約の締約国は、気候変動の悪影響から海洋環境を保護し、保全するための措置を講じ、誠意をもって協力する義務を負う。

E. 全会一致で、

国家は、国際人権法の下で、気候系および環境のその他の部分を保護するために必要な措置を講じ、人権を尊重し、人権の有効な享受を確保する義務を負う。

(4) 総会が提起した質問 (b) に関して

全会一致で、

国家が、質問 (a) に対する回答で特定された義務を履行しない場合、その国家の責任を伴う国際法上の不法行為となる。責任ある国家は、履行を怠った義務を履行する継続的な義務を負う。国際法上の不法行為の遂行によって生じる法的帰結には、以下の義務が含まれる：

- (a) 不法行為または不作為が継続している場合は、それらを中止すること；
- (b) 状況に応じて、不法行為または不作為を繰り返さない保証および担保を提供すること；
- (c) 不法行為と損害との間に十分に直接的かつ確実な因果関係が示されるなど、国家責任法の一般的な条件が満たされる場合、被害を被った国家に対して、完全な賠償（返還、賠償、満足）を行うこと。

ハーグの平和宮殿において、2025年7月23日、仏文および英文で作成され、仏文に権威がある。2通の写しのうち、1通は当法定の記録として保管し、もう1通は国連事務総長に交付される。

署名 岩沢祐治
所長

署名 フィリップ・ゴティエ
書記官

SEBUTINDE副所長は本意見書に別途意見を付す；TOMKA判事は本意見書に宣言を付す；YUSUF判事、XUE判事およびBHANDARI判事は、当裁判所の勧告的意見に別個の意見を付す；BHANDARI判事およびCLEVELAND判事は、当裁判所の勧告的意見に共同宣言を付す；CHARLESWORTH判事、BRANT判事、CLEVELAND判事、AURESCU判事は、当裁判所の勧告的意見に共同宣言を付す；CLEVELAND判事は当裁判所の勧告的意見に宣言を付し、AURESCU判事は当裁判所の勧告的意見に個別の意見を付し、TLADI判事は当裁判所の勧告的意見に宣言を付す。

(署名) I. Y.

(署名) Ph. G.

暫定翻訳 : 浅岡美恵

訳文についての注記

- ・ paragraph、para は、「項」とした。
- ・ harm は、「損害」、「被害」とした。
- ・ due diligence は、「相当な注意」とした。
